

第5期
えびの市地域福祉計画
(案)

【令和8年度～令和11年度】

令和8年3月
えびの市
えびの市社会福祉協議会

— 目 次 —

第1章 計画策定に当たって	4
1. 計画策定の背景	4
2. 関連計画について	6
第2章 えびの市の状況	8
1. 統計データから見たえびの市	8
2. 市民アンケート・事業所アンケート調査結果の概要	13
第3章 第4期計画の振り返り	32
1. 第4期計画における重点取組について	32
2. 分野別施策の進捗状況評価（行政・社会福祉協議会）	34
3. 第4期計画の実施状況	34
基本目標I みんなで支え合う地域づくり	35
基本目標II 地域を支える担い手づくり	42
基本目標III 安心して暮らせる環境づくり	47
第4章 第5期計画の基本理念、基本目標	62
1. 基本理念	62
2. 基本目標	62
3. 重点取組（包括的な支援体制）	63
4. 生活困窮者自立支援方策について	66
第5章 分野別具体的施策	71
基本目標I みんなで進める「地域づくり」	71
基本目標2 みんなが役割を持つ「人材・担い手づくり」	80
基本目標3 安心できる「支援体制づくり」	88
第6章 第二次えびの市再犯防止推進計画	100
1 再犯防止推進計画とは	100
2 国における再犯防止の取組	101
3 宮崎県内の状況	102
3 えびの市における現状や取組、課題	104
4 再犯防止のための具体的取組	105
第7章 計画の推進	108
1. それぞれの役割	108
2. 計画の評価・検証	109

第1章

計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

I. 計画策定の背景

私たちが暮らしているえびの市において、すべての人が安心していつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なことは何でしょうか？

これまで、支援が必要な場合は「実際に困った状況になったとき」になって初めて必要な支援・給付を行うケースが一般的でしたが、単身高齢者の増加や核家族化の進行、またいわゆる8050、貧困など、私たちをとりまく環境が複雑化・複合化する中、「人と人、人と社会がつながって地域を創る」「課題の発生が複雑化・複合化するのを防ぐ」ための取組が大切になってきています。

そして、この考えは「社会福祉法」の改正で明らかにされるとともに、市町村が策定する「地域福祉計画」において取り組むべき事項とされています。

地域福祉計画の策定にあたり、まずは国の動向や社会福祉法の改正経過を振り返ります。

○ 「社会福祉法」の制定から75年

- 「社会福祉法」は、昭和26（1951）年に「社会福祉事業法」として制定され、福祉分野における他の法律とともに、社会福祉事業の適正な実施及び社会福祉の増進などを推進してきました。
- 令和8（2026）年は「社会福祉法」の前身となる社会福祉事業法の制定から75年となります。この間、増大・多様化する福祉ニーズや社会経済状況に対応するための法改正が行われています。

○ 「地域福祉の推進」と社会福祉法

- 平成12（2000）年には、地方公共団体の自主・自立を高めるとともに活力ある地方づくりを進めるための「地方分権一括法」が施行されるとともに、社会福祉事業法が「社会福祉法」と改められました。
- また、「地域福祉の推進」が法律に明記され、地域住民は事業者や社会福祉に関する活動を行う者と連携して地域福祉の推進に努める「主体」として位置付けされました。
- さらに、地域福祉を具体的・計画的に進めていくために「市町村地域福祉計画」を策定することが盛り込まれました。

○ 「ニッポン一億総活躍プラン」

- 平成28（2016）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域の「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の誰もが役割を持ち、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」の実現を目指すこととされ、「地域共生社会」づくりに向けた取組が始まりました。
- 「地域共生社会」の理念は、後の社会福祉法改正において掲げられており、市町村地域福祉計画においても、地域の実情に応じた具体的な取組とともに明らかにする必要があります。

○ 市町村地域福祉計画の策定事項

- 平成29（2017）年の社会福祉法改正では、「市町村地域福祉計画」の策定において盛り込まなければならない事項が具体的に示され、福祉における各分野が連携して必要な事業を進めるものとされるとともに、それまで任意とされていた市町村計画の策定が努力義務化されました。

○ 地域共生社会の実現と重層的支援体制整備事業

- 「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定以降、地域共生社会づくりに向けた「住民主体の課題解決の強化」、「相談支援体制のあり方」など、国において地域力強化に関する検討が行われ、これらの検討結果のとりまとめを基に、令和2（2020）年に社会福祉法の改正が行われました。
- このときの法改正により、「地域共生社会」づくりに関する規定が追加され、包括的な支援の具体的な方法として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

社会福祉法

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

これらの経緯を踏まえ、住民に最も身近な行政主体であるえびの市として、「地域福祉」を地域住民とともに進めていくため、令和8年度から令和11年度の4か年を計画期間とする「第5期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定することとします。

<策定にあたってのポイント>

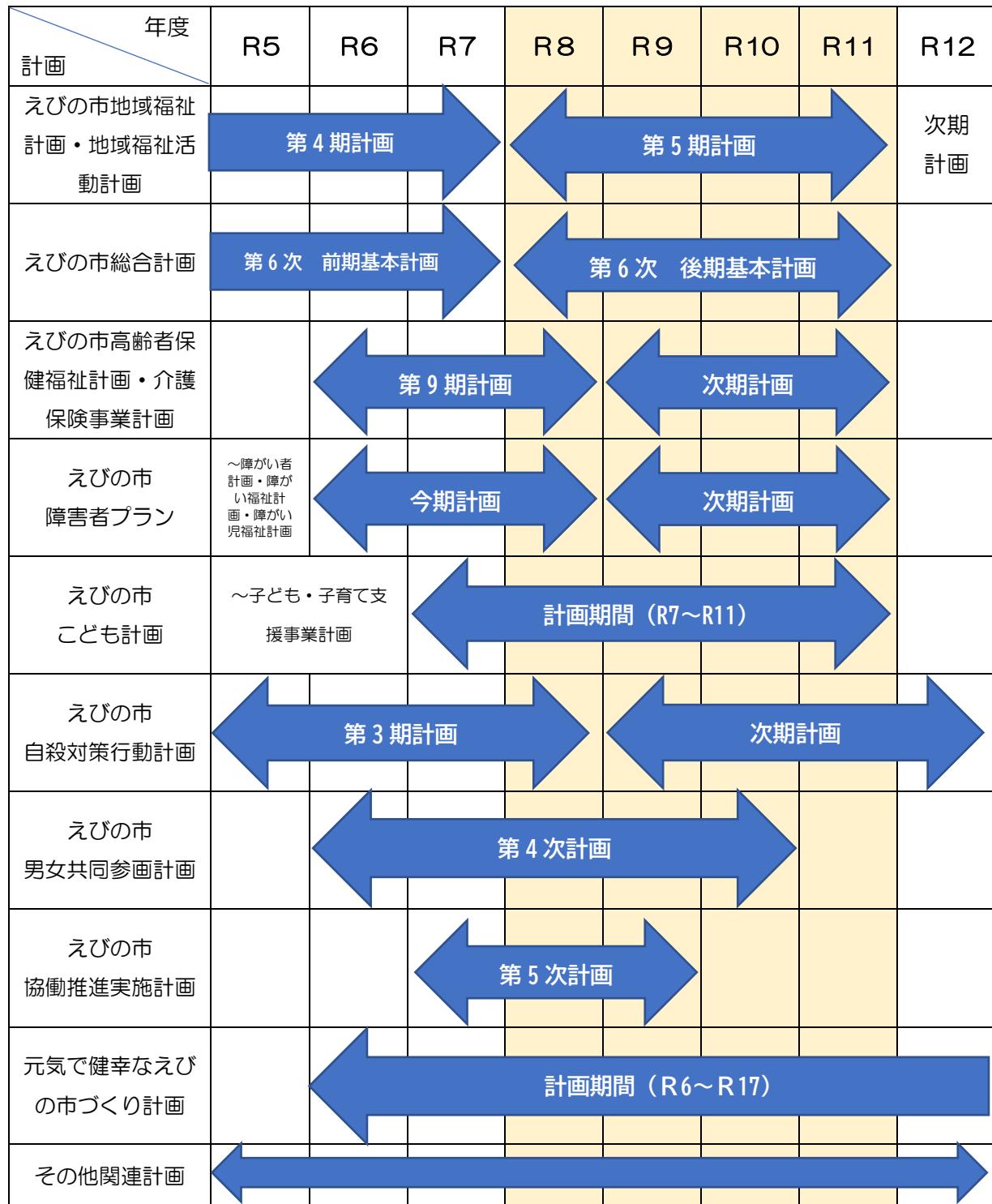
- 地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、地域福祉の「上位計画」です。
- 地域福祉計画が目指すのは、誰もが地域でいきいきと暮らし続けることができる「地域共生社会づくり」です。
- すべての市民は地域社会の一員であるとともに、地域福祉の主人公は、住民、行政、社会福祉事業者など、社会福祉に関する活動を行うすべての個人、団体です。
- 地域福祉計画で位置付けた取組を通じて、多様な「つながり」をつくります。

2. 関連計画について

「第5期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、社会情勢の変化や人口推移による施策の見直しの間隔を短くするため、計画期間を令和8年度から令和11年度までの4か年とします。

本市の上位計画である「第6次えびの市総合計画後期基本計画」と計画期間を合わせています。

その他の関連計画においても整合性を図りながら、共通して取り組むべき事項を本計画で示します。



第2章 えびの市の状況

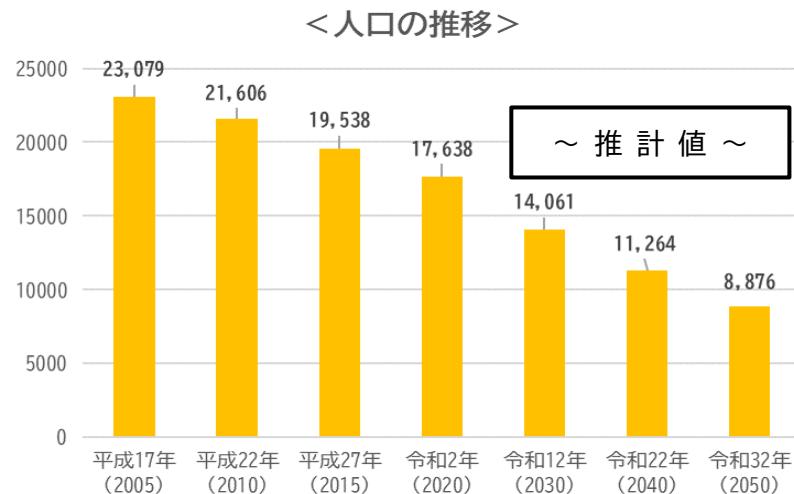
第2章 えびの市の状況

I. 統計データから見たえびの市

(1) 人口推移などの状況

人口の推移と今後の見込み

人口の推移の状況をみると、年々減少傾向となっており、推計では令和27年には1万人を下回ることが見込まれています。



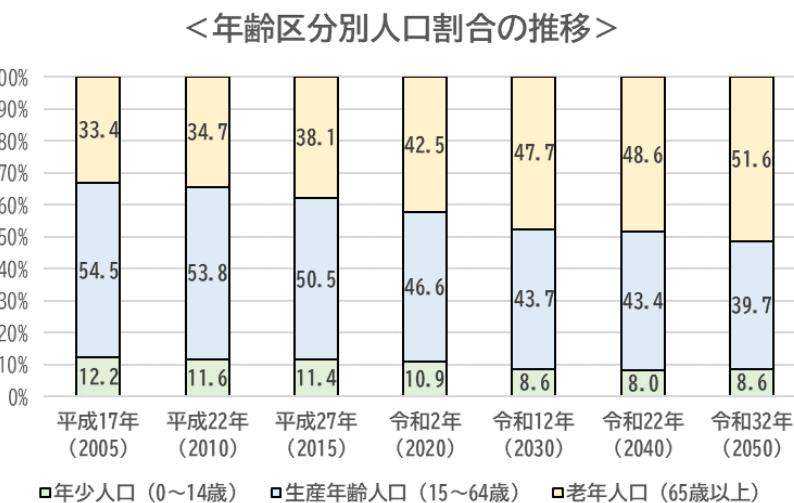
出典:国勢調査(平成17年～令和2年)

国立社会保障・人口問題研究所 2023年推計値

年齢区分別人口割合の推移と今後の見込み

年齢区分別人口の割合は、令和2年に65歳以上の割合が40%を越えています。

なお、推計値によると、65歳以上の人口は減少を続けるものの、75歳以上の人口は令和12(2030)年がピークとされています。



出典:国勢調査(平成17年～令和2年)

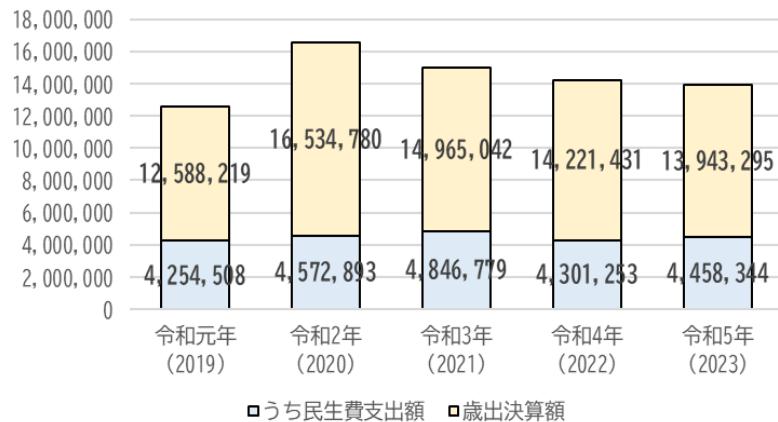
国立社会保障・人口問題研究所 2023年推計値

決算額に占める民生費の推移

新型コロナウイルスの感染拡大以降、全体の決算額は増加しています。

決算額に占める民生費の割合は約30%前後で推移しており、特別定額給付金事業が実施された令和2年度を除き、目的別歳出額の1位となっており、行政経費の大きな割合を占めています。

<決算額に占める民生費の推移>



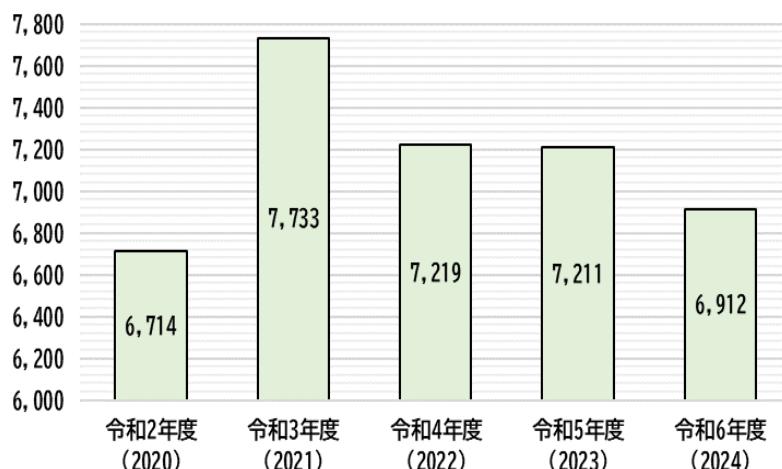
出典:市町村決算カード(令和元年度～令和5年度)

民生委員活動延日数の推移

地域福祉の重要な担い手である民生委員は、家族関係、生活環境、経済的困窮など、多岐に渡る相談に対して関係機関へつなぐなど、活動の重要性が高まっています。

新型コロナウイルス感染症拡大以降、特に活動日数が増加しており、1人当たり約120日の活動日数となっています。

<民生委員の年間活動延日数の推移>



出典:福祉行政報告例(令和2年度～令和6年度)

(2) 本市の主な社会資源・地域福祉活動

地域福祉活動・地域づくりに関する活動

地域支え合い事業 実施地区・参加人数

**50自治会
延べ 3,506 人**

令和 6 (2024) 年度

地域福祉推進員

138 人

飯野地区：45 人
上江地区：21 人
加久藤地区：35 人
真幸地区：37 人
令和 7 (2025) 年度

民生委員・児童委員

57人

うち主任児童委員

4人

令和 7 (2025) 年 12 月 1 日現在

民生委員・児童委員

活動日数：延べ 6,912 日
相談・支援件数：1,223 件
訪問活動回数：延べ 6,457 回

令和 6 (2025) 年度実績

ボランティアセンター

登録団体・人数

60 団体

1,254 人

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在

自治会

64 自治会

まちづくり協議会

4 地区

令和 7 (2025) 年度

高齢者に関する活動

高齢者クラブ

数・会員数

43 クラブ

1,413 人

令和 7 (2025) 年
4 月 1 日現在

シルバー人材

センター会員数・

就業延人日数

200 人

11,947 人日

令和 6 (2024) 年度

老人福祉

センター設置数

2か所

令和 7 (2025) 年度

子育て支援に 関する活動	ファミリー・サポート・ センター利用延件数 142 件 令和 6 (2024) 年度	こども食堂 運営数 3 か所 令和 6 (2024) 年度
青少年育成・再犯 防止に関する活動	保護司 えびの地区委嘱者数 10 人 令和 6 (2024) 年度	更生保護女性会 えびの地区会員数 57 人 令和 6 (2024) 年度
障がい者・交通対 策等に関する活動	身体障害者福祉会 会員数 83 人 令和 6 (2024) 年度	手話奉仕員 登録者数 42 人 令和 6 (2024) 年度
高齢者福祉タクシー 利用助成対象者数・ 利用枚数 514 人 10,488 枚 令和 6 (2024) 年度	障がい者福祉タク シー利用助成対象 者数・利用枚数 30 人 664 枚 令和 6 (2024) 年度	みな・ほっと 見守り 応援隊登録事 業所数 35 事業所 令和 6 (2024) 年度

(3) 社会福祉施設

社会福祉施設には、老人福祉法や児童福祉法などの社会福祉各法に規定されている施設と、社会福祉法によって社会福祉事業(1種・2種)と定義されている事業を行うための施設があります。

【児童福祉関係施設等】

施設名	箇所数	施設名	箇所数
通常保育事業所	10	延長保育事業所	10
一時預かり事業所	11	障がい児保育事業所	10
放課後児童クラブ事業所	6	ファミリー・サポート・センター	1
地域子育て支援センター	1		

出典:こども課(令和7年4月1日現在)

【高齢者福祉関係施設等】

在宅型・サービス種類	箇所数	在宅型・サービス種類	箇所数
居宅介護支援事業所	10	地域包括支援センター	1
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	4	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	3
地域密着型通所介護 (デイサービス)	5	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・養護老人ホーム)	4
通所介護 (デイサービス)	9	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	3
通所リハビリテーション (デイケア)	6	介護老人保健施設	1
短期入所生活介護・療養介護 (ショートステイ)	5	介護療養型医療施設	2
訪問看護	4	老人福祉センター	2

出典:介護保険課・福祉課(令和7年4月1日現在)

【障がい者(児)福祉関係施設等】

サービス種類	箇所数	サービス種類	箇所数
計画相談支援	1	就労継続支援(A型)	1
障害者(児)相談支援	1	就労継続支援(B型)	1
共同生活援助(グループホーム)	1	地域活動支援センター	1
居宅介護(ホームヘルプ)	1	放課後等デイサービス	2
重度訪問介護	1	権利擁護・成年後見制度支援	1

出典:福祉課(令和7年4月1日現在)

2. 市民アンケート・事業所アンケート調査結果の概要

第5期えびの市地域福祉計画の策定に当たり、市民や福祉関係事業所の声を施策に反映させるため、以下の要領により市民アンケート・事業所アンケートを実施しました。

市民アンケート及び事業所アンケート結果の概要は、次のとおりです。

(Ⅰ) 市民アンケート調査結果の概要

調査時期	令和7年8月から9月にかけて実施
アンケート調査対象	市内在住の18歳以上80歳代の3,000人を無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収及びWEB回答
配布数及び回答数	配布数：3,000人 有効回収数：紙面回答652人、WEB回答105人 合計回答数757人（回答率25.2%）

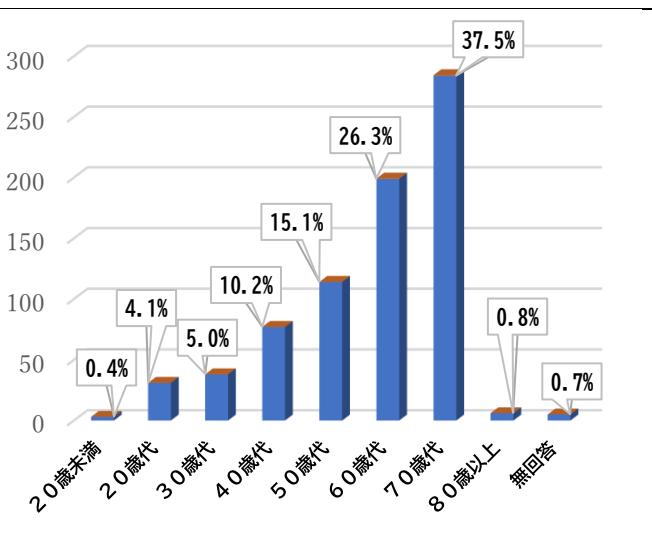
※以下の集計において、回答割合の端数処理の関係上、合計が100.0%とならない場合があります。

① 年代、居住地及び居住歴について

回答年代は「70歳代」が最も多く、37.5%となっており、次いで「60歳代」の回答が26.3%、「50歳代」が15.1%の順となっており、前回アンケート実施時と同様の年代順となっています。

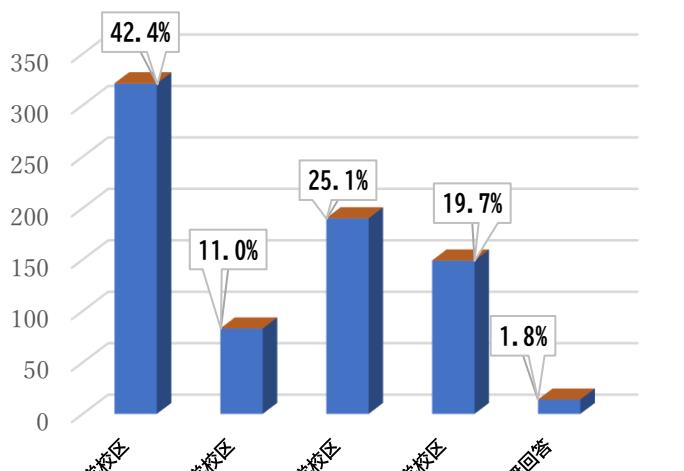
○あなたの年齢を教えてください

選択肢	回答数	割合
20歳未満	3	0.4%
20歳代	31	4.1%
30歳代	38	5.0%
40歳代	77	10.2%
50歳代	114	15.1%
60歳代	199	26.3%
70歳代	284	37.5%
80歳代	6	0.8%
無回答	5	0.7%
回答数	757	100.0%



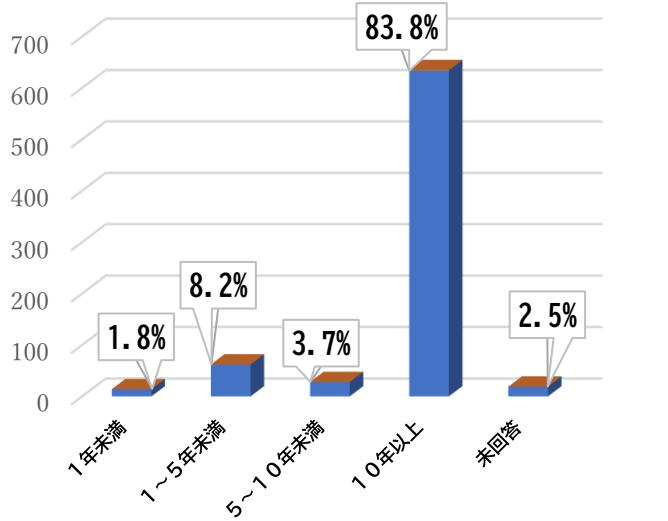
○あなたのお住いの中学校区を教えてください。

選択肢	回答数	割合
飯野中学校区	321	42.4%
上江中学校区	83	11.0%
加久藤中学校区	190	25.1%
真幸中学校区	149	19.7%
無回答	14	1.8%
回答数	757	100.0%



○あなたは今のお住いに何年くらい住んでいますか。

選択肢	回答数	割合
1年未満	14	1.8%
1～5年未満	62	8.2%
5～10年未満	28	3.7%
10年以上	634	83.8%
無回答	19	2.5%
回答数	757	100.0%

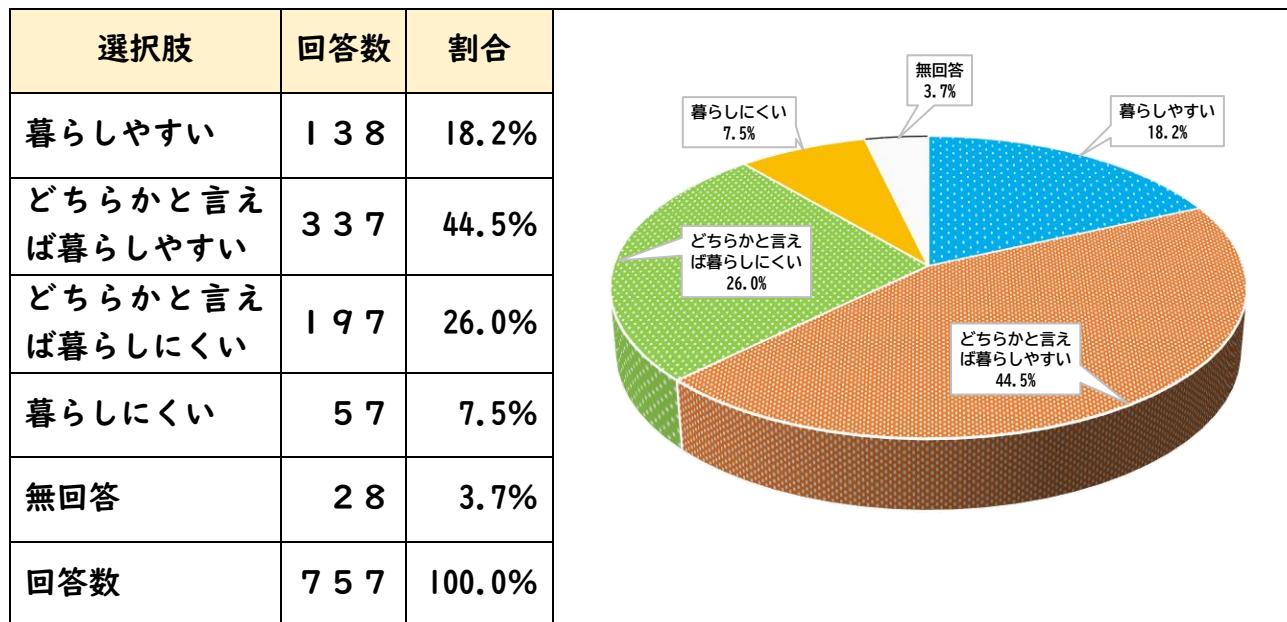


② えびの市の暮らしやすさについて

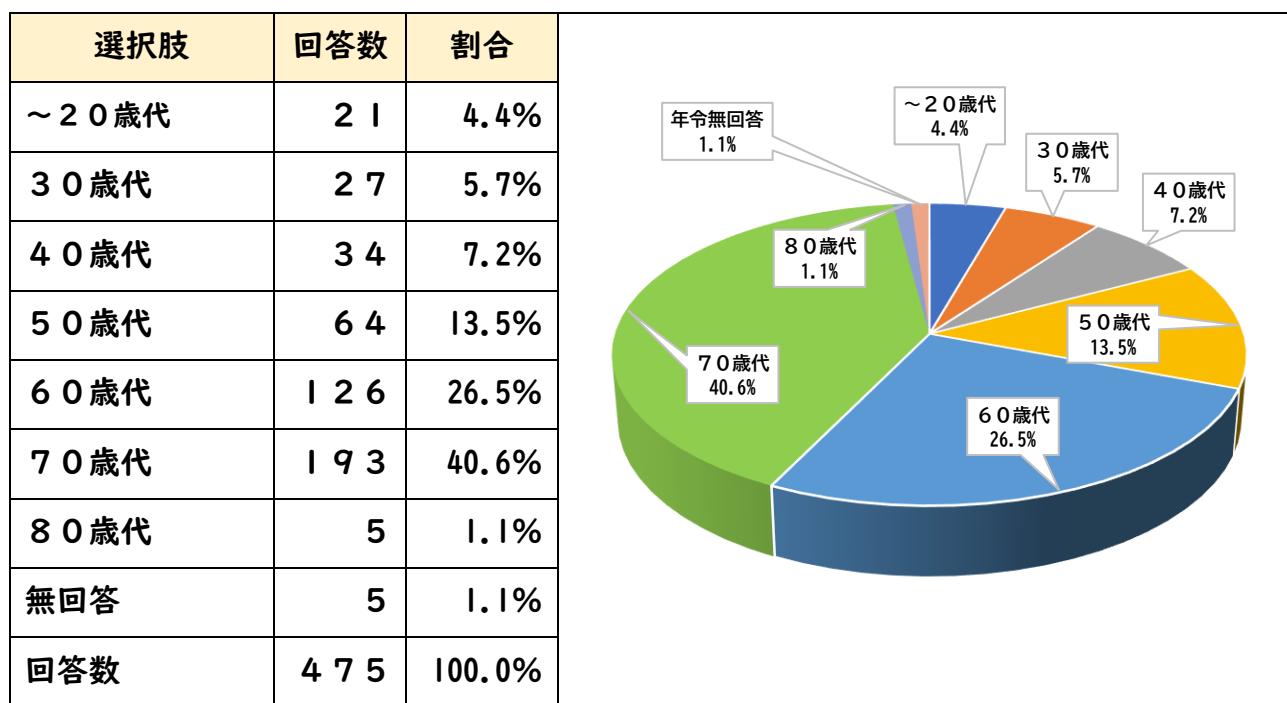
えびの市での生活について、「暮らしやすい」又は「どちらかと言えば暮らしやすい」と回答した割合が62.7%となっており、前回アンケート実施時の割合（74.1%）よりも暮らしやすさを感じる割合が減少しています。

また、「暮らしやすい」又は「どちらかと言えば暮らしやすい」と回答した人の67.1%が60歳代から70歳代となっています。

○あなたは『えびの市』を暮らしやすいまちだと思いますか。



(「暮らしやすい」又は「どちらかと言えば暮らしやすい」と回答した年代割合)



③ 日常生活で感じている悩みや不安について

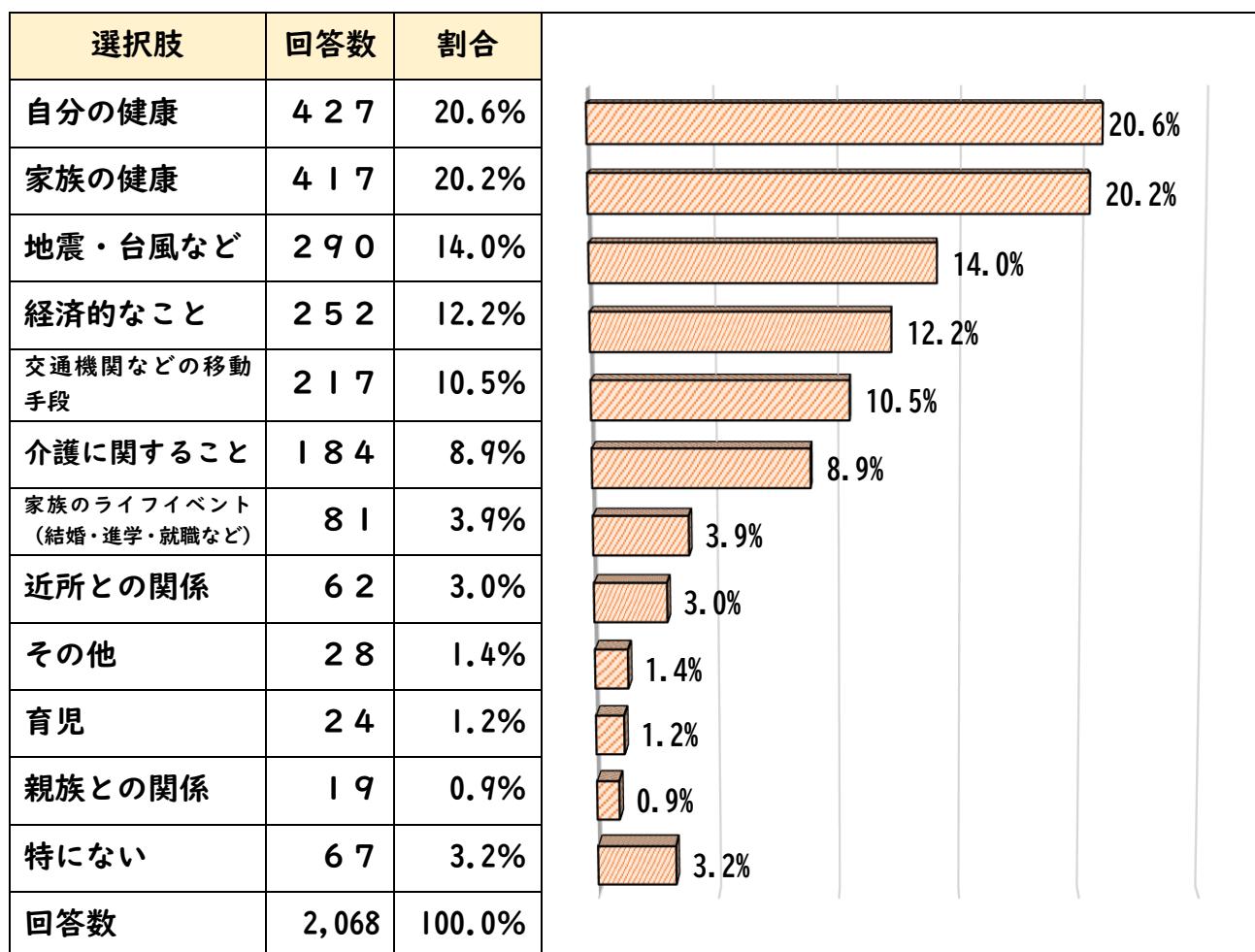
「自分の健康」「家族の健康」「地震・台風などの災害時に関すること」「経済的なこと」が前回アンケートと変わらず上位を占めています。

また、「交通機関などの移動手段に関するここと」に悩みや不安を感じている人が前回アンケートより増加しており、高齢化に伴い免許返納や運転が困難になっている人が今後も増えてくると思われます。

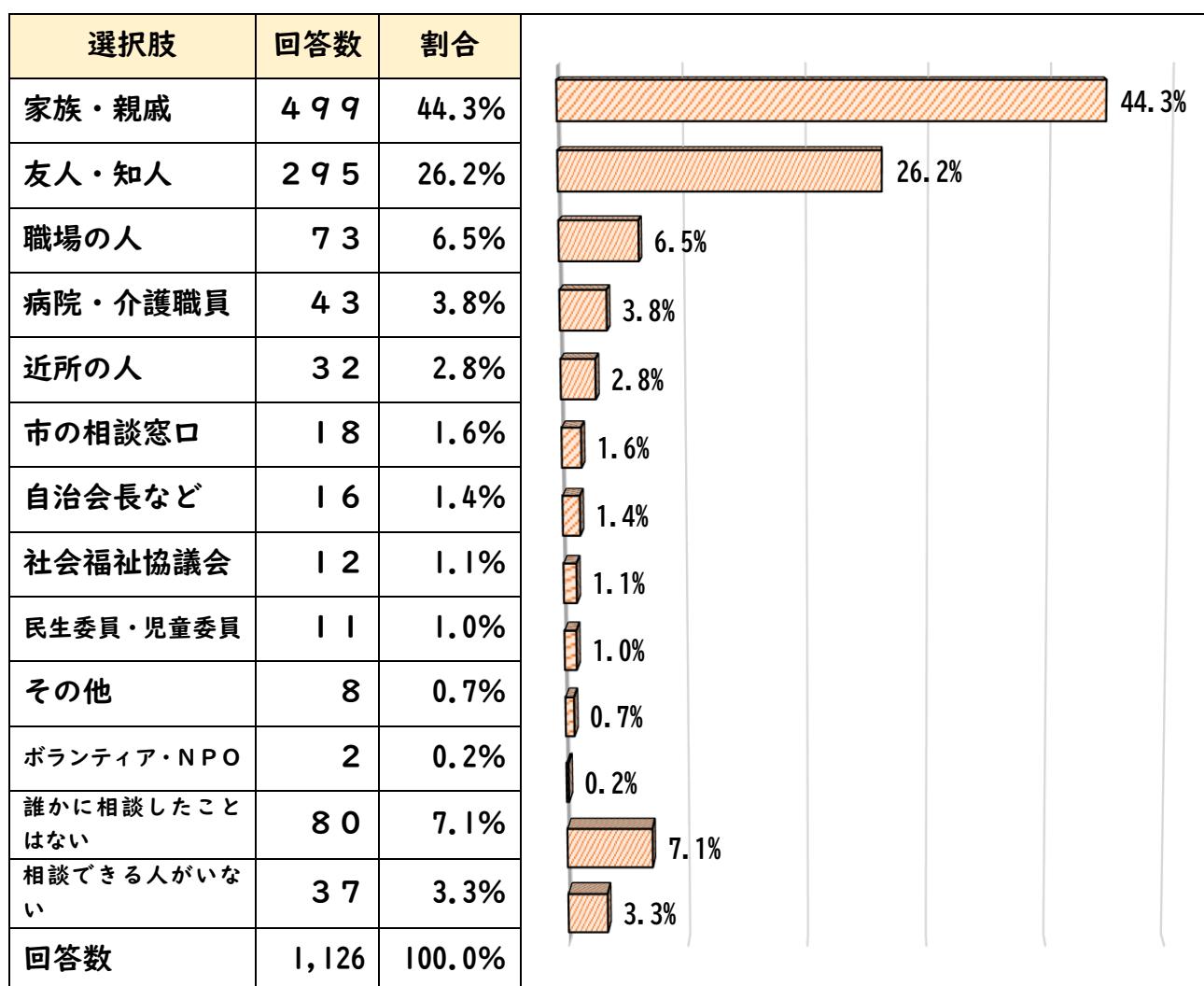
普段感じている悩みや不安を相談する相手に関する質問に対しては、前回アンケートとほぼ同様に「家族・親戚」又は「友人・知人」が多くの割合を占めています。

一方、「相談できる人がいない」と回答した人が回答総数の3.3%（37人）に上がっています。住民や隣人関係の希薄化が進んでいることや、他人に打ち明けづらい悩み・課題を抱えている人がいることが考えられます。

○あなたは普段、どのような悩みや不安を感じていますか。（複数選択）



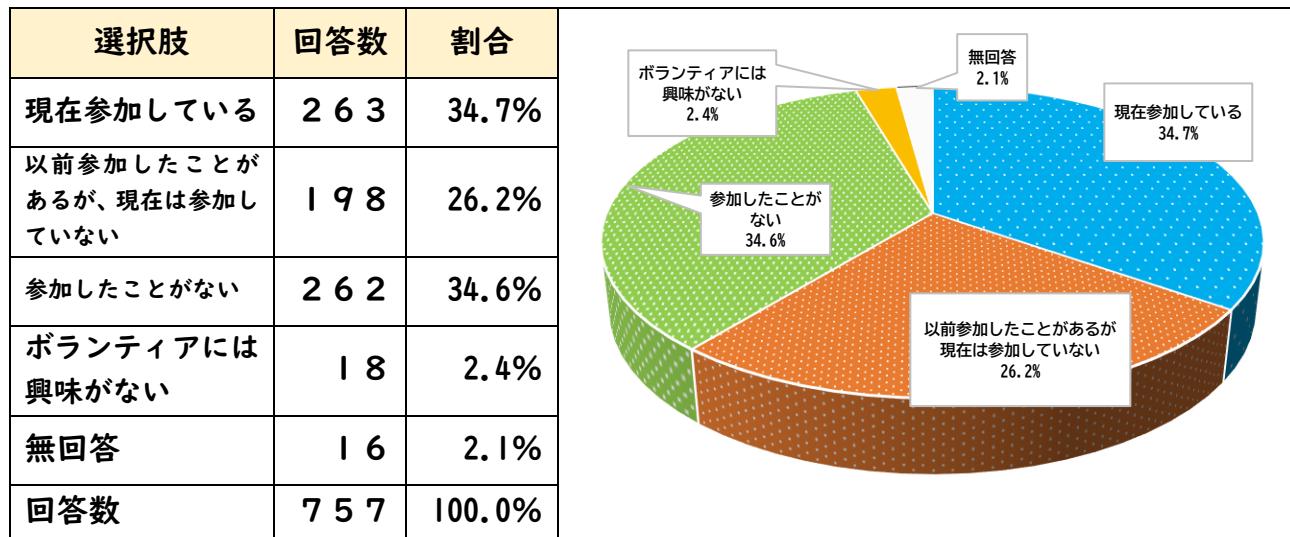
○あなたは悩みや不安を誰に相談していますか。(複数選択)



④ 地域のボランティア活動について

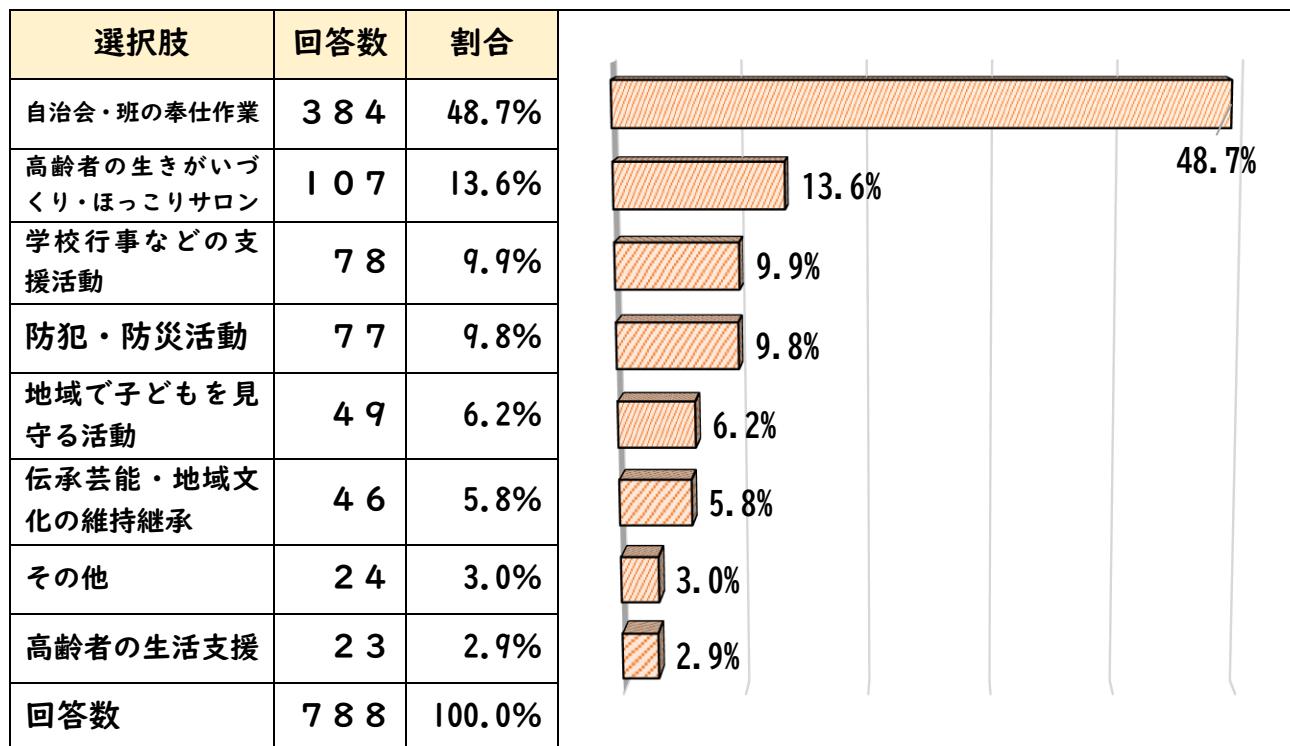
ボランティア活動に「現在参加している」人の割合が34.7%、「以前参加したことがあるが、現在は参加していない」人が26.2%で、何らかのボランティア活動の経験がある人の割合は60.9%となっています。また、どのようなボランティア活動に参加したのか尋ねたところ、「自治会・班の奉仕作業」が最も多く、次いで「高齢者の生きがいづくり活動・ほっこりサロン（地域支え合い事業）での昼食づくりなど」への参加が多くなっており、身近でできるボランティア活動に対する参加が多い状況となっています。

○あなたは地域のボランティアに参加したことはありますか。



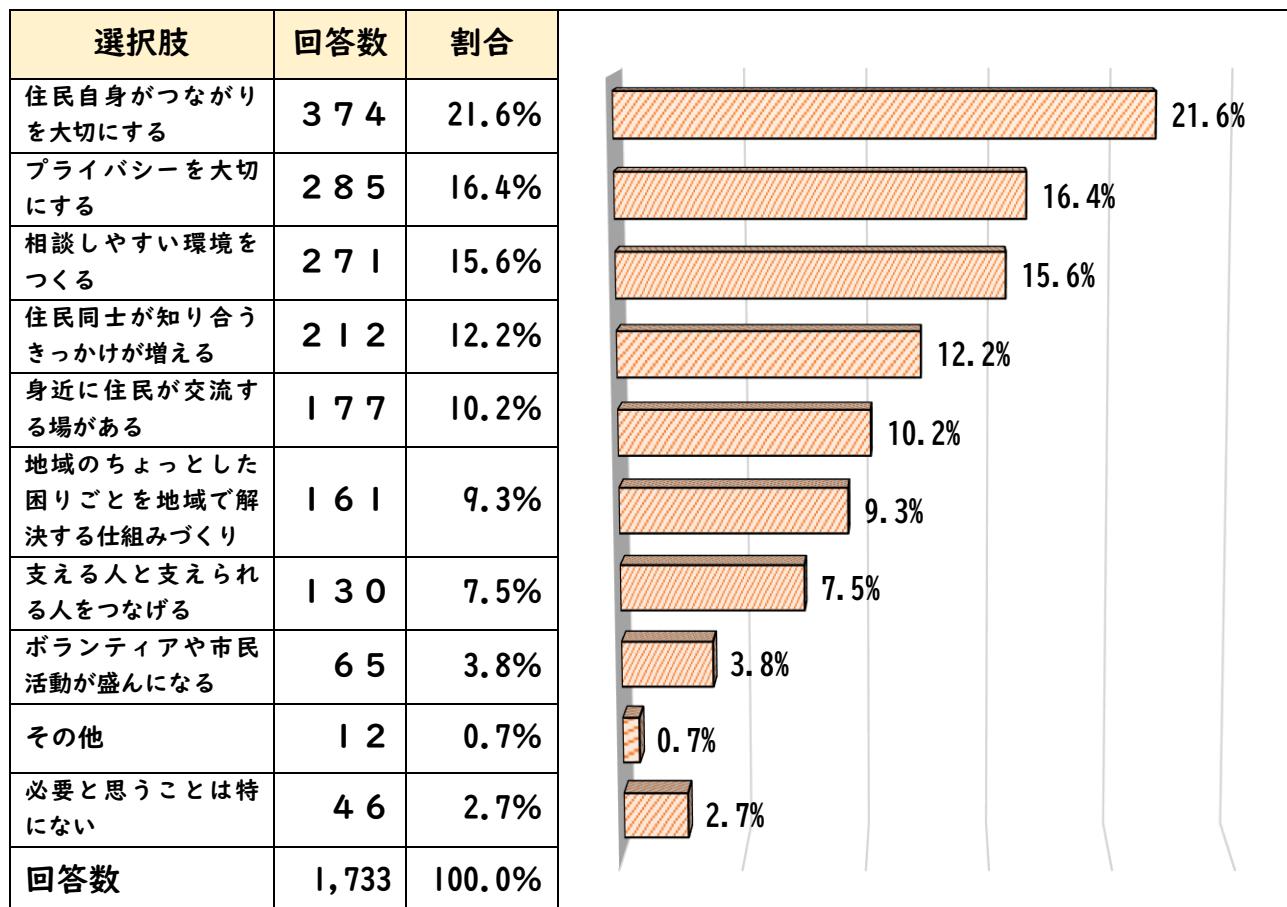
○地域のどのようなボランティア活動に参加している・参加したことがありますか。

(複数選択)



「地域住民同士が支え合えるようになるには何が必要だと思いますか」との質問に対しでは、「住民自身がつながりを大切にすること」「住民同士が知り合うきっかけが増えること」「身近に住民が交流する場があること」「支える人と支えられる人をつなげること」などを選択する人も多く、地域住民ができることに自ら取り組むべきと考える人が多く見られました。

○地域住民同士が支え合えるようになるには何が必要だと思いますか。（複数選択）



※その他……「あいさつ」「何でも話せる場所」「子どもや若い人の参加」「小さい頃から家庭、地域、学校の大人たちが支え合っている後ろ姿を見て育つこと」など

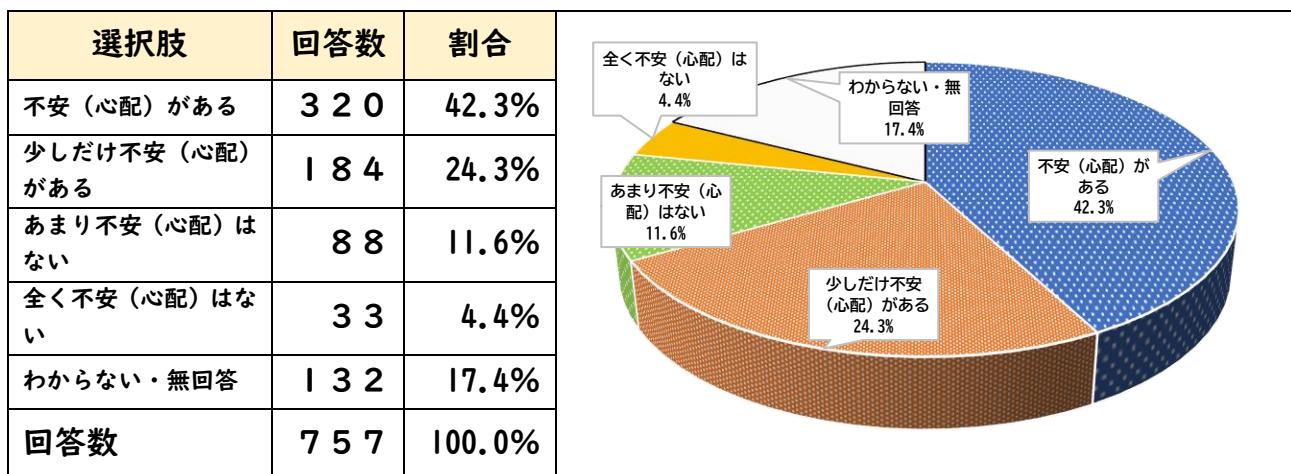
⑤ 相談支援について

市役所が市民にとって相談しやすい場所となっているかについて尋ねたものです。

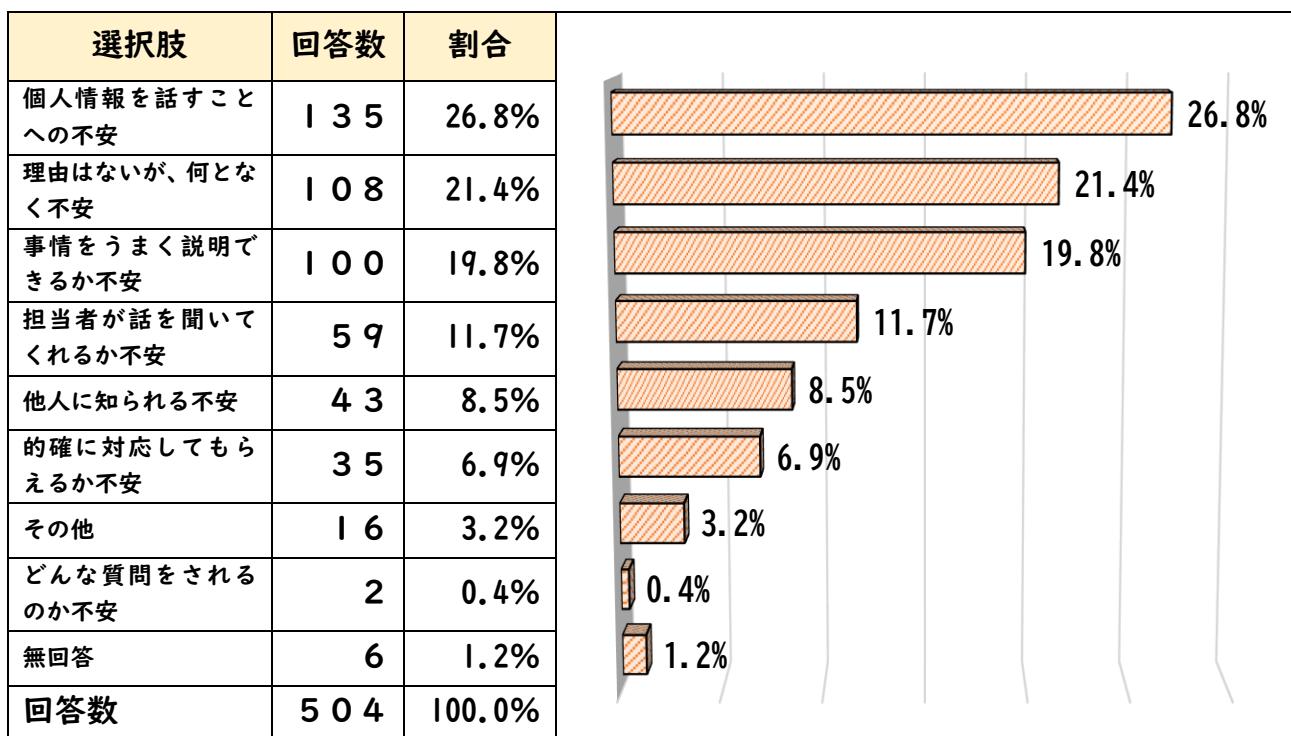
「不安（心配）がある」「少しだけ不安（心配）がある」と回答した人の割合が66.6%となっており、6割以上の人人が市役所へ相談することに対して不安や心配を抱えています。

また、市役所へ相談に行くことに対して不安や心配がある人に対して理由を尋ねたところ、「理由はないが、何となく不安」と回答した人が21.4%となっています。

○あなたの生活状況が急変し、経済的に困るようになったときに、市役所に相談にいくことになったとしたら、不安（心配）を感じますか。



○（「不安（心配）がある」「少しだけ不安（心配）がある」と回答した人への質問）
市役所へ相談にいくことに不安（心配）を感じる理由は何ですか。



⑥ 災害時の対応などについて

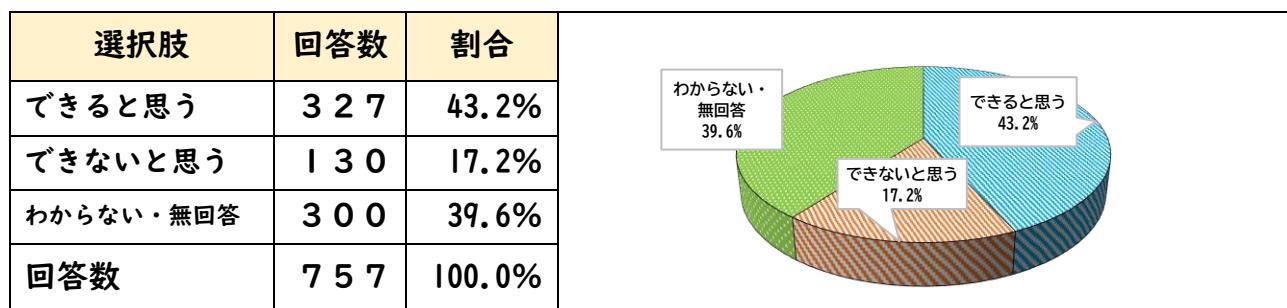
災害時の避難に関する質問については、43.2%の人が適切に「避難できる」と回答している一方、「できないと思う」「わからない・無回答」と回答した人が56.8%となっており、理由として「実際に被災したことがない（のでわからない・できない）」と回答した人が見られました。

災害発生時の避難場所や危険箇所については、78.5%の人が「危険箇所と避難場所のどちらも知っている」「避難場所のみ知っている」と回答しています。

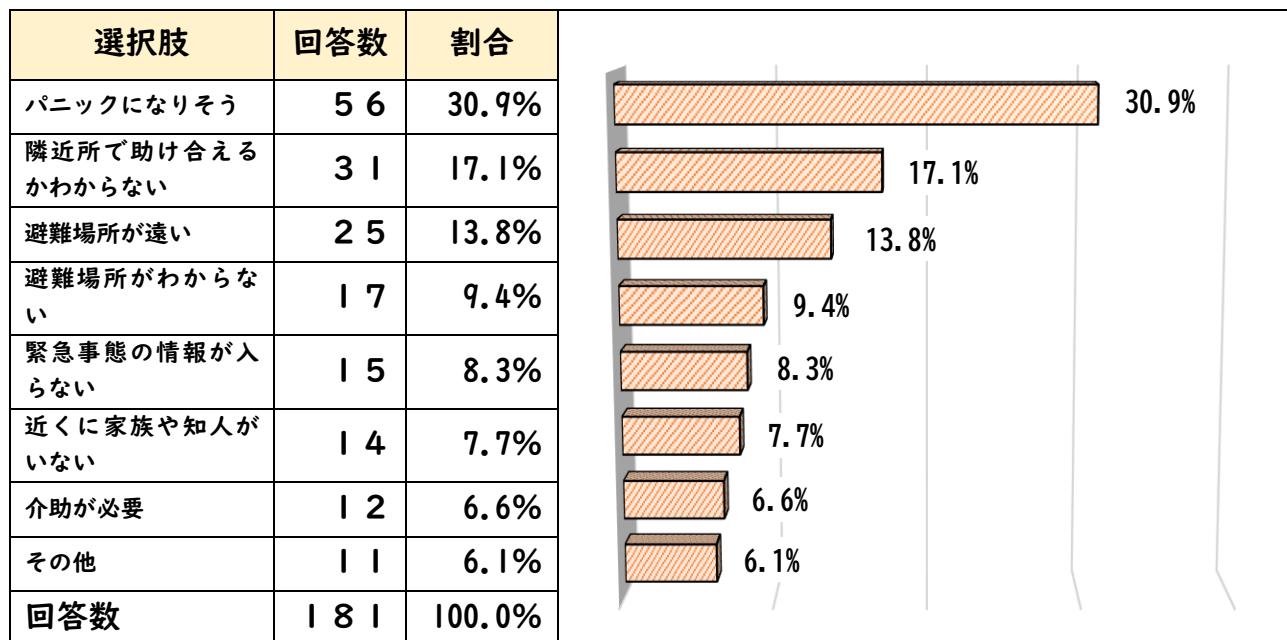
また、地域での防災訓練については52.0%の人が「必要であり、防災訓練には参加したい」と回答していますが、地域の自主防災組織については42.5%の人が「自分が住んでいる地域に自主防災組織があるかどうかわからない」と回答しており、13.7%の人が自分の居住地域に自主防災組織があるかを知っているが、活動内容については「知らない」と回答しています。

地域に自主防災組織があることを知っている人のうち、「活動に参加したことがある」「家族が参加している」と回答した人の割合は64.4%となっています。

○あなたはもし災害などの緊急事態が発生した場合、適切に避難できると思いますか。

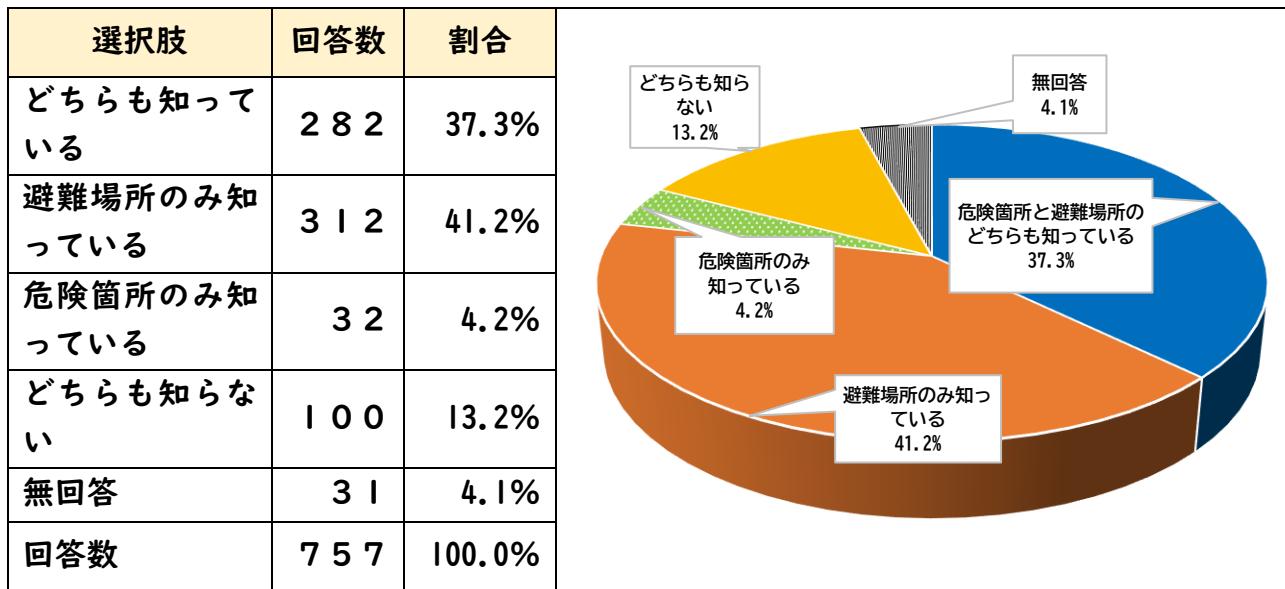


○（「できない」と回答した人への質問） 避難できないと思う理由は何ですか。
(複数選択)



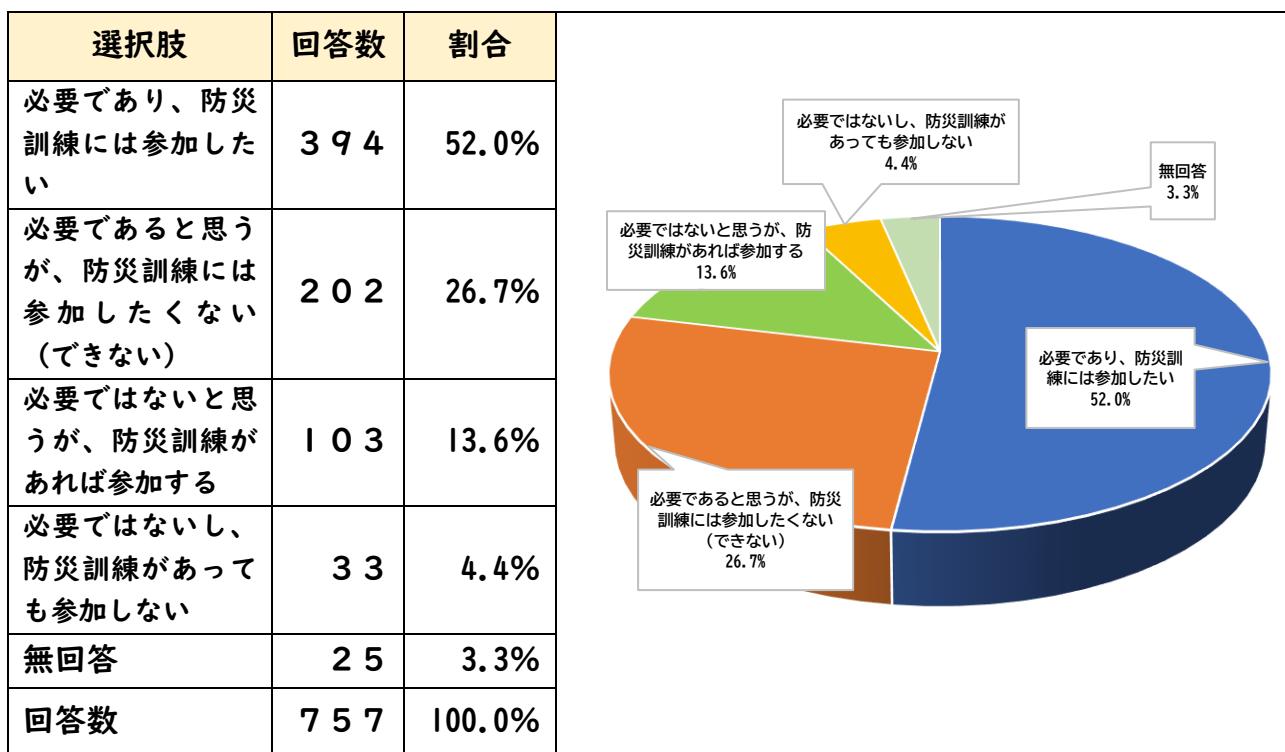
※「その他」を選択した人のうち、11件中9件が「ペットがいるから」だった。

○あなたは身の回りの危険箇所や避難場所を知っていますか。

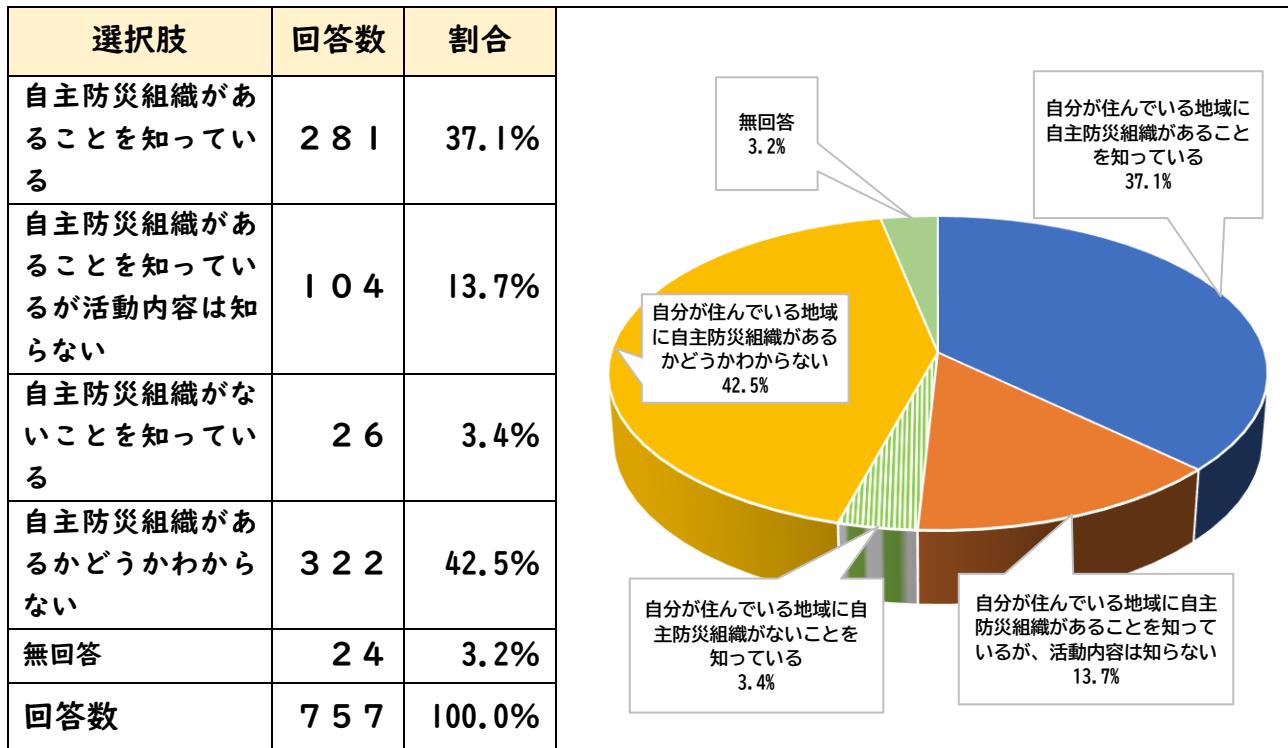


○あなたは自分がお住いの自治会・班で防災訓練が必要だと思いますか。

また、訓練を行う場合は参加したいですか。

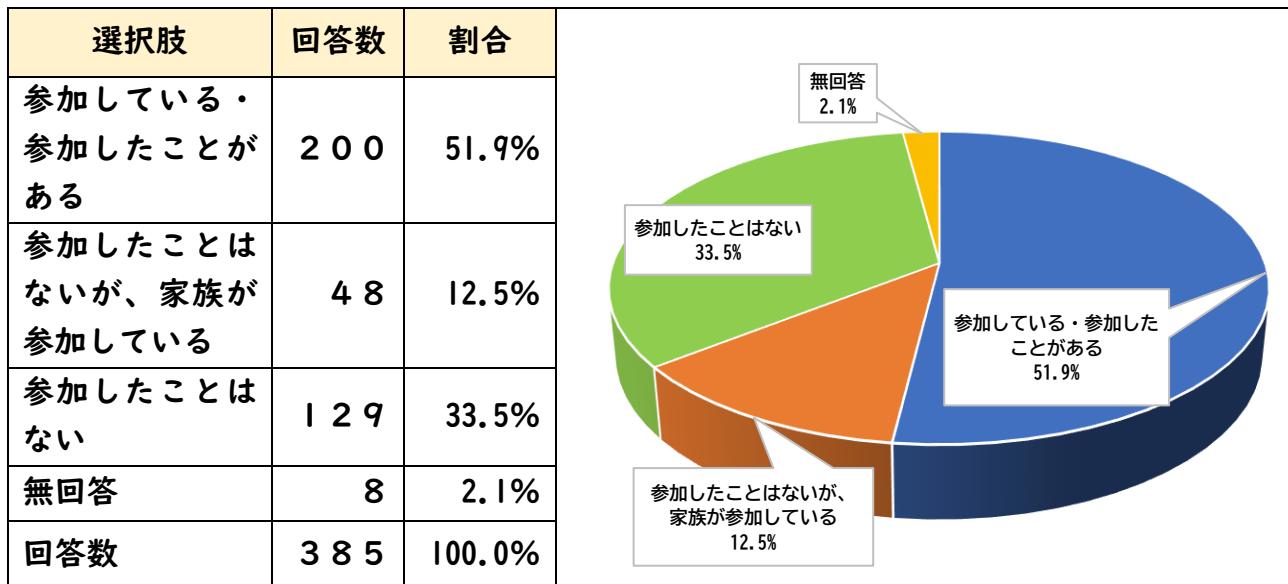


○あなたが住んでいる地域に自主防災組織があるかどうか知っていますか。



○（「自主防災組織があることを知っている」「自主防災組織があることを知っているが活動内容は知らない」と回答した人への質問）

あなたは自主防災組織の活動に参加したことがありますか。



○災害時や困った時に、「あれば助かる」と思う支援や制度はどのようなことですか。
 また、災害時や困った時の対応として「えびの市」にどのようなことを期待しますか。
 (自由記述)

内容	回答数
水・食糧・生活必需品の支給	25
トイレ・入浴・障がいがある方も利用できる避難所の環境整備	23
防災行政無線の戸別設置	11
ライフラインや道路・交通などのインフラの迅速な復旧	11
災害に関する正確な情報収集・情報提供	10
避難所生活における悩みなどの相談・メンタルサポート、医療支援など	8
避難所への移動支援・交通支援	8
避難所生活でのプライバシーが保てる環境整備	8
平常時の防災に関する訓練・啓発など	8
ペットと避難できる施設の整備	5
通信インフラ (Wi-Fi 環境、モバイルバッテリーなど) の整備	3
高齢者等の安否確認、体調管理	3
ボランティア活動の支援	3
仮設住宅の整備・住居の確保	3
生活再建支援	3
(その他) 感染症対策、災害復旧用機材・発電機の貸出し、防犯対策など	24
自由記述 回答数	156

⑦ 周囲の状況について

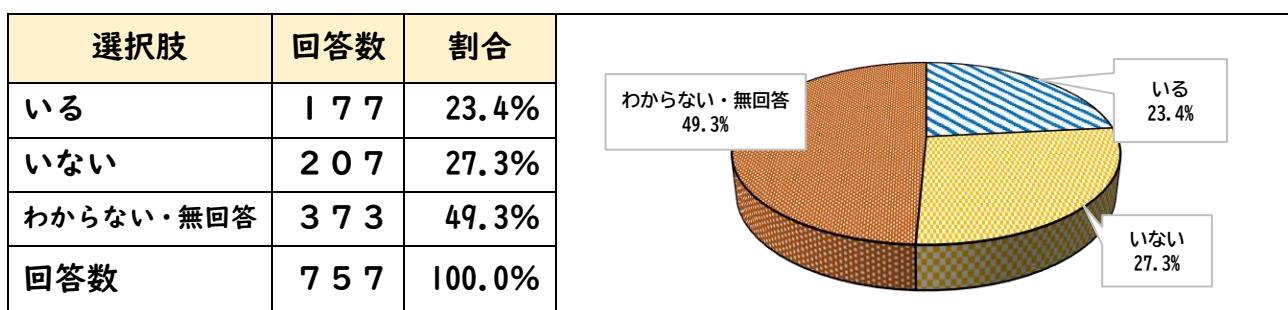
本市は令和7年度から「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいます。

地域において、「どのような支援を必要としているか」、また「どのくらいの支援ニーズがあるのか」について把握するため、複雑化・複合化した課題を抱えた人や必要な支援が届いていない人、また「ひきこもり」の状態にある人が周囲にいると思うかを尋ねました。

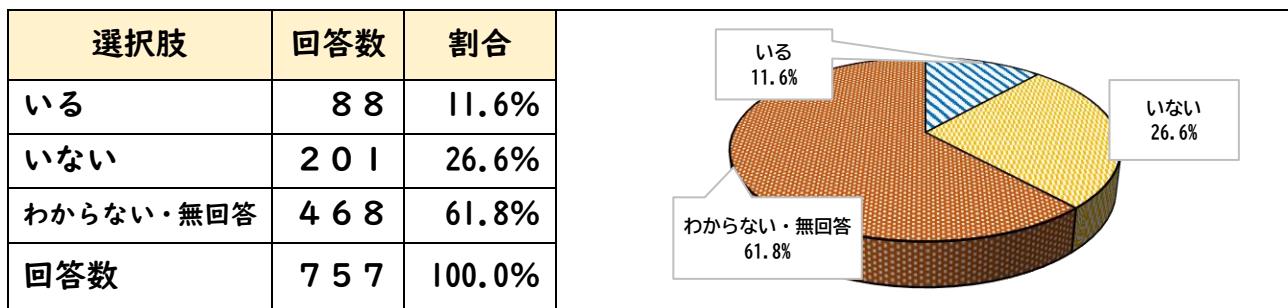
この結果、回答者のうち23.4%が「周囲に複雑化・複合化した課題を抱えた人がいると感じたことがある」と回答しています。

また、11.6%が「周囲に何らかの課題を抱えているにもかかわらず、必要な支援が届いていない人がいる」、14.4%が「周囲に、いわゆる「ひきこもりの状態となっている人がいる」と感じたことがありますと回答しています。

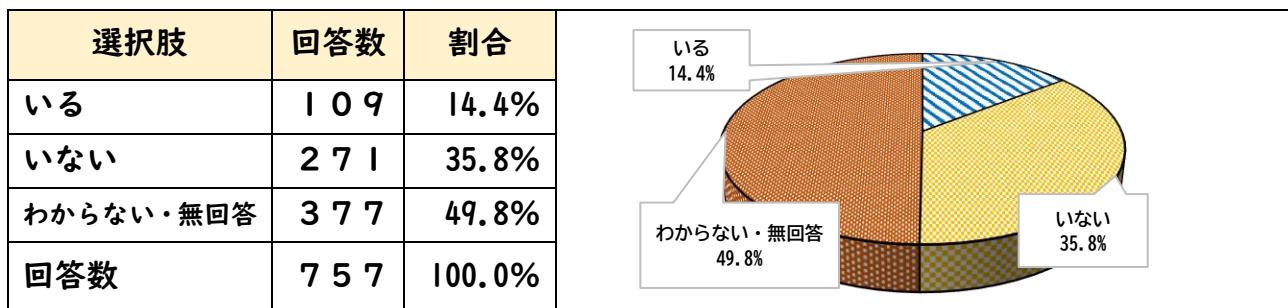
○あなたの周囲に「貧困」「障がい」「子育て」「介護」など、複雑化・複合化した2つ以上の課題を抱えた人がいると感じたことはありますか。



○あなたの周囲に、何らかの課題を抱えているにもかかわらず、必要な支援が届いていない人がいると感じたことはありますか。



○あなたの周囲に、いわゆる「ひきこもり（仕事や学校など外部との交流を避け、概ね6か月以上続けて自宅にとどまっている状態の人）」がいると感じたことはありますか。

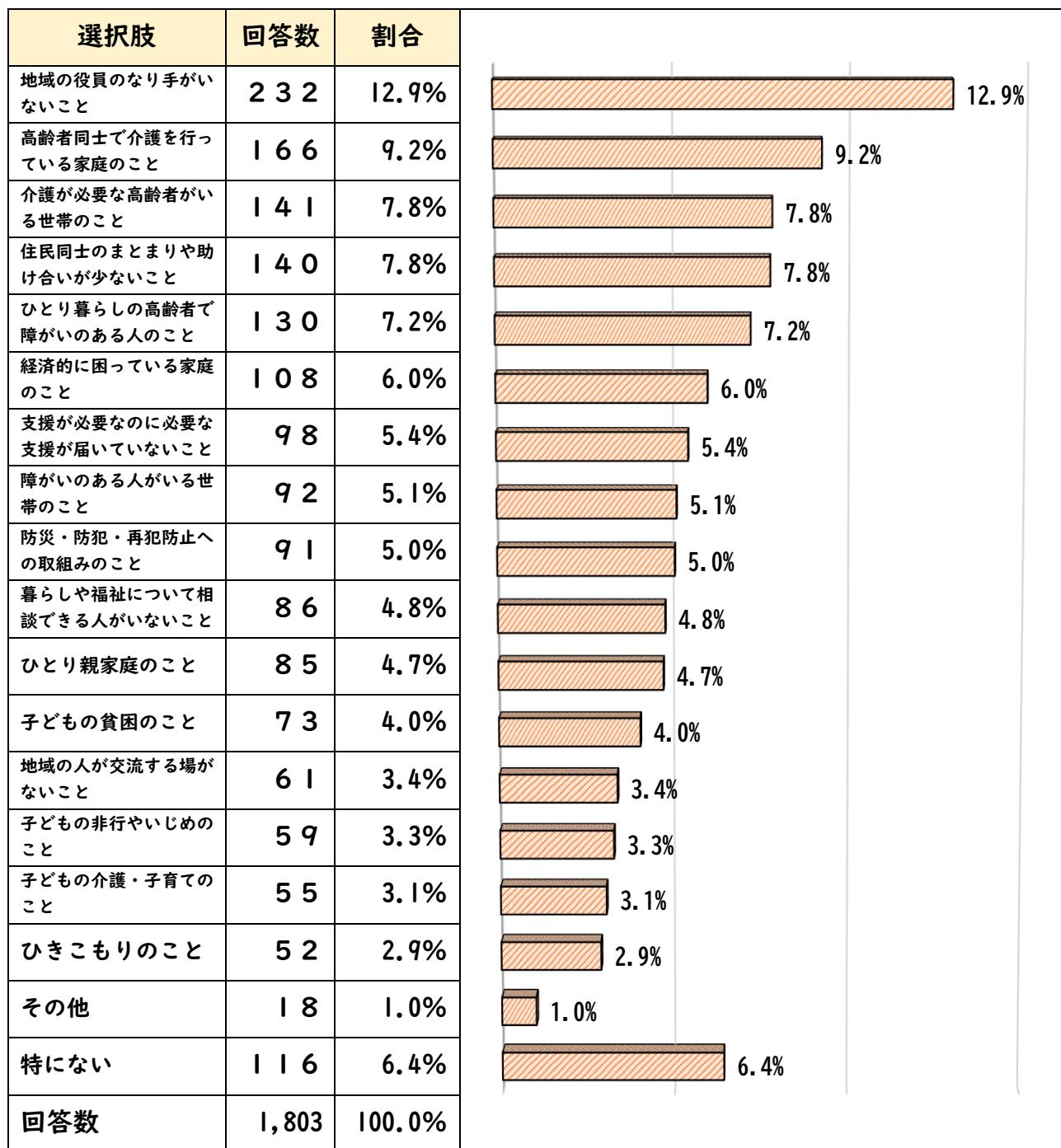


⑧ 地域の課題について

地域で生活する中で、回答者が課題として感じている項目について尋ねたところ、「地域の役員のなり手がいないこと」が最も多く、12.9%となっています。

「地域の役員のなり手がいないこと」の次に回答が多かった「高齢者同士で介護を行っている家庭のこと」は9.2%となっており、2割以上の回答者がこの2つのいずれかを選択しています。

○あなたが住んでいる地域のことで、「何とかしなければならない」と感じている問題はありますか。(複数選択)



(2) 事業所アンケート調査結果の概要

市内の高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉その他の社会福祉事業に携わる35事業所に対して、現在の課題と今後の必要な取組についてアンケートを実施しました。

事業所アンケート結果の概要については、次のとおりとなっています。

調査時期	令和7年9月にかけて実施
アンケート調査対象	市内の高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉その他の福祉事業所
調査方法	郵送による配布・回収及びWEB回答
配布数及び回答数	配布数：35事業所 有効回収数：13事業所（うちWEB回答9事業所） (回答率37.1%)

① 地域福祉に関する現在の課題について

高齢者福祉分野の課題

○ 介護人材の不足

- 人材確保に苦慮している。人材確保ができれば地域へ出向いて地域貢献に踏み出せるので、福祉の仕事の魅力発信や若者定住促進の展開が必要。
- 人口減少や若い世代の福祉・介護への関心が低いため、慢性的に介護人材が不足している状態となっている。
- 介護職員の離職率が高く、職員の高齢化も進んでいる。また、若年層の入職率が低く、定着しない。

○ 事業所の不足、事業所間の連携

- 事業者が一度決まると、本人の状態や希望に沿った他事業所への変更が難しい。
- 介護ニーズの重度化と認知症高齢者の増加に対応できる、グループホームや小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの不足。
- ガン等の在宅患者の医療介護連携不足。医療保険と介護保険の違いを越えてチームで支えることが必要だが、そのための土台となるルールが定まっていない。
- 少ない事業所での連携や協力して効率性を上げる仕組みの不足。
- 老老介護だけでなく、老しょう（障）世帯のフォローに必要な連携体制が必要。

障がい福祉分野の課題

○ 障がいのある人の家族の負担

- ・ 医療的ケアが必要な障がい児や重度心身障がい児（者）を在宅で支える家族の負担が増えている。
- ・ 親が亡くなった後の障がいがある人の暮らしへの対応が必要。

○ 施設・人材の確保

- ・ 日中の活動の場である生活介護事業所や、一般就労を目指す就労継続支援（A型・B型）事業所が少なく、選択肢が限られている。
- ・ 強度行動障がいなど、特に支援が困難なケースに対応できる専門的な施設・人材が地域内にない。
- ・ 当事者が事業所以外で活動できる場や地域における活動の機会が少ない。

児童福祉分野の課題

○ 気になる子どもや障がいのある子どもの居場所の確保

- ・ 障がいを持つ子どもに対する専門的なサポートが不十分。保育園や幼稚園で障がい児を受け入れるための施設やスタッフが限られており、個別の支援が難しい場合がある。
- ・ 地域の保育施設が十分にバリアフリー対応されていないことが多く、障がい児が利用できる施設が少ない現状がある。
- ・ 地域住民や関係者の障がい児に対する理解や認識が不足している場合があり、地域での孤立を招くおそれがある。
- ・ 転勤や移住してきた家族は、ご近所に（子どもが）住んでいるのか分からない場合が多く、子育ての困りごとなどの相談体制を周知する必要がある。

○ 保育施設の事業継続

- ・ 保育士1人当たりが見る子どもの数（配置基準）が多く、質の確保に課題がある。
- ・ 運営コスト（人件費、施設維持費、安全対応など）が増加しており、自主財源だけでは保育事業の安定運営をカバーできない。
- ・ 少子化の進行により、自治体の保育・保育所整備に関するニーズが変動している。

社会福祉全般の課題

- ・ 障がい・介護・子育て・生活困窮といった分野が縦割りで議論され、分野を横断した包括的な支援体制の構築が進んでいない。
- ・ 市の行政組織や議会だけでは、福祉施設に関する運営等の専門的・実践的なノウハウが不足している。
- ・ 地域福祉計画が「行政だけのもの」となっており、地域をまき込んだ実効性のある活動につながっていない。
- ・ 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現や方策が明確になっていない。

② 地域福祉に関する今後の必要な取組について

高齢者福祉分野

○ 介護人材確保

- ・ 多様な働き方の導入、働きやすい環境づくり・負担軽減、人材育成・スキルアップ。
- ・ 介護の魅力発信とイメージ改善。インターンシップ・体験学習の推進。
- ・ 処遇改善と働きやすさの向上。

○ 事業所間の連携等

- ・ 地域的にも限られた事業所・人材の中で、より当事者の希望に沿ったケアシステムを構築するため、特徴に応じて事業所を変えることも当たり前になるとよい。
- ・ 県西在宅緩和ケア推進連絡協議会で在宅でのフォローワー体制を検討している中、本市の実態に沿ったルールづくりやケースごとの医療介護連携の仕組みづくりに取り組むことで、より安心できる在宅生活継続が可能となるのではないか。
- ・ 事業所間の得意分野・対応可能分野に基づいた連携の仕組みを作ることで、効率的に在宅生活を支えることが可能となり、各事業所の運営に生かせるのではないか。

障がい福祉分野

○ 家族の負担軽減

- ・ 成年後見人制度の推進。
- ・ 「親亡き後」問題の解決に向けた医療的ケア対応型・重度心身障がい児（者）向けグループホームの新設。

○ 施設の充実

- ・ 利用者の特性や希望に応じた対応ができる多機能型事業所の誘致・新設。

○ 当事者に対する支援

- ・ 当事者が地域で過ごし、共生できる機会や時間を増やす。
- ・ 当事者やその保護者、行政の取組を密にして、共に笑顔で生活できる社会を目指す。

児童福祉分野

○ 地域に根差した仕組みづくり・若者の定着

- ・ 地域ケア会議の活用・地域課題を共有し、担い手を地域で掘り起こす。
- ・ 生活支援コーディネーターを通じて、地域の支援活動をつなぐ役割を強化する。
- ・ 子育てサポーターや高齢者見守り隊など、多世代が関わることができる場を作る。
- ・ 保護者ボランティア制度を創設して、保育園や学校と連携し、子育て世代が気軽に係ることができ活動を提供する。

○ 人材確保・就労環境の整備

- ・ 職員の勤務環境改善・待遇改善
- ・ 地域でのインターン・体験学習を通じて、高校生や大学生が福祉活動に触れる機会を増やす。

社会福祉分野共通の取組に関する意見

- ・ 都市計画の見直し、住宅地・商業地・耕作地の集約などによる商業の活性化。また、それらを含め、子育て世代が将来に希望の持てる地域の雰囲気づくり。
- ・ 地域福祉計画に位置付けた取組や評価が市民に伝わるような場を市民向けに開催し、ゴールイメージを共有又は提案すれば、市民に伝わるのではないか。
- ・ 「福祉専門監」を設置し、福祉分野、特に障がい・介護分野における施設整備、人材育成、体系的なサービス提供の構築を主導させる。

第3章 第4期計画の振り返り

第3章 第4期計画の振り返り

令和4年度から令和7年度を計画期間とする「第4期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、本市が目指す地域福祉の基本理念として「住み慣れた地域で自分らしくいきいきと、安心して暮らし続けられるまち～地域共生社会の実現～」を掲げました。

そして、基本理念の実現に向けて3つの基本目標を定め、これらに沿って行政と社会福祉協議会が主体となり、具体的な取組を進めてきました。

「第5期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定に当たり、現行計画である第4期計画に位置付けた各種施策の振り返りを行いました。

振り返りについては、具体的な分野別施策が「できたのか、できなかったのか」を明確にした上で、それらの具体的な施策を「第5期計画ではどうするのか」について方向性を検討する内容としました。

I. 第4期計画における重点取組について

第4期えびの市地域福祉計画において、基本理念の実現を強く進めることを目的として、地域福祉を推進するための「4つの重点取組」を設定しています。

①地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築

具体的取組において、「包括的な支援体制の構築」「身近な相談窓口の充実」「自立のための生活困窮者支援」「成年後見制度の周知・拡大」「子どもの貧困対策の推進」「生きることの包括的な支援の実施」を掲げ、地域共生社会の実現に取り組みました。

本市におけるこれまでの相談支援のあり方や、市民ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、第4期計画期間内に「重層的支援体制整備事業」に取り組むことを目指し、令和5年度から令和6年度にかけて相談支援機関との関係構築や制度の周知を進めてきました。

重層的支援体制整備事業は令和7年度に本格実施をスタートさせており、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築は達成できましたが、本来の目的は「体制の構築」ではなく、「誰も取り残さない地域共生社会づくり」です。今後の運用や支援体制の強化について、引き続き取組が必要です。

②住民主体のまちづくりのための人材育成・発掘

「ボランティア活動の普及・啓発及びボランティアセンターの利用促進」「生活支援ボランティア育成事業などの実施」「福祉サービス事業所などと連携した福祉専門職などの確保」を掲げ、住民主体のまちづくりに求められる人材育成に努めました。

人口減少が続く中、地域の担い手確保や育成に努めており、普及・啓発や地域住民自身が考える機会づくりは実施できていますが、持続可能なまちづくりにはこうした中長期的な取組みを継続することが求められます。

また、今後も安定した福祉サービスを提供するためには、限られた福祉人材の連携による効果的な施策の展開が必要となります。このため、重層的支援体制整備事業における「包括的相談支援」を通じて、多機関が連携できる体制づくりを進めました。

③安心・安全のための防災力の強化

具体的取組として「自主防災組織などの活動支援」「避難行動要支援者の支援の充実」「地域住民の防災意識の高揚」を掲げ、地域防災力の強化に努めました。

また、特に重点を置く3つの取組として位置付ける「避難行動要支援者個別計画」「避難行動要支援者の把握」「災害時の情報提供」については、令和8年度までに個別避難計画の策定を進めるとともに、年に2回、中学校区ごとに開催する地域福祉推進会議において、地域住民による避難行動要支援者名簿の見直し・確認作業を行っており、避難体制の構築に努めました。

各地域における自主防災組織の設立も進んでおり、災害時の情報提供や避難体制の構築に関する地域での役割が期待されます。

④地域の住民間での支え合い体制の構築

具体的取組について「地域福祉活動の推進」「高齢者の見守り事業実施」「移動支援及び買い物支援の推進」を掲げて取り組みました。

地域住民の支え合い体制は、地域住民をはじめ社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、自治会、地域福祉推進員など幅広い関係機関との連携が重要です。

社会福祉協議会が実施する「地域支え合い事業（ほっこりサロン）」「わくわくお出かけサロン」や民間事業所の協力により実施する「地域見守り応援隊事業」、また民生委員・児童委員による「高齢者実態調査」など、関係機関がそれぞれ計画期間内に取り組んだ事業により、高齢者の閉じこもり防止や周囲に相談できる環境づくりが進んでおり、本市における重層的支援体制整備事業の実施につなげることができました。

2. 分野別施策の進捗状況評価（行政・社会福祉協議会）

基本目標	分野別施策	取組項目数	進捗状況			
			できた	十分ではないができた	できなかった	その他
I う地域づくり みんなで支え合	(1)地域福祉を推進する仕組み・体制づくり	9	7	1	1	0
	(2)お互いに支え合う活動の活性化	9	6	3	0	0
	(3)地域住民の交流促進	7	7	0	0	0
II る担い手づくり 地域を支え	(1)地域福祉を担う人材の育成	10	5	5	0	0
	(2)地域で活躍できる場の創出	7	5	2	0	0
III 安心して暮らせる環境づくり	(1)福祉サービスが利用しやすい環境づくり	15	13	2	0	0
	(2)誰もが安心して暮らせるまちづくり	19	16	3	0	0
	(3)みんなで支える健康づくり	7	5	2	0	0
	(4)地域の防災・防犯への取組	8	6	2	0	0
	(5)再犯防止の支援（再犯防止推進計画）	12	5	6	0	1
具体的な施策 計		103	75	26	1	1

- これまで実施してきた取組を掲げた施策については、「できた」と評価する項目が多くなっています。
- 一方で、これまでの取組よりも踏み込んだ内容を掲げた施策については、「十分ではないができた」との評価が多くなっており、より積極的な施策を進めていくための検討が必要です。

3. 第4期計画の実施状況

第4期えびの市地域福祉計画の基本理念の実現を進めるために掲げた具体的な取組（分野別施策）に関する進捗状況については、以下のとおりとなっています。

基本目標Ⅰ みんなで支え合う地域づくり

(Ⅰ) 地域福祉を推進する仕組み・体制づくり

【行政が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況		担当
①包括的な支援体制の構築	<p>住民の身近な相談役である民生委員・児童委員の定例会を通じて、公的な福祉サービスの情報提供に努めています。</p> <p>高齢者、障がいのある人、子どもなどの対象者ごとに、公的な支援制度が整備され、質量ともに公的支援の充実が図られてきました。しかし、地域住民の問題は複雑化・複合化しており、分野ごとの縦割りの対応では、解決できなくなっています。そのため、既存の相談支援などの取組をいかしつつ、関係各課及び関係機関との連携を強化し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度から令和6年度にかけて、重層的支援体制整備事業への移行準備事業に取り組み、社会福祉協議会を中心とする支援関係機関と複雑化・複合化した課題を抱える方や、その家族への支援を行う体制を整えました。 令和7年度から重層的支援体制整備事業の本格実施をスタートさせ、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の一体的な取組により、課題に応じた支援関係機関との連携や人と地域とのつながりを目指します。 	できた	福祉課
②地域活動の継続のための支援	<p>本市では、まちづくり協議会で福祉部会の設置、子ども食堂の実施など、地域の課題にあわせて地域活動の推進を行っています。</p> <p>今後も地域福祉活動の活性化に向けて、継続的に地域住民が身近に地域福祉について考えていく場を設けるなど、関係機関と連携を図り支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治会ごとに「地域福祉推進員」を推薦いただき、地域福祉の担い手として住民と関わったり身近な課題について考えたりする機会を設けました。 たくさんの方に経験してもらえるよう、地域福祉推進員の任期は2年間となっています。 <p>【地域福祉推進員数】 令和6年度末現在：137名</p> <ul style="list-style-type: none"> 飯野まちづくり協議会（年3回）、真幸まちづくり協議会（毎月）において、子ども食堂を開催することができました。 各まちづくり協議会において福祉部会を設置し、地域の課題に合わせた福祉事業が実施されました。 	できた	福祉課
③まちづくり協議会と地域福祉推進会議の連携強化	<p>まちづくり協議会では、福祉部会が設置され地域福祉推進活動として、「声かけ運動」や「はつらつ百歳体操の支援」などが行われています。</p> <p>地域が抱える諸問題や社会状況に合わせた新しい生活様式などの現状に即した新たな取組について、まちづくり協議会の福祉部会と地域福祉推進会議が連携し、地域の実情に合った支え合い活動ができるよう支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各まちづくり協議会の福祉部会で健康づくりのためのグラウンドゴルフ大会や、高齢者生活支援活動を行うことができました。地域福祉推進会議と連携し、地域の実情にあった支援を引き続き行います。 	できた	市民協働課

<p>④ 地域福祉推進会議を軸にした地域福祉ニーズの把握と対応</p>	<p>地域福祉推進会議において地域における生活課題、要支援者などについて共有し、地域における福祉ニーズを早期に把握、対応するため、自治会長、民生委員・児童委員、地域福祉推進員及びその他の関係団体と連携強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中学校区ごとに年2回の地域福祉推進会議を開催し、民生委員・児童委員、自治会長、地域福祉推進員、まちづくり協議会、コミュニティマネージャーに参加いただいて、地域課題などの話し合いや要支援者の確認を行いました。 地域福祉推進会議のテーマは回ごとに変えていますが、行政による講話を聞くだけでなく、地域ごとの話し合いを多く取り入れ、地域に応じた課題解決に役立つ場となるよう、内容を充実させる必要があります。 <p>【地域福祉推進会議参加者数】 令和4年度：新興感染症拡大のため中止 令和5年度：433名 令和6年度：384名</p>	<p>十分ではないができた</p>	<p>福祉課</p>
--	--	---	-------------------	------------

【社会福祉協議会が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況	
①多機関と協働した包括的な支援体制の構築	サービスの質の向上に努め、今後、地域共生社会の実現のために、複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、より良質なサービスの提供ができるよう多機関と協働しながら、包括的な相談支援体制の構築を目指します。	・重層的支援体制整備事業の本格実施に向けて、令和5年度から令和6年度の2か年に渡り、多機関との協働による包括的な相談支援体制を構築してきました。今後もさらに関係機関との連携を強化し、解決に向けたより良い支援を可能にしていきます。	できた
②ボランティア活動を軸にした身近な助け合い・支え合い体制の構築	ボランティアが必要な行事などにおいては、随時ボランティアセンターより呼びかけながら、気軽に楽しくボランティア体験が行えるような仕組みづくりを行っています。 また、今後も思いやりを育む福祉に関する学習の推進を念頭に置き、ボランティアの呼びかけの方法を見直しながら、子どもから高齢者まで幅広い世代へのボランティア意識の向上につなげます。	・年間通じてボランティアセンターより呼びかけを行い、気軽に楽しくボランティア体験が行えるように、各団体への文書でのお知らせやSNSより情報発信を行っています。 【ボランティア活動の主な案内実績】 5月 京町温泉マラソン大会 6月～3月 カレーの日のボランティア（年9回） 月6回 お出かけサロン付き添いボランティア	できた
③まちづくり協議会との連携による人材育成の強化	地域福祉を担う人材育成のために、まちづくり協議会との地域福祉活動の目的を共有し、今後、さらにまちづくり協議会と社会福祉協議会との連携強化を図ります。	・まちづくり協議会と社会福祉協議会との連携を強化するために、各まちづくり協議会を訪問し、活動に対する意見交換を実施しましたが、連携による取組みには至りませんでした。	できなかつた
④福祉団体の支援	必要に応じて行政と協議を重ねながら、各分野における福祉団体の課題解決に努め、福祉団体の存続のための支援を行います。 また、新たな福祉団体の発足のための情報提供や情報交換、発足後の活動が安定するまでの支援を行います。	・民生委員児童委員協議会、高齢者クラブ連合会、身体障害者福祉会、赤十字奉仕団、更生保護女性会、視覚障害者互助会等の福祉団体に対して、活動支援を行っています。それぞれに後継者不足による活動見直しなどの課題を抱えており、会の存続のため支援を行っています。 ・新たな福祉団体の発足はありませんでした。	できた

(2) お互いに支え合う活動の活性化

【行政が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況		担当
①地域福祉活動の推進	人口減少に伴い、地域住民のつながりが希薄化しているため、地域支え合い事業が必要な市内全地区で実施できるように支援していく必要があり、今後も引き続き、地域住民で支え合い、顔の見える関係を築くことができるよう、地域住民の福祉活動の推進と意識向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が実施する「地域支え合い事業」に多くの方が参加できるよう補助を行いました。 ・令和4年度及び令和5年度は48地区、令和6年度は50地区が実施しており、コロナ禍においても、公民館集い型と見守り訪問型の併用など、開催方式を工夫するなどして継続して実施されました。 	できた	福祉課
②高齢者の見守り事業実施	高齢者の見守り事業については、本市独自の取組として、「①緊急通報システム」の導入、社会福祉協議会で実施している「②配食サービス」、市内4事業所の在宅介護支援センターに委託している「③総合相談等窓口運営事業」を実施しています。高齢化が進む中、高齢者の見守り体制整備は、大変重要な取組となっており、今後、高齢者の見守り事業の対象者は増加することが見込まれることから、住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域での見守りネットワーク体制を継続して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の見守りは、主にこれまで家族や親族が担ってきましたが、一人暮らし高齢者等の増加によって多様な主体による活動が望まれています。 地域包括支援センターや在宅介護支援センターの各種事業において、見守りが必要な人に必要な支援の提供に努めると共に、地域による見守り活動についても、はつらつサポーター活動が自然な形で見守りにつながっているところです。 	できた	介護保険課
③地域活動などに関する情報の発信	自治会や地域の活動について、住民に把握、理解してもらえるように、活動内容について積極的に情報を発信していきます。また、広報紙やホームページ(HP)などを通じて、地域のつながりの必要性についても周知を行います。	・各まちづくり協議会が、地域の活動の様子を毎月の便りとして発行しており、各地区的回観版や市ホームページにおいて周知を図っています。市の広報誌からも積極的に情報を発信することができました。	できた	市民協働課
④福祉に関する活動への意識の啓発	身近にある困りごとについて、どのような支援を地域でできるかを、住民に考えてもらうことが必要です。福祉に関する様々な活動などに住民の参加を促し、地域での福祉活動へつなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内のちょっとした困りごとを地域で解決する仕組みづくりの周知を社会福祉協議会が進めており、地域で必要とする手助けや支援する人など、住民自身で話し合いながら「人」と「地域資源」がつながる取組みを支援しました。 ・令和7年度からは重層的支援体制整備事業における「地域づくり支援」として推進していきますが、社会福祉協議会と連携し、周知や話し合いの機会を設けることが必要です。 	十分ではないができた	福祉課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況
①新たな地域支え合い事業への取組	<p>近年の生活様式の変化により、地域での交流の場が減少しています。地域のつながりや活気を取り戻すためにも、住民が地域で顔を合わせる場が必要です。</p> <p>これまでの地域支え合い事業を実施するにあたり、新たな生活様式の中で各自治会ならではの特色ある地域支え合い事業も取り入れながら、全地区で開催できるように取り組んでいきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での交流の場を広げるため、地域支え合い事業において、従来の公民館集い型に加え、公民館まで来られない方のための見守り訪問型や自治会が自主的に行う居場所型（茶飲ん場）の推進を行いました。 <p>【地域支え合い事業実績（令和6年度）】 事業実施地区 50地区 (自治会ごとに①②③の組み合わせ有) ①公民館集い型：49地区 延べ312回 ②見守り訪問型：3地区 延べ7回 ③居場所型：6地区 延べ31回</p>
②見守り活動への活性化と意識の向上	<p>引き続き、地域で開催される地域支え合い事業での対象者の見守りや、「ささえあい通信」、「チャレンジノート」の定期的な発行による地域活動の情報発信や配布時の声かけ、見守り活動を行います。また、高齢者、障がいのある人への給食サービスの配達時に声かけを行い、利用者の安否確認を行います。</p> <p>地域見守り応援活動として、市内の配達などを行う業者の協力を得て、配達時に異変があった場合に連携し、対応に努めます。</p> <p>今後も幅広く日頃の見守り活動が活性化するように、住民の意識の向上を目指していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、地域の交流が減少している状況の中、地域のつながりが途切れないことを目的に「ささえあい通信」と「私の元気チャレンジノート」の定期的な発行を始めました。 ・ささえあい通信やチャレンジノートの配布を地域の役員や地域ボランティアに協力いただき、直接高齢者に手渡しすることで、声かけや見守り訪問になっています。 ・高齢者給食サービスでは、配達時に声かけを行い利用者の安否確認を行っています。
③地域福祉の重要性の周知	<p>地域福祉の重要性と社会福祉協議会の活動の役割を住民に理解していただくために、魅力ある広報紙づくりに努めます。また、紙媒体だけではなく、ホームページ(HP)、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)など、それぞれの特性を生かした広報活動を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に地域福祉の重要性と社会福祉協議会の役割を理解していただくために、年2回の社協だよりおよび年4回のボランティアだよりの広報誌を発行しています。 ・行事の開催前、開催後はホームページやSNS(インスタ等)での案内や開催報告を行いました。まだまだ広報不足のため、情報発信のやり方について見直し、情報提供の充実に努めています。
④助け合い・支え合い活動の推進	<p>生活課題の解決のために、ちょっとした困り事は、地域の住民同士で解決できる助け合い活動を推進していきます。また、日中地域に住む住民が、いつでも気軽に立ち寄れる居場所づくりを推進し、外出の少ない引きこもりがちな高齢者、障がいのある人、子育て世代の方々などの心の拠り所となる新たな支え合い活動を展開していきます。これらが地域で取り組んでいけるように、積極的に出前講座や座談会などを行い、助け合い、支え合い活動の推進を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活課題の解決のために、社協では暮らしねっと推進事業として、自治会内での支え合い、助け合いの仕組みづくりを推進しました。希望自治会に対して座談会を行い、仕組みの立ち上げに向けて、後方支援を行っています。 <p>【助け合いの仕組み立ち上げ自治会】 (令和6年度末時点) 中上江自治会：「孫の手クラブ」 湯田自治会：「湯田おたすけ隊」 堀浦自治会：「青空サロンだいでんきやんせ」 京町自治会：「京町自治会微助っ人クラブ」 東原田自治会：「ぼけっと」 中島自治会：「中島自治会微助っ人クラブ」</p>

<p>⑤学校と連携した福祉に関する体験学習の充実</p>	<p>高齢者疑似体験、車いす体験、アイマスク体験を行い、児童、生徒の福祉意識の向上を図っていきます。また、中高生に夏休みボランティア体験や地域福祉行事などへの参加を呼びかけ、ボランティアの育成に努めます。</p> <p>今後も各学校との連携を強化し、将来を担う子どもたちに、普段の生活から気づきの感性を養える体験学習の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 依頼のあった小中学校に出向き、高齢者疑似体験、車いす・アイマスク体験を行いました。 令和6年9月には、総合的な学習の時間の中で真幸小学校の3年生と視覚障がいの方々とのふれあい交流会を実施しました。 交流を通して障がいの方々の心情を理解すると共に、どのような手助けが必要なのかを学ぶことができました。 	<p>できた</p>
-------------------------------------	---	---	------------

(3) 地域住民の交流促進

【行政が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況		担当
①保護者の不安解消の場としての提供及び情報発信	地域子育て支援センターは、子育て支援の拠点となる施設です。広く市民に周知する必要があり、広報紙やホームページ(HP)に加えソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を活用し、保護者が必要なときに必要な情報を入手できるよう、多様な情報発信に努めるとともに保護者同士の交流の場として提供し、子育て世帯の負担軽減や不安解消などにつなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭の孤立化を防ぐ観点から、地域子育て支援センター利用の広報に引き続き努め、未就園児や、支援が必要な家庭の参加を促しました。 ・活動の周知のため、保健センターでの乳幼児健診の際に子育て支援センター職員にも同席いただき、周知を行いました。 ・令和6年11月から新たに飯野地区に子育て支援センターを設置し、子育てに関する相談体制、交流活動の場づくりができました。 	できた	こども課
②世代間交流の推進	自治会が主体となり、地域の子どもから大人までが一緒に参加して、世代間交流活動などを実施できるように支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会が取り組む地域活性化活動などを支援する「地域活性化活動奨励事業補助金」により、地域の伝統行事や世代間交流事業を推進することができました。 	できた	市民協働課
③市民団体の交流の場の環境整備及び利用促進	市民団体が市民活動支援センターを活用しやすい場、市民団体の交流の場となるような環境整備を行ってきました。 今後も、交流の場としての環境整備及び利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体の交流の場の整備を行い、定期的な会議で情報交換等が行われています。 ・令和6年度は市民活動支援センターのパンフレットを作成して広く利用の促進を図りました。 <p>【市民活動支援センター登録団体数】 令和4年度：13団体 令和5年度：11団体 令和6年度： 7団体</p>	できた	市民協働課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況
①住民同士を「つなぐ」「つながる」活動の推進	<p>住民同士の絆を大切に、日々、人と人の心を「つなぐ」「つながる」ことを念頭に活動しています。</p> <p>今後も、地域住民と地域の様々な団体との連携を進め、一人でも多くの住民が参加できる地域行事やイベントへの支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉事業全般を通じて、「つなぐ」「つながる」ことを念頭に活動しています。今後もそれぞれの事業・活動の中で、住民同士の絆を大切にすることを意識しながら、活動に努めています。
②世代間交流や子育て支援、地域活動への継続支援	<p>公民館での地域支え合い事業の中で、高齢者と地域子育て支援センターに通う乳幼児や母親との交流会や、中学生の高齢者宅の生活支援ボランティア体験などを通じて、世代間の交流の機会を設けます。</p> <p>今後も、世代間交流や子育て支援、地域活動の機会を幅広く設け支援していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア体験事業の一環として、毎年夏休み期間に市内4つの中学生に対してボランティア希望を呼びかけ、高齢者宅の生活支援ボランティア体験活動「困り事お助け隊」を実施しました。 ・民生委員・児童委員や在宅介護支援センターの協力をもらい、事前に希望のあった対象者宅の草取りや窓拭きの作業に加え、高齢者との語りの場を設けています。 <p>【ボランティア体験人数】</p> <p>令和4年度：中学生74名 高校生4名 令和5年度：中学生63名 令和6年度：中学生92名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターとの交流はコロナ禍において中止となって以降、再開していません。
③地域の居場所づくり支援	<p>地域に誰もが気軽に立ち寄れる居場所ができることで、孤独感が解消され、閉じこもり防止や生活意欲の向上につながります。また、居場所が仲間づくりの場となり、顔の見える関係により住民の困り事や心配事がわかり、ニーズ把握と解決への早期対応につながるため、地域の居場所づくりを積極的に支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い事業の内容を拡大し、地域の居場所を増やす目的で令和6年度より居場所型（茶飲ん場）の開催を推進しています。 ・居場所での話題で困り事や心配事が分かり、解決への早期対応につながっています。 <p>【事業実績（令和6年度）】</p> <p>地域支え合い事業/居場所型：6自治会 薏らしねっと推進事業/独立型：2自治会</p>
④魅力ある交流などの企画	<p>地域支え合い事業では、現在、市内約50地区で地域高齢者などの交流の場を提供しています。実施されていない地域に対しても、ささえあい通信などの発行時に地域に出向き、少しでも交流の機会が増えるように努めています。</p> <p>今後は、開催内容、会場を工夫しながら、参加者が参加したくなる内容を自治会と一緒に企画し、魅力ある交流の場ができるように努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い事業はこれまでの公民館集い型に加え、見守り訪問型、居場所型を増やし、地域の実情に応じた支え合い事業が継続できるように工夫しています。 ・公民館集い型をより親しみやすいネーミングにするために、集い型の参加者や役員、ボランティア全員を対象としたネーミング選挙を令和6年度に行い、「ほっこりサロン」というネーミングにリニューアルしました。 ・年度初めに行う事業説明会では、わくわくする交流の場が企画できるようにグループワークを行いました。

基本目標Ⅱ 地域を支える担い手づくり

(1) 地域福祉を担う人材の育成

【行政が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況		担当
①ボランティア活動の普及・啓発及びボランティアセンターの利用促進	<p>ボランティアに興味を持つようなイベントや育成事業の開催を実施するとともに、ボランティアセンターで年4回発行する「ボランティアセンターだより」などにより定期的にボランティア情報を発信し、ボランティア活動の普及・啓発を行い、ボランティアセンターの利用促進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター運営補助金の活用を通じてボランティア活動の促進を図ることができました。 ・ボランティア連絡協議会での情報提供や「ボランティアセンターだより」を定期的に発信することにより、ボランティア活動の普及や啓発を行うことができました。 	できた	市民協働課
②生活支援ボランティア育成事業などの実施	<p>ボランティアセンターが開催する生活支援ボランティア育成講座の参加者が、有償ボランティア活動を開始するなど、新しい形で地域での助け合い活動が広がりをみせています。</p> <p>今後は、地域の困り事に关心を持つてもらえるよう、生活支援ボランティア育成事業などを継続して支援していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターが開催するボランティア育成講座や研修において、地域の課題を考える機会を設けており、これらに対する参加を通じてボランティアへの関心が広がっています。 	できた	市民協働課
③福祉サービス事業所などと連携した福祉専門職などの確保	<p>必要な福祉サービスを安定的に適用していくためにも、地域の福祉ニーズを支える福祉専門職などの確保が重要となります。</p> <p>福祉サービス事業所や関係機関などと連携し、人材育成や確保の支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで同様、介護福祉士の就職促進を図りながら、介護の職を目指す機会の増進と家族介護を希望される方への支援を継続して実施しました。 ・令和7年度は新たに、質の高いケアマネジメントを支える介護人材の継続的な確保・育成を図るため、市内介護事業所の介護支援専門員等に対し支援を実施しており、市ホームページへの掲載や市内介護事業所へチラシを配布し、周知を行いました。 <p>【令和6年度末現在の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護人材確保推進事業補助金：〇人 ②介護福祉士就職支度金：1人 ③介護職員初任者研修受講料助成金：4人 ④介護支援専門員等法定研修受講料等助成金：3人 <p>・園訪問の際に市外の事業所から臨床心理士を派遣していただき、児童の支援にあたりました。</p>	十分ではないができた	介護保険課 こども課

④出前講座の活用促進	<p>これまで、住民のニーズに応じて職員などが出向き、市政や福祉、健康、環境、防災などについて出前講座を実施しました。今後も、人材育成に出前講座を活用してもらうため、パンフレットを作成し、市ホームページへの掲載や自治会回覧、各種団体の総会において配布するなど、事業の活用促進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のニーズに応じて職員などが出向き、市政や福祉、健康、環境、防災などについて出前講座を実施しました。 ・今後も、住民の人材育成に出前講座を活用してもらうため、パンフレットを作成し、市ホームページへの掲載や自治会回覧、各種団体の総会において配布するなど、事業の活用促進に努めます。 <p>【出前講座開催・参加者数実績】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>34回</td> <td>746人</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>40回</td> <td>1,277人</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>36回</td> <td>1,404人</td> </tr> </tbody> </table>	令和4年度	34回	746人	令和5年度	40回	1,277人	令和6年度	36回	1,404人	<p>でき た</p>	社会教育課
令和4年度	34回	746人											
令和5年度	40回	1,277人											
令和6年度	36回	1,404人											

【社会福祉協議会が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況	
①ボランティアセンターの機能拡充	ボランティアセンターの役割として、ボランティア活動をしやすい体制整備及び情報提供などを行っています。ボランティアセンターが活動の拠点として住民に周知していただくよう、積極的にボランティア活動の啓発、拡充に努めます。	・ボランティアセンターだよりや公式LINEアカウントにて、ボランティア団体の紹介やボランティア募集のお知らせなど定期的な情報提供を行いました。	十分ではないができた
②安心して暮らし続けることのできる地域づくり	急速な高齢化に伴い、地域の生活課題が増えるため、今後は、地域の助け合い、支え合いの仕組みづくりが求められます。様々な機会を利用して、地域の生活課題に関心が低い世代にも理解を求めながら、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めます。	・暮らしねっとサポーター養成研修を年2回企画し、地域の助け合い、支え合いについて意識を高め、地域の困り事の解決に一緒に考える研修を行ってきました。 ・研修修了者に対して、住んでいる地域での助け合い活動の仕組みづくりの後方支援やボランティア活動を紹介しました。 【研修受講修了者実績】 令和4年度：修了者32名 令和5年度：修了者33名 令和6年度：修了者33名	できた
③ボランティア活動への意識改革	活動の場の提供だけでなく、ボランティアの意義や参加目的をしっかりと伝え、ボランティアが意欲的に楽しく活動に参加できるように意識改革を行います。	・令和4年度より傾聴ボランティア育成を目的に、毎年、定期的に養成講座を企画しており、令和7年6月には講座を修了された方による傾聴ボランティアグループが誕生しました。 ・現在、傾聴が必要な方に対して、ボランティア派遣の調整を行い、ボランティアが意欲的に楽しく活動できるように支援しています。	できた
④地域福祉推進員の支援	地域福祉推進員が、地域の中での役割を認識し、地域を支え合う一員として意欲的に活躍していただけるように支援します。	・地域福祉推進会議において、地域福祉推進員の役割について認識していただき活動できるように、市福祉課と協働し、グループワークの内容等を企画しています。 ・地域福祉推進員の各自治会での位置づけや役割に格差があり、充分な活動につながっていません。	十分ではないができた
⑤活動を支える担い手確保のための啓発や情報提供	引き続き、地域の活動を支える担い手確保のために、定期的な地域福祉推進会議、暮らしねっとサポーター養成研修の開催及び地域ボランティアの活動の推進を行います。 今後は、地域の活動を支える担い手確保のために、地域に入り込み、地域に根差した活動を実施します。	・地域の活動を支える担い手の確保のために、暮らしねっとサポーター養成研修を年2回開催しました。 ・また、令和6年度より、希望地区に対して「ふくしの座談会」を開催し、地域の特徴や困り事などに関する情報把握や、これから自治会内での助け合い・支え合いの必要性についての座談会を行いました。 ・座談会に参加する住民の負担軽減のため、自治会の会合の場や百歳体操の終了後などに開催するよう調整しました。 ・今後は、もっと意欲的に座談会に参加していただけるよう、開催方法や内容について再検討の必要があると感じています。 【「ふくしの座談会」実施自治会数】 令和6年度 17自治会	十分ではないができた

(2) 地域で活躍できる場の創出

【行政が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況		担当
① 地域活動や地域行事の継承	<p>伝統文化の継承などを目的に、各自治会において、田植え体験やしめ縄づくりなど特色のある事業が実施されています。</p> <p>地域の知識や活力を、次世代につなぐためにも、地域行事の継承に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化活動奨励事業補助金の活用を通じて、地域の伝統行事や世代間交流事業を推進することができました。 <p>【世代間交流事業実施数】</p> <p>令和4年度：204事業 令和5年度：222事業 令和6年度：226事業</p>	できた	市民協働課
② 地域の活動を担う人材の交流の場の提供	<p>地域には、自治会長をはじめ、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、避難支援協力員など、地域の福祉ニーズを発見し、解決に結びつける「担い手」としての役割を担っている人材がいます。</p> <p>これらの地域の活動を担う人材の交流の場を設け、意見の交換などを行い、今後の活動の活発化につなげます。また、活躍の場を広げられるように、役割について住民に周知し、活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、自治会長、地域福祉推進員、まちづくり協議会を対象とした地域福祉推進会議の開催を通じて、地域活動に関する話し合いや意見交換の場を提供しました ・自治会単位でのグループワークを行うため、参加をお願いする人材が限定されています。今後は交流が広がるような参加対象を考える必要があります。 	十分ではないができた	福祉課
③ 住民の社会参加活動の場づくり	住民が社会参加の機会の充実を図るために、住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりが不可欠です。参加できるときに、無理のない頻度で活動できるよう、ボランティアをコーディネートする仕組みづくりを社会福祉協議会と協働して推進し、参加しやすい場づくりを目指します。	・えびの市社会福祉協議会が実施する「ボランティアセンター運営事業」に係る管理運営や事業に必要な経費を支援することにより、ボランティアをコーディネートする仕組みづくりの構築につなげることができました。	できた	市民協働課
④ 地域活動の様子の紹介	各地域で行われている地域活動の予定や活動の様子をホームページや広報紙を使って紹介し、活動の活性化に努めます。	・地域の活動の様子を各まちづくり協議会が毎月の便りとして発行しており、各地区の回覧及び市ホームページにおいて周知を図っています。市の広報誌からも積極的に情報を発信することができました。	できた	市民協働課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況	
① 地域活動などの運営や開催の支援	今後も、地域住民と地域の様々な団体との連携を進め、一人でも多くの住民が参加できる地域行事やイベントへの支援を継続していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回のカレーの日（子ども食堂）実施により、個人や団体より多数のボランティアが集まり活動の輪が広がりました。 令和7年度からは、こども・地域食堂として、誰もが集まれる居場所としてイベントを継続します。 	できた
② 地域の活動を担う人材の交流、育成の場の提供	市と協働で行う地域福祉推進会議や、地域の活動を担う人材との意見交換の場を積極的に設けていき、人材育成に努めています。	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化による過疎化が進み地域課題が増えている中で、地域福祉推進会議や福祉の座談会等を通じて、地域の活動を担う人材育成を目的として、テーマに沿った意見交換の場を設けました。 参加者の方々が「我が事として意識の向上につながったか」について検証し、より良いテーマを企画していく必要があります。 	十分ではないができた
③ 地域住民への積極的な情報提供と学習機会の充実	より多くの地域住民が、地域活動に参加できるようにするために、積極的に情報提供や学習の機会を設け、活躍の場を創出していくいます。	・暮らしねっとサポーター養成講座や傾聴ボランティア養成講座などの研修会を開催し、受講者が地域で活動できる環境を整備することができました。	できた

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

(1) 福祉サービスが利用しやすい環境づくり

【行政が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況		担当
①福祉サービスの適切な提供	介護、障がい福祉、子育て支援などの福祉サービスが適切に提供できるよう、わかりやすい情報発信に努めます。 また、民生委員・児童委員、地域福祉推進員や関係機関との連携を強化し、サービスが行き届いていない人を早期発見し、サービス利用につなげます。	・広報紙やホームページを通して、福祉サービス制度の内容に関する情報を発信しました。 ・障害者手帳等の交付の際、窓口に備えてある「障害者のしおり」を活用し、分かりやすい情報提供に努めました。 ・出前講座や高齢者向け説明会等を実施するとともに、市ホームページ等により情報発信を行いました。	できた こども課	福祉課 介護保険課
		・広報紙、ホームページ、市公式LINEのほか、市内の教育・保育施設を通じて保護者向けに子育て支援策一覧を周知するなど、工夫しながら情報発信に取り組みました。 ・こども宅食事業やこども食堂運営支援を通じてアウトリーチ（こちらから出向いて必要な支援を届ける取組み）を実施し、必要なサービスが行き届いていない人の早期発見や関係機関へのつなぎを行いました。		こども課
	地域福祉計画は、地域における高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉などの福祉計画の上位計画となります。地域福祉計画を上位計画とし、福祉の個別計画（介護保険事業計画、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画など）により、適切なサービス量や質の確保に努めます。	・令和5年度に策定した「障がい者プラン」に基づいて様々な施策を推進し、障がいの程度に応じた適切な障がい福祉サービスや障がい児支援サービスの提供に努めました。 ・第9期介護保険事業計画に基づいて、将来にわたって介護サービスが安定的に提供されるよう適正な運用に努めました。		福祉課 介護保険課
②地域福祉計画を上位計画とした個別計画の推進		・地域福祉計画との整合性を図った上で、「子ども・子育て支援事業計画」「子どもの貧困対策推進計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者計画」を一体的にまとめた「こども計画」を令和6年度に策定しました。 ・計画期間のスタートとなる令和7年度から計画に基づく適切なサービスが提供できるよう体制を整えました。	できた こども課	こども課

③ 身近な相談 窓口の充実	<p>地域生活の中で困りごと、不安、問題が発生した時に相談できる窓口の周知を進めるとともに、誰もが必要な時に身近な相談窓口として、相談できるような環境づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業の本格実施に当たり、包括的な相談体制が構築されたことを市ホームページにより広報しました。 地域活動の場において、社会福祉協議会による事業の説明を通じて相談窓口の周知を進めています。 	できた	福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターは、社会福祉士、保健師、主任ケアマネによる専門職のチームアプローチにより、介護や福祉等に関する相談に対応しています。また在宅介護支援センターは、より身近な相談窓口として、訪問による実態調査をしながら相談対応を行っており、両者の連携により相談しやすい環境づくりに努めています。 		介護保険課
		<ul style="list-style-type: none"> 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」を設置しました。 	こども課	
④ 地域ケア会議の開催	<p>地域ケア会議では、個別ケースの検討を行い、高齢者介護における重度化防止やケアマネジャーのスキルアップにつながっています。</p> <p>今後も、地域課題の解決やネットワークの構築を図るため、地域ケア会議を定期的に開催し、関係機関と連携して地域課題の解決に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市役所本庁や市保健センターに設置している「こころの相談窓口」で面談や電話による相談に隨時対応しました。 相談内容等の状況に応じて個別訪問を実施しました。 	十分ではないができた	健康保険課
⑤ 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの周知拡大	高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるよう、相談窓口である「地域包括支援センター」、「在宅介護支援センター」の周知拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの相談窓口の周知については、ホームページ、広報紙、各種養成講座や出前講座、チラシ配布等により実施しています。 	十分ではないができた	介護保険課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況
①気軽に相談しやすい窓口及び適切なサービス提供	多様化する生活課題に対して、関係機関と連携を強化しながら適切な対応に努めます。また、地域住民が安心して暮らし続けるために、気軽に相談しやすい窓口を提供し、適切な情報提供と福祉サービス利用につなげます。	・重層的支援体制整備事業の本格実施に向けて、窓口での相談受付の充実や関係機関との連携強化に努めることができました。今後も適切な情報提供や福祉サービス利用につなげていきます。 できた
②安心した生活を続けるためのあんしんサポート事業の実施	今後も日常生活を送るうえで金銭管理に不安のある高齢者や障がいのある人に対して、安心した生活が継続できるよう、あんしんサポート事業を継続します。また、随時、支援機関と連携を取りながら、生活課題の解決につなげます。	・判断能力が不十分な高齢者や障がい者等に対して、利用者との契約に基づき、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管等の支援をする安心サポート事業を実施しました。 ・必要に応じて支援機関と連携を取りながら、生活課題の解決につなげています。 できた
③安心・安全なファミリー・サポート・センター事業の実施	ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、お互い助け合いながら、地域の中で安心して子育てができるように応援しています。今後も、おたすけ会員養成講座を定期的に開催しながら、おたすけ会員が安全に活動できる体制を確保し、気軽に安心して利用できるファミリーサポート事業を目指します。	・ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、お互い助け合いながら、地域の中で安心して子育てができるように応援する事業です。 ・令和6年度は142件の利用がありました。定期的に実施される3歳児健診に出向き、保護者一人一人にファミリー・サポート・センターの紹介を行いました。 ・年に1回おたすけ会員養成講座を行い、おたすけ会員の会員増にも努めました。 できた

(2) 誰もが安心して暮らせるまちづくり

【行政が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況		担当
①自立のための生活困窮者支援	生活保護制度の適切な運用とともに、「生活・仕事支援室」による生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を行うため、生活困窮者の状況に応じた就労支援など、きめ細かな対応を行います。	・生活保護法に基づき、適正な運用を行うことができました。 ・生活困窮者自立支援制度については、生活・仕事支援室を中心に、ハローワークや社会福祉協議会など関係機関と連携を図り、生活困窮者の状況に応じた就労支援や就労準備支援などを実施し、自立に向けた包括的な支援を行うことができました。	できた	福祉課
②成年後見制度の周知・拡大	認知症高齢者、知的障がいや精神障がいのある人などが、成年後見制度を円滑に利用できるよう、成年後見制度の周知、拡大を図ります。また、中核機関などの関係機関と連携し、権利擁護の推進を図ります。	・権利擁護無料相談会をえびの市社会福祉協議会にて定期的に開催し、障がい等の理由で、判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用や日常的金銭管理の支援・相談等を行う成年後見制度の周知と利用支援に努めました。	できた	福祉課
		・高齢者の成年後見制度の周知・拡大については、市広報紙及び中核機関による成年後見啓発イベント、市民後見人セミナー、無料相談会により実施しています。	できた	介護保険課
③子どもの貧困対策の推進	平成29年4月に「えびの市子どもの未来応援協議会」を設置し、制服のリユース事業や子ども食堂、こども宅食の運営を支援しています。 今後も「えびの市子どもの未来応援協議会」を定期的に開催し、関係機関などと連携を図り、子どもを地域全体で見守り、育てる事業を推進します。	・「第2期えびの市子どもの貧困対策推進計画」に沿って事業を実施しました。 【計画に基づき実施した事業】 ①こども宅食事業の支援（月1回、第4木曜日） 3月実施分：23世帯に配達 ②社会福祉協議会による「カレーの日」への参加協力 ③学生服リユース事業の継続（在庫管理の見直し検討） ④「子どもの未来応援協議会」の開催（年3回） 第1回： 7月19日 第2回： 12月24日 第3回： 2月 3日	できた	こども課
④生きることの包括的な支援の実施	「えびの市自殺対策行動計画第2期計画」に基づき、「生きることの包括的な支援」として、「誰も自殺に追い込まれることのないえびの市」の実現を目指し、関係機関や団体などと連携して事業を推進します。	・「えびの市自殺対策行動計画第3期計画（令和5年3月策定）」に基づき、市関係課・団体・機関等が主体的に取り組んだことで、年々、自殺死亡率は減少傾向にあります。 ・「えびの市自殺対策協議会（年2回）」及び「えびの市自殺対策協議会部会（年2回）」を開催し、自殺に関する現状・取組状況等を共有し、計画の推進状況等を検証したことが自殺死亡率の減少につながっていると思われます。	十分ではないができた	健康保険課

⑤虐待防止 と介護者などへの支援	<p>高齢者、障がいのある人、子どもへの虐待問題に対応する相談窓口の周知と機能の充実を図ります。また、ケアラーが孤立することのないよう関係機関と連携を図り、ケアラーの支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市へ通報のあった虐待事案について、関係機関や宮崎県障がい者権利擁護センターと連携し解決に努めました。 本市から市外の施設への入所者における虐待事案においても、施設がある自治体や関係機関と連携を図り、事実確認調査等を行いました。 	できた	福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の防止については、市広報紙、市役所ロビー・図書館での啓発展示、地域住民への講座により、相談窓口の周知を実施しました。 ・年1回高齢者虐待防止連絡協議会を開催し、関係機関との連携強化を図ることで機能の充実を行っています。 		介護保険課
		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの虐待に対する対応として、児童相談所をはじめ学校や各支援機関と連携し対応しています。 ・ヤングケアラーの疑いがある家庭に対して家庭相談員や子ども宅食利用時における面談、学校との連携を行い、子どもの支援を図りました。 		こども課
		<ul style="list-style-type: none"> ・毎月行われる小中学校からの生徒指導に関する報告の中で、ヤングケアラーが疑われる児童生徒の有無を確認しています。 ・疑いがある場合はこども課へ連絡し、連携した対応を取ることができました。また、「SOSの出し方」や相談窓口の案内等の周知に取り組むことができました。 		学校教育課
⑥認知症の正しい理解の啓発	<p>認知症の正しい理解と知識を深めるため、認知症センター養成講座の拡充を図ります。また、認知症の人の介護者が、様態に応じて必要とする社会資源や情報をわかりやすくまとめた認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の活用の啓発を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症センター養成講座は認知症施策の取組の一つですが、施策の土台となるものです。これまで「はつらつセンター」を中心に実施してきたものを、小中高校生及び職域での受講を働きかけ受講者の大幅な増加につなげているところです。 ・認知症ガイドブックについては、各種イベントやオレンジトークにおいて随時紹介しています。 	できた	介護保険課
⑦障がい者支援の充実	<p>障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、「にしもろ基幹相談支援センター」と連携し、各種相談や情報提供などの支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「にしもろ基幹相談支援センター」で電話やメール、訪問や巡回相談を行うなど、支援を必要とする人にとって利用しやすい相談業務体制づくりに努めました。 	できた	福祉課
⑧バリアフリーの推進	<p>施設などを整備する際は、「バリアフリー新法」や「宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針」などに基づき、バリアフリー化を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に市営住宅（栗下A団地）1戸のバリアフリー化を含む高齢者向け住戸改修を行いました。令和7年度も同様の改修を1戸予定しています。 ・道路側溝に蓋を設置することでバリアフリー化を実施しました。 【道路側溝改善実績】 令和4年度：L=130m 令和5年度：L=94m 令和6年度：L=97m 	できた	財産管理課 建設課

⑨ 移動支援及び買い物支援の推進	<p>高齢者、障がいのある人など交通弱者や買い物弱者に対する移動手段を確保できるよう、タクシー利用料助成、悠々バス購入費補助、移動スーパー支援、福祉タクシーレッジ助成などにより支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がいのある方に対するタクシー利用料助成について、令和4年度から助成枚数を月当たり2枚から4枚へ増やしたことにより経済的な負担軽減につなげましたが、高齢利用者のうち亡くなられる方や施設へ入所される方も多く、対象者は減少しています。 <p>【高齢者福祉タクシー券利用対象者】 令和4年度：561名 令和5年度：520名 令和6年度：514名</p> <p>【障がい者福祉タクシー券利用対象者】 令和4年度：26名 令和5年度：28名 令和6年度：30名</p> <p>○タクシー利用料金助成事業 •市民のニーズに応えるため、令和4年度から助成枚数を年間96枚に倍増（令和3年度までは年間48枚）しました。令和6年度も同枚数を交付し利用者の交通手段確保や経済的負担軽減を図りました。</p> <p>【タクシー券利用対象者】 令和4年度：1,024名 令和5年度：1,005名 令和6年度：1,031名</p> <p>○悠々バス購入費補助事業 •交通の利便性向上を図るために、宮崎交通が発行する悠々バスの購入費に対する補助を行いました。 •令和6年度は交通事業者による「シニアバス」事業の影響により補助対象人数が減少したものの、平成28年の事業開始以降、年度当たり平均16名の方がこの事業を利用して悠々バスを購入しています。</p> <p>○移動スーパー促進支援事業 •日常の買い物が不便な地域において、食料品や日用品等の買い物の機会提供を実施する事業者を支援しました。 •移動スーパーは令和7年3月末時点において2台が市内131件を巡回し、移動手段等を持たない高齢者の生活環境向上に役立っています。</p>	十分ではないができた	福祉課
-------------------------	--	--	------------	-----

【社会福祉協議会が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況
①生活困窮者支援の充実	複雑化・複合化した様々な生活課題が増える中、今後も生活困窮者の相談が増える傾向にあります。引き続き、関係機関と密に連携を図りながら、個々の状況に寄り添った支援ができるよう努めます。必要な方には、こども宅食や緊急食料支援・セーフティネット事業につなげ、生活困窮者の状況悪化防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 複雑化・複合化した生活課題に対する支援のために開催する支援会議により、解決に向けての取組みを強化しました。 必要な方には、こども宅食や緊急食料支援・セーフティネット事業につなげ、生活困窮者の状況悪化防止に努めています。
②関係機関と連携した虐待防止の支援	地域で虐待と思われるケースの情報を行政及び関係機関と連携し、必要な支援につなげます。また、行政・社会福祉協議会が協働し、研修会などを通じて、暴力、虐待を地域で考えてもらう機会を設けます。	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会事業等を通じて把握した虐待と思われるケースの情報について、行政や関係機関と連携し、必要な支援につなげました。 行政と連携を図り、民生委員児童委員協議会や地域福祉推進会議等において研修を開催しました。
③認知症の理解の普及	認知症の理解促進のため、社会福祉協議会が関わる研修や講座などで取り上げ、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と連携を取りながら、認知症への理解の普及に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の理解の普及のために、令和6年度は地域福祉推進大会において認知症をテーマとした講演会の開催や、「介護者のつどい」を通じて認知症等に関する介護者同士の交流会を行いました。 社会福祉協議会職員は日頃から業務上認知症の方への関わりも多いため、職員研修として認知症サポーター研修を行いました。
④権利擁護支援の充実	認知症高齢者、知的障がいや精神障がいのある人などに対して、権利擁護に関する支援の充実を図ります。また、成年後見制度の普及のために、住民に対して情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者支援部門と障がい者支援部門との合同で虐待防止・身体拘束廃止委員会を設立して、虐待を生まない体制づくりに取り組みました。 成年後見制度の普及のために、ポスター掲示やパンフレットの配布により情報配信を行い、権利擁護推進センターつなごによる成年後見制度説明会を開催しました。 【成年後見制度説明会実施回数】 令和6年度 4回

(3) みんなで支える健康づくり

【行政が取り組むこと】

第4期計画分野別施策	実施状況	担当		
①生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組の推進	<p>「健康日本 21 えびの市計画」に基づき、生活習慣病の発症予防と重症化予防を重視した取組を推進する中で、市民の生活の質（QOL）の向上を目指します。その実現のために、特定健康診査やがん検診などの各種健（検）診の推進や、個々の健診結果に応じた訪問などによる生活習慣改善のための保健指導の実施体制の充実、強化を推進していきます。</p> <p>また、これらの保健指導による個別の健康づくり支援とともに、広く住民向けの健康づくりに関する啓発や健康教育などについても広報や出前講座などの場を活用し継続して取り組みます。</p>	<p>・「元気で健幸なえびの市づくり計画(令和6年3月策定)」に基づき、各種健（検）診に取り組んだことで、一部コロナ禍の影響（受診控え）もありましたが受診率は向上しています。</p> <p>・個々の健診結果に応じた保健指導を実施し、重症化予防に努めるとともに、市民に向けて健康づくりや生活習慣病の予防に関するパネル展や健康教育を実施し、普及啓発を行いました。</p>	十分ではないができた	健康保険課
②介護予防・重症化防止支援の充実	「はづらつ百歳体操」は、介護予防、通いの場として非常に重要な取組であり、現在、口腔ケアや脳トレなどを取り入れて実施しています。新型コロナウイルス感染症対策を十分行いながら、自治会単位で実施してもらえるように支援していきます。	はづらつ百歳体操は、地域づくりによる介護予防として、住民同士のふれあいを通して、生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げて地域の介護予防の拠点となるよう支援しています。	できた	介護保険課
③運動能力の向上のための取組	スポーツ推進委員やまちづくり協議会などと連携をしながら、体力テストを実施し、個々の体力の状況や日常生活における運動習慣及び基本的な生活習慣などの状況を把握し、その改善を通して、体力、運動能力の向上を図ります。	スポーツ推進委員やまちづくり協議会などと連携し、個々の体力の状況や日常生活における運動習慣などの状況を把握するための体力テストを実施しました。	十分ではないができた	社会教育課
④スポーツによる健康増進	総合型地域スポーツクラブと連携し、新規加入者を確保し、より多くの人がスポーツや文化活動に参加する機会を提供できるよう、今後も広報などで各団体の活動内容を紹介し加入促進を図り、健康増進につなげます。	多くの人がスポーツや文化活動に参加する機会を提供するため、広報などで各教室、サークル活動内容を紹介し新規加入者の促進を図り、健康増進に努めた。	できた	社会教育課
⑤高齢者の生きがいづくり	高齢者の引きこもりを防止し、生きがいと健康づくりを促進するため、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、健康を維持しながら活躍できるような環境づくりに努めます。	<p>・高齢者クラブ連合会へ委託している高齢者の健康と生きがいづくり事業で「カラオケ学級」「レクダンス学級」「生花学級」「手芸学級」を開催しています。</p> <p>・社会福祉協議会が実施する地域支え合い事業への支援を通じて、高齢者の閉じこもり防止や生きがいと健康づくりに努めました。</p> <p>【高齢者クラブ数及び会員数】※各年度 4月1日現在 令和4年度：46クラブ 1,544名 令和5年度：46クラブ 1,535名 令和6年度：44クラブ 1,506名</p>	できた	福祉課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況
①健康づくりのための関係機関との連携	<p>「健康日本21えびの市計画」の方針に基づき、健康づくりの目標を掲げ、関係機関と協働で健康づくりの取組を行っています。</p> <p>地域づくりに健康づくりが不可欠であることを意識しながら、今後も健康づくりの場、健康に関する講話や学習会の機会を増やしていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりについて、市健康保険課と連携し、地域支え合い事業（公民館集い型）で適正体重についての講話を年間通じて実施しました。 ・民生委員児童委員協議会や地域福祉推進会議で学習会の時間を設け、健康意識の向上を図っています。 <p>【健康づくり学習会等開催実績】 令和6年度 27回開催 333人参加</p>
②健康づくりの意識向上	<p>住み慣れた地域で、元気で生き生きとした生活を続けていくために、健康が不可欠であることを意識づけながら、健康づくりの意識の向上を目指します。地域支え合い事業の場やささえあい通信、元気チャレンジノートなどを利用して、健康に関する話題や情報の提供、認知症、介護予防のために脳トレ、健康体操などの充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍での住民の心身の引きこもり予防と健康づくりの意識の向上を目的に、市内高齢者等に対して、「ささえあい通信」「私の元気チャレンジノート」を配布しました。 ・新型コロナ感染症が5類に移行した以降は、住民の要望もあり、年3回を年2回の配布に切り替え、健康に関する情報提供や認知症予防のチャレンジノートの配布を継続しています。 <p>【ささえあい通信等配布実績】 令和4年度：年3回 延べ186地区 4, 643部 令和5年度：年2回 延べ126地区 3, 127部 令和6年度) 年2回 延べ126地区 3, 073部</p>

(4) 地域の防災・防犯への取組

【行政が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況		担当 基地・防災対策課
①自主防災組織などの活動支援	災害時に地域住民が自主的に相互に協力し、避難や安否確認などが適切に行えるよう、平時の防災訓練などの活動支援を行います。	・自主防災組織やまちづくり協議会等の訓練に参加し、家庭での備蓄の勧めや自助・共助の重要性について講義を行うなど、各種訓練の支援を行いました。 【防災訓練等実施回数・参加者数】 (令和6年度) 56回 延べ1,906人参加	できた	
②避難行動要支援者の支援の充実	災害などの緊急時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認や避難支援が適切に行えるよう、地域福祉推進会議で、自治会長、民生委員・児童委員、地域福祉推進員において、避難行動要支援者の把握、避難行動要支援者名簿の見直し及び情報共有を行っています。 また、関係機関及び自主防災組織と連携を図り、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者の個別計画の整備を図ります。	・中学校区ごとに年2回実施している地域福祉推進会議において、自治会長、民生委員・児童委員、地域福祉推進員による避難行動要支援者台帳の確認や見直し作業を行っており、災害時の要支援者について常に新しい情報を保つようにしています。 ・一人暮らしの高齢者や障がいのある方など、要支援者ごとの状況に応じた避難経路や必要な支援内容などを事前に把握し、災害などの際に活用できるようにしておく「個別避難計画」については、優先して作成すべき要支援者を抽出した上で、関係課と連携して整備することとしています。 【避難行動要支援者数】 令和6年度末現在：687名 要支援者に対する地域の協力員数：1,012名	十分ではないができた	福祉課
③地域住民の防災意識の高揚	広報紙などを活用した啓発や地域で開催する防災講座、防災訓練において、地域住民の防災知識の普及と防災意識の高揚を図ります。	・令和6年5月号のえびの市広報で大雨等の対策や避難所、市公式LINE登録方法について、また令和6年10月号では「防災・減災のための自主防災組織」を掲載して、防災に関する周知を図りました。 ・防災講座や訓練を実施し、地域住民の防災意識の高揚を図りました。	できた	基地・防災対策課
④防犯活動の充実	えびの地区防犯協会などの関係機関と連携し、地域住民による防犯活動を推進するとともに、高齢者などに対する詐欺などの犯罪防止のため、地域安全運動期間中に防犯協会や防犯連絡所、各交番、駐在所連絡協議会などと連携して、防犯パトロールによる啓発活動を行います。 また、地域安全運動に関するのぼり旗掲揚やポスター掲示などを行いながら、地域と一体となった地域安全対策事業を今後も継続して取り組みます。	・各地域安全運動期間中には、えびの地区防犯協会や各交番・駐在所連絡協議会などの関係機関と連携して防犯パトロールや街頭キャンペーンを実施しております。 ・防犯連絡所にのぼり旗の掲揚や市内コンビニなどでの啓発ポスターの掲示を協力頂いて、地域が一体となって地域安全に取り組めています。	できた	基地・防災対策課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況	
①住民の防災意識の高揚	福祉マップや防災マップの作成の指導を行うにあたり、指導にあたる職員のスキルを高めるとともに、各自治会での防災組織の確立につながるように住民の意識改革に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップの作成については、自主防災組織及び防災リーダーが中心となり進められています。 ・自治会で開催されている防災訓練に積極的に出向いて炊き出しの指導や講話などを行なうなど、住民の防災意識向上に取り組んでいます。 	十分ではないができた
②防犯に関する情報提供	多くの住民に身近な情報を発信できるよう、令和2年度から、市内全域の高齢者に「ささえあい通信」を発行しています。今後も「ささえあい通信」を活用し、防犯意識の向上につなげられるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回発行する「ささえあい通信」の配布に当たり、民生委員や自治会長、地域ボランティアの方々に協力をいただいています。 ・地域の方の定期的な訪問活動により、顔の見える関係づくりと、防犯啓発活動につながっています。 	できた
③要支援者の把握	今後も関係機関と連携を図りながら、地域の安否確認の体制が構築できるよう、要支援者状況把握に努めます。また、「安心お助けきずなカード」の整備に努め、要支援者の緊急時に、スムーズな対応ができるようにつなげていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進会議において、自治会長・民生委員児童委員・地域福祉推進員による要支援者及び避難支援協力員の設置・確認作業を定期的に行なうことができました。 ・要支援者の確認に合わせて、民生委員児童委員を通じた安心お助けきずなカード、ナンバーテープ、ナンバーキーホルダーの普及に努めています。 	できた
④防災講座及び災害ボランティアセンター運営訓練の実施	親子で気軽に参加できるような防災講座や市内のボランティア団体及び青年部などに呼びかけ、幅広い年齢層に対して防災に関心を持ってもらう防災訓練などの取組を行います。また、災害発生時に敏速に対応できるよう、災害ボランティアセンター運営訓練を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に実施した災害ボランティアセンター運営訓練では、多くの関係機関の参加により、災害ボランティアセンターの一連の流れや各関係機関との協力体制の確認、職員の資質向上につながりました。引き続き災害への備えと連携強化を図っていきます。 【災害ボランティアセンター運営訓練参加関係機関】 えびの市ボランティア連絡協議会、民生委員児童委員協議会、えびの市青年会議所、まちづくり協議会、防災リーダー、市関係課等 	できた

(5) 再犯防止の支援（再犯防止推進計画）

【行政が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況		担当
①犯罪、非行 防止及び更 生のための 広報、啓発の 実施	広報紙による情報発信や「社会を明るくする運動」で、犯罪や非行の防止、犯罪をした人の更生について理解を深める活動を行い、地域で支え合えるよう支援を行います。 また、地域住民だけではなく、協力雇用主の普及に努め、企業の理解促進に努めます。	・えびの地区保護司会やえびの市更生保護女性会と連携して、「社会を明るくする運動」を通じた啓発活動を行いました。 ・宮崎保護観察所と意見交換を行い、保護司の確保を図るために地域住民への周知などを行うこととしました。	十分ではないができた	
②保護司会 などと連携 した相談支 援実施	保護司会などと連携して、相談対応や支援を行い、社会復帰を促します。また、社会復帰後も必要に応じて、相談対応などを継続的に支援します。	・毎週火曜日に飯野出張所2階に設置する「更生保護サポートセンター」で再犯防止や相談対応を行う保護司会を支援しました。 ・本市における保護司の定数に対する人員確保が課題となっており、行政において保護司の役割の重要性などを周知する必要があります。	十分ではないができた	福祉課
③関係機関 と連携した 就労及び住 居確保のた めの支援	「生活・仕事支援室」において、就労などの相談支援を行うとともに、ハローワークや就職相談支援センターと連携して、就労相談や職業紹介を行い、自立に向けた支援を行います。	・再犯の可能性の有無にかかわらず、必要な就労支援や家計相談に応じるための「生活・仕事支援室」を常設しており、いつでも利用できる体制づくりに努めました。	十分ではないができた	福祉課
④適切な保 健医療及び 福祉サービ スの提供	高齢者や障がいのある人などで、保健医療及び福祉サービスの支援が必要な人が適切にサービスを受けることができるよう、関係機関と連携した周知拡大や情報発信の強化に努めます。	・現在、再犯防止のための支援が必要となる高齢者や障がい者は該当がありませんが、いつでも対応できるよう、保護司の役割や人材確保に向けた周知を行っています。	十分ではないができた	福祉課
		・地域包括支援センターでは、高齢者が適切にサービスを受けることができるよう、まず関係機関を含む社会資源の把握に努め、関係機関等との「顔のみえる関係」を築いています。その上で本人や家族からの生活状況や困りごとをしっかり聞き取り、認知症高齢者や健康不安のある高齢者やその家族に対して、かかりつけ医や専門医受診へつなぐことや介護保険サービス等の必要な方への情報提供や支援を行っています。	できた	介護保険課

		<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に応じ関係機関との連携を図ることで、適切なサービスを受けることができるよう対応しました。 ・市公式ホームページや庁内ロビーでのパネル展等にて相談窓口の周知を実施しました。 	十分ではないができた	健康保険課
⑤学校などと連携した支援及び非行の未然防止	<p>青少年はもとより住民を対象に、「非行・薬物乱用防止キャンペーン」を行い、非行・薬物乱用防止に関する意識の高揚及び正しい知識の普及・啓発を行います。</p> <p>また、非行の未然防止のため、学校において発達の段階に応じた薬物乱用防止教育の充実に取り組み、正しい知識を身につけるように努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止に関するポスターを市役所本庁及び市健康保健センターに掲示し、来庁・来訪者に向けた正しい知識の普及・啓発に取り組みました。 	十分ではないができた	健康保険課
		<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校において、発達段階に応じて薬物乱用防止に関する学習を実施することができました。 	できた	学校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ・非行や薬物の乱用に対する相談窓口として家庭相談員を配置して、相談に応じる体制を整備しています。 ・学校訪問などを通じて、支援の必要な児童や家庭に対して相談支援を行い非行の未然防止を図りました。 	できた	こども課
⑥犯罪被害者への支援	<p>県や関係機関等と連携し、被害者の方々に寄り添った支援施策の構築を図り、被害者等が、心身ともに早期に回復し、安心して地域で暮らすことができるよう、適切な支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の支援に関する相談はありませんでしたが、犯罪被害者等支援の窓口として支援体制の整備を行う必要があります。 ・犯罪被害者やその家族について、精神的な苦痛からの回復や二次被害の防止など、被害からの回復を支援するため「犯罪被害者等支援条例」の策定を令和7年度に行う予定です。 	その他	総務課

【社会福祉協議会が取り組むこと】

第4期計画分野別施策		実施状況	
①犯罪、非行防止及び更生のための広報、啓発の実施	えびの地区保護司会及びえびの地区更生保護女性会の事務局を担い、行政、民生委員・児童委員、防犯協会、警察署、消防署などと連携し、「社会を明るくする運動」への積極的な支援を継続し、住民の更生保護活動への理解を深めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 毎年7月は法務省による「社会を明るくする運動強調月間」となっていることから、えびの地区保護司会および更生保護女性会と連携し、市内関係機関に呼びかけ、社会を明るくする運動パレードと併せて市内各地で啓発活動を行い、更生保護活動への理解を広げました。 	できた
②青少年非行防止及び青少年の健全育成のための広報の実施	青少年非行防止及び健全育成を目的に、更生保護女性会と連携し、小中高生に七夕短冊の作成依頼やチラシによる啓発活動を継続していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 青少年非行防止や健全育成を目的に、更生保護女性会の活動の一環として、毎年7月の「社会を明るくする月間」に向けて、6月に市内小中高校へ短冊づくりの協力を依頼し、7月～8月にかけて市内各地に七夕の設置を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> 社会を明るくする運動パレード開催当日は、短冊の中から優秀賞の表彰を行うなど、啓発活動を実施しています。 	できた

第4章

第5期計画の基本理念、基本目標

第4章 第5期計画の基本理念、基本目標

I. 基本理念

まちづくりの主役が一人ひとりの市民であるのと同様に、地域福祉の主役も地域住民であることが大切です。そのためには、地域において『支え手』側と『受け手』側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる場を創出し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを目指すことが必要となります。

第4期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画において、基本理念として「住み慣れた地域で自分らしくいきいきと、安心して暮らし続けられるまち～地域共生社会の実現～」を掲げました。

第5期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、第4期計画における基本理念を継承しつつ、地域住民が主役であること、そして「えびの市」の地域福祉推進計画・地域福祉活動計画であることを明らかにし、本市において、女性も男性も、お年寄りも若者も、失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる全員参加型の地域社会を目指すため、以下の基本理念を掲げることとします。

みんなでつくる『えびの』 みんなが活躍できる『えびの』

～ 地域共生社会の推進～

2. 基本目標

基本理念を実現するための指針として、基本目標を掲げます。また、それぞれの基本目標を推進する「目標別施策」及び「具体的施策」を定め、計画期間において実践します。

(1) 基本目標Ⅰ みんなで進める「地域づくり」

地域住民、支援関係機関、行政がそれぞれの立場から取組可能な「地域づくり」を進め、暮らしやすいえびの市を目指します。

(2) 基本目標Ⅱ みんなが役割を持つ「人材・担い手づくり」

人口減少が進む中、持続可能な地域活動のために必要な「人づくり」に取り組みます。また、支える側・支えられる側の関係を越えてみんなが活躍できるような環境づくりに取り組みます。

(3) 基本目標Ⅲ 安心できる「支援体制づくり」

包括的な支援体制づくりやつながりづくりなど、これからも地域で安心して暮らしていくための支援や取組を進めます。

3. 重点取組（包括的な支援体制）

本市では、令和5年度から令和6年度の2か年において、地域共生社会づくりの手段として社会福祉法に位置付けられた「重層的支援体制整備事業」への移行準備に取り組んできました。

重層的支援体制整備事業は、第4期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画における重点取組の1つである「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築」として位置付けていました。令和7年度から重層的支援体制整備事業の本格実施を始めるに当たり、第5期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画においても引き続き重点取組として設定し、基本目標と併せて推進することとします。

なお、本項に掲げる重点取組は、社会福祉法第107条第1項第5号に規定する「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」として位置付けるものです。

また、具体的な取組内容等については、「重層的支援体制整備事業実施計画」においても位置づけ、地域福祉計画との整合性を図ります。

I 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備に関する事項

- 自治会単位で「ふくしの座談会」が開催し、地域内の様々な住民による「わがまちで困っていることは何か」「公共交通機関は利用しやすいか」などの話し合いを進めます。
こうした主体的な話し合いの結果を踏まえ、地域内の助け合いや、ちょっとした困りごとを地域内で解決するための仕組みづくりを支援します。
- また、居場所づくりや地域内の世代を超えた交流に加え、身近な相談相手づくりや普段と変わった様子がないかなど、地域における生活課題の発見や早期対応のきっかけとしても活用を図るため、地域における「茶飲ん場」づくりを推進します。
- 地域住民等の地域福祉活動への関心を高めるため、中学校区単位で「地域福祉推進会議」を開催し、地域課題等について考える機会を作ります。
地域福祉推進会議のテーマは、地域福祉活動計画の進捗状況や振り返りなど、開催回ごとに設定します。

II 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項

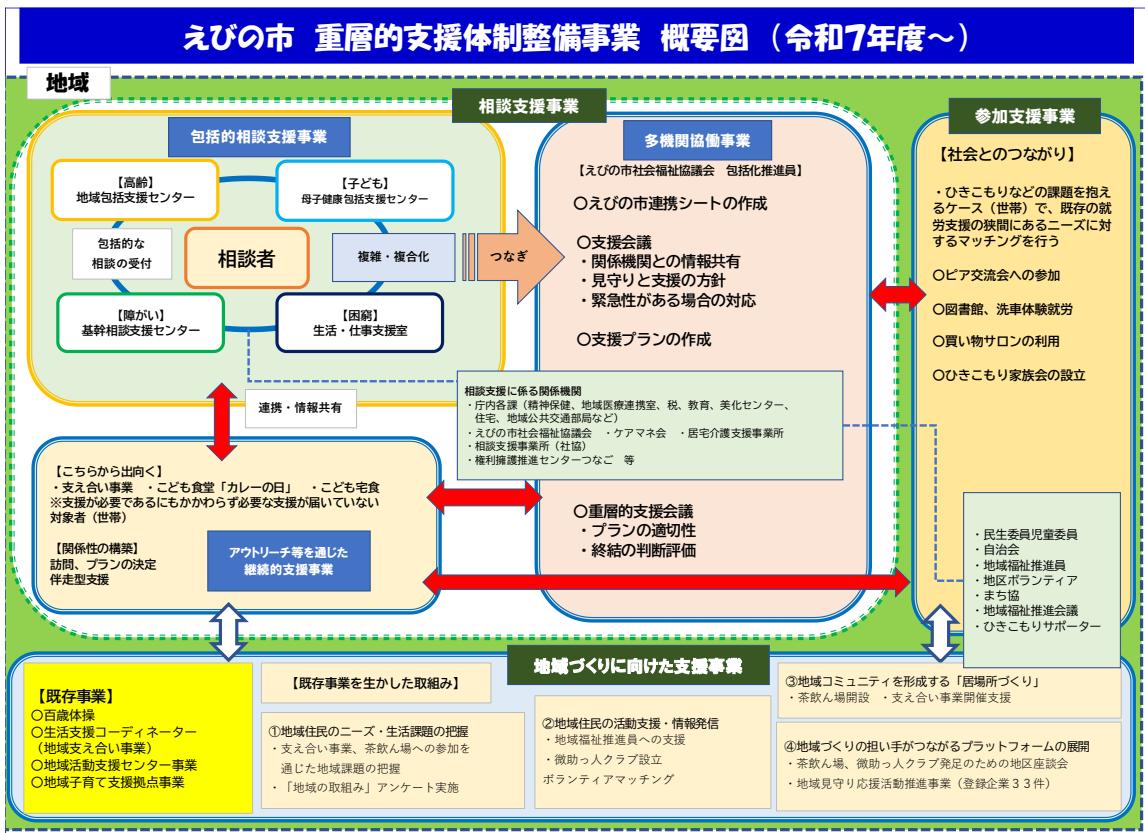
- 介護、障がい、子育て、生活困窮の分野を柱として、地域住民の相談を包括的に受け止め、断らない相談支援を進めます。

- 市役所に相談することに対して心配や不安を抱くことがないよう、「包括的に相談を受け止めること」「相談内容を例示するなど、分かりやすさに留意すること」などの周知に努めます。
- 日頃から民生委員・児童委員等の地域の関係者と連携を図り、課題を抱えた人やその家族について、全体像を把握する必要がある場合などは、適切に支援をつなぎます。
- 地域住民の生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制について、地域住民が集まる場で直接説明するなど、相談しやすい環境づくりを進めるとともに、課題の早期把握に努めます。

III 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項

- 単独の相談支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対しては、関係機関がチームとなって課題の全体像を把握・共有し、課題に応じた支援を図ります。
- 多機関協働の実施主体はえびの市とし、支援会議等に関するルールを明確化するとともに、適切な支援プランを決定し、相談者に寄り添った対応を行います。地域福祉に資する事業について実績やノウハウを有しているえびの市社会福祉協議会と連携を図りながら、各関係機関との対応力強化や連携強化を進めます。
- 課題に応じて多機関協働の連携機関が集まり、支援の方向性や考えられる役割をその都度協議する体制を作ります。
- 人口減少や少子高齢化が進む中、相談支援機関のスタッフを「地域資源」として捉え、持続可能な相談支援体制が図られるよう、役割に応じた支援を行うための支援会議等を充実させます。
- 課題を抱える人のニーズを把握するため、定期的に市民アンケートを実施し、地域住民の声を多機関協働に反映させます。

【本市の重層的支援体制整備事業イメージ】



【重層的支援体制整備事業の枠組み】

	社会福祉法	該当する事業・既存事業	事業内容・役割
I 相談支援	包括的相談支援事業 (法106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター ●基幹相談支援センター ●子育て世代包括支援センター ●生活・仕事支援室 (生活困窮者自立相談支援事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ●既存支援機関のネットワークで対応 ●複雑化・複合化した課題は多機関協働事業につなぐ
	(新規) 多機関協働事業 (法106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ●重層的支援開催・運営 ●各相談機関との調整、助言 ●狭間の就労支援、就労体験 ●居場所づくり ●アウトリーチ支援による伴走的支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●重層的支援体制整備事業の柱 (全体調整) ●市全体で包括的な相談支援体制を構築 ●支援関係機関の役割分担
	(新規) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法106条の4第2項第4号)	市が主体となり一體的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ●支援が届いていない人に支援を届ける ●会議や関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を見つける
II 参加支援	(新規) 参加支援事業 (法106条の4第2項第2号)		<ul style="list-style-type: none"> ●社会とのつながりを作るための支援 ●利用者ニーズを踏まえたメニュー作成 ●受け入れ・定着支援 ●既存の社会参加支援では対応できない狭間への対応
III 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業 (法106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域介護予防活動支援事業 ●生活支援体制整備事業 ●地域活動支援センター事業 ●地域子育て支援拠点事業 ●生活困窮者支援等のための地域づくり事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域資源の掘り起し、地域課題の共有 ●世代や属性を超えて交流できる場の整備 ●個別の活動や人の支援 ●地域活動支援、活性化

4. 生活困窮者自立支援方策について

社会・経済の構造的な変化等により、生活保護受給者や生活が困窮するリスクの増加を踏まえ、平成27年に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

法の施行に伴い、生活保護に至る前の状況にある人への支援が強化されると同時に、生活困窮者自立支援は地域福祉の拡充へとつながる重要な施策となりました。

このため、生活困窮者自立支援を具体的な施策に位置付けるとともに、市町村地域福祉計画に盛り込むこととされている「生活困窮者自立支援方策」について以下のとおり取り組むこととします。

I 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項

- 生活困窮者自立支援は、生活保護に至る前の状況にある人への支援を強化するための、いわゆる第2のセーフティネットであり、「誰も取り残さない地域社会」を目指す基本理念に通じるものです。
- 生活困窮者自立支援について、地域福祉計画における基本理念及び基本目標と併せて明記することにより、重要性を示すとともに、既存のあらゆる福祉サービスとの連携が必要であることから、権利擁護、高齢・障がい・子育て、地域づくりなどの分野と一体的に進めるために必要な具体的施策を進めます。

II 生活困窮者の把握等に関する事項

- 支援の対象となる生活困窮者に関する必要な情報及び把握方法は次のとおりです。

1 生活困窮者の状況の把握に関する必要な情報

- 生活保護に関する情報（生活保護者数、被保護世帯数等の増減）
- 「えびの市生活・仕事支援室」への相談件数及び支援件数
- 民生委員・児童委員からの情報提供
- 租税等の滞納繰越額
- 市民アンケート結果
- その他経済・社会状況の変化や要因など、生活困窮の実態に関連する情報

2 生活困窮者の自立支援に関する事項

①生活困窮者自立支援法に基づく支援

(必須事業)

- ・自立相談支援事業

- ・住居確保給付金

(任意事業)

- ・就労準備支援事業

- ・家計相談支援事業

②関係機関・他制度、多様な主体による支援

- ・重層の支援体制整備事業

- ・社会福祉協議会による支援（みやざき安心セーフティネット事業、生活福祉資金貸付事業、暮らし支えバンク事業、こども宅食事業等）

3 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・相談できる場づくり（茶飲ん場）

- ・ほっこりサロン

- ・ちょっとした困りごとを地域で解決できる仕組みづくり、活動団体設立促進

- ・市民アンケートの結果が示すように、自分が住んでいる地域について、多くの人が「何とかしなければならない」と感じている課題は「住民同士のまつりや助け合いが少ないと」「経済的に困っている家庭のこと」「暮らしや福祉について相談できる人がいないこと」などを挙げており、地域住民一人ひとりが問題意識を抱えている状態にあります。

「3. 重点取組（包括的な支援体制）」でも記載したように、ふくしの座談会や居場所づくり、またちょっとした困りごとを地域内で解決できるしくみづくりなど、住民が「何とかしなければならない」と感じている課題を共有し、課題解決や各種福祉サービスへつなげる体制づくりを進めています。

5. 施策の体系

基本理念	基本目標	目標別施策・分野別施策
みんなでつくる『えびの』地域共生社会の推進 みんなが活躍できる『えびの』	基本目標Ⅰ みんなで進める「地域づくり」	(1) 助け合い、支え合う地域づくり
		(2) つながる地域づくり
		(3) 防犯・防災の地域づくり
	基本目標Ⅱ みんなが役割を持つ「人材・担い手づくり」	(1) 地域活動を進めよう
		(2) みんなで考える地域課題
		(3) 人と人との交流・人と地域資源とのつながり
	基本目標Ⅲ 安心できる「支援体制づくり」	(1) 福祉サービスの推進と連携
		(2) みんなで支える健康と長寿
		(3) 権利擁護の推進とサポート
		(4) 社会とのつながり支援 (孤独・孤立対策)

具体的施策 (えびの市)	具体的施策 (社会福祉協議会)
①包括的な支援体制の推進・充実 ②高齢者の見守り活動 ③ボランティアセンターの利用促進 ④民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	①地域支え合い事業（ほっこりサロン）の充実 ②地域見守り応援活動の推進・啓発 ③ボランティア活動の推進
①地域づくり事業の充実 ②まちづくり協議会の活性化 ③市民活動の支援・環境整備	①居場所づくり（茶飲ん場）の支援 ②学校と連携した体験学習の実施 ③社会福祉大会・地域福祉推進大会の活性化
①自主防災組織などの活動支援 ②地域と連携した要支援者の把握 ③避難支援協力員の確保 ④防災意識の啓発 ⑤防犯活動の推進	①災害ボランティアセンター運営訓練による備え ②安心お助けきずなカードの周知・啓発 ③子どもを危険から守るためのサポート ④更生保護女性会へのサポート
①地域福祉推進員の確保 ②出前講座の活用促進 ③老人福祉センターの活用促進 ④高齢者クラブ活動への支援	①福祉団体への支援 ②微助っ人（びすけっと）クラブの設立推進 ③福祉バザーの開催 ④楽しい地域活動を支援
①地域福祉推進会議の開催 ②地域福祉推進員の活動促進・人材育成 ③審議会等の充実 ④制度の狭間の課題への対応	①「ふくしの座談会」を通じた課題の把握 ②地域福祉活動計画の検証 ③地域課題に関する話し合いの場の確保
①世代間交流活動支援 ②高齢者の生きがいづくり ③市民ニーズの把握と活用 ④相談支援機関の人材確保と連携	①ボランティア体験事業を通じた交流 ②こども・地域食堂の充実
①高齢者支援 ②障がい者支援 ③こども・子育て支援 ④生活困窮者等に対する横断的な支援 ⑤福祉以外の分野との連携	①高齢者支援 ②障がい者支援 ③こども・子育て支援 ④生活困窮者支援 ⑤社会福祉事業の健全な発達・協働
①認知症施策の推進 ②心と体の健康づくり ③高齢者が楽しく運動できる環境づくり ④敬老会・金婚式祝賀会の充実	①ご長寿「ほっこり夫婦」祝賀会 ②高齢者レクリエーションの充実
①成年後見制度の推進・啓発 ②こどもや若者の成長を支える ③暴力（DV）・虐待の防止	①「あんしんサポート事業」の充実 ②日常生活における心配ごと・法律相談の実施 ③権利擁護推進センターとの連携
①孤独・孤立対策の推進 ②ひきこもりやその家族への支援 ③多機関協働等の取組	①「わくわく・お出かけサロン事業」の充実 ②交流会の企画・参加促進 ③支援機関や地域との連携

第5章

分野別具体的の施策

第5章 分野別具体的施策

基本目標Ⅰ みんなで進める「地域づくり」

(1) 助け合い、支え合う地域づくり

社会福祉法に位置付けられた地域共生社会を推進するため、地域住民と行政が連携して「地域住民の気にかけ合う関係性」が創られる環境を目指します。

また、支える側と支えられる側に分かれることなく、地域住民全体でお互いが助け合うことができる仕組みづくりを進めることにより、課題の早期発見や地域資源の効果的な活用を図っていきます。

行政が取り組むこと

- ①包括的な支援体制の推進・充実
- ②高齢者の見守り活動
- ③ボランティアセンターの利用促進
- ④民生委員・児童委員、主任児童委員との連携

①包括的な支援体制の推進・充実（福祉課）

悩みや課題を抱える人やその家族は、課題が1つとは限りません。また、提供される福祉サービスや支援の方法も複雑化・複合化した悩みや課題に応じたものにする必要があります。

重層的支援体制整備事業による支援体制の強化をはじめとして、高齢者・障がい者・子育て・生活困窮の各分野が相互に連携・協力することにより、地域生活課題が包括的に提供される体制を整備します。

②高齢者の見守り活動（福祉課／介護保険課）

市民アンケートにおいて回答者が「何とかしなければならない」と感じている地域課題は、「高齢者同士の介護」「介護が必要な高齢者がいる世帯」「障がいがある独居高齢者」などが多くみられたことから、高齢者施策については、特に重点的に取り組まなければならない分野となっています。

65歳以上の一人暮らし高齢者世帯や75歳以上のご夫婦世帯について、民生委員による見守りや声かけを通じて安心な暮らしができるよう、活動を支援します。

また、一人暮らし高齢者の増加により、高齢者の見守りを家族だけが担うことが困難になっています。地域包括支援センターや在宅介護支援センターの各種事業を通じて必要な支援に努め、はつらつサポート活動を通じて地域による見守り活動へつなげていきます。

③ボランティアセンターの利用促進（市民協働課）

ボランティア活動に関する市民アンケートの回答結果において、地域のボランティア活動に参加していない原因として「参加の方法が分からぬ」「興味のある活動が見つからない」などの意見がありました。このため、ボランティアセンター運営に対する支援と併せ、ボランティア連絡協議会と連携して、ボランティア活動の普及や啓発を分かりやすく行います。

④民生委員・児童委員、主任児童委員との連携（福祉課）

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の実情を把握し、地域住民からの相談に応じ、必要な支援を受けられるように行政や専門機関などの適切な支援・サービスにつなぐ役割を担っており、地域住民に最も近い存在となっています。

民生委員・児童委員協議会役員会や定例会に参加して課題の共有を図るほか、活動に必要な研修の開催や資料の提供など、民生委員・児童委員活動が円滑に図られるように連携を進めます。

また、地域において、民生委員・児童委員の成り手がいないため、本市の定数に対する充足率が低下している状況となっています。活動のPRや広報を積極的に行うとともに、民生委員・児童委員確保のための環境整備を図っていきます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①地域支え合い事業（ほっこりサロン）の充実
- ②地域見守り応援活動の推進・啓発
- ③ボランティア活動の推進

①地域支え合い事業（ほっこりサロン）の充実

地域支え合い事業は、レクリエーションや昼食会などを通じて閉じこもりがちな高齢者や障がい者、子ども達が健康で明るく、いきいきと生活できるよう支援するもので、地域のボランティアが中心となって運営されています。

また、「公民館集い型（ほっこりサロン）」「見守り訪問型」など、地域の実情に応じて開催されており、内容も地域の創意工夫により様々な取組が展開されています。

これらの取組内容をさらに進めるとともに、参加者が周囲に悩みを相談できる環境づくりや地域課題の気づきの場としても生かせるよう、より良い事業を目指します。

②地域見守り応援活動の推進・啓発

一人暮らしの高齢者や障がい者、子育て世帯など、支援が必要と思われる方への見守り活動について、民間事業所の協力をいただき、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

事業の趣旨に賛同いただいた市内の民間事業所を「みな・ほっと見守り応援隊」として社会福祉協議会に登録し、訪問先の様子が普段と違うなど、何らかの異変を察知した場合に、連絡窓口であるえびの市社会福祉協議会へ連絡するとともに、緊急を要する場合は警察署や消防署へ通報を行います。

活動の周知を図り、地域の助け合いによって誰もが安心して暮らすことができる「お互い様・おかげ様の地域づくり」の実現を進めます。

③ボランティア活動の推進

えびの市社会福祉協議会内に「えびの市ボランティアセンター」を設置し、県下一斉ボランティア奉仕作業の実施や傾聴ボランティア、暮らししねっとサポーターの養成などを推進しています。ボランティアに興味を持ち、誰もが気軽に参加できるような環境づくりを進めるため、「ボランティアセンターだより」を発行し、助け合い・支え合い活動を啓発します。

(2) つながる地域づくり

地域住民が様々な活動に参加することにより、参加者の「かおの見える関係」が作られるとともに、地域課題や地域資源などについて知る機会が増えることが期待できます。

少子高齢化や生活スタイルが変化する中、住民同士がつながり、これからも暮らし続けたいまちづくりを進めるためのコミュニティなど、つながりを深める施策を展開します。

行政が取り組むこと

- ①地域づくり事業の充実
- ②まちづくり協議会の活性化
- ③市民活動の支援・環境整備

①地域づくり事業の充実（福祉課）

重層的支援体制整備事業の取組の一つとして位置付けられる地域づくり事業は、地域の実情に応じて「地域住民のニーズ・生活課題の把握」「地域住民の活動支援」「地域コミュニティを形成する居場所づくり」「行政や地域住民等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開」を実施することとされています。

重層的支援体制整備事業と地域福祉計画を連動させながら、地域のつながりの中で、住民の多様なニーズや生活課題に対応できるような体制づくりを図っていきます。

②まちづくり協議会の活性化（市民協働課）

中学校区ごとに組織されているまちづくり協議会は、「えびの市自治基本条例」に基づき、親睦グラウンドゴルフ大会や防災訓練、イベントなど、それぞれ自主的な活動が企画・運営されています。

まちづくりの主役は市民であり、地域住民です。地域住民がつながり、楽しく参加できるようなまちづくり協議会の活動を通じて、市民が自ら地域を築くことができるような取組を進めます。

また、まちづくり協議会内の福祉部会が実施している「声かけ運動」や地域ごとの「はつらつ百歳体操」など、地域の実情に合った活動の支援や地域課題の把握に努めます。

③市民活動の支援・環境整備（市民協働課）

市民が主体的に取り組む市民活動を支援するため、市民活動支援センターを設置しています。

また、市民活動の活性化を目的とした研修会や講演会の実施や、市民団体が参加する交流会を通じた情報交換が図られています。市民活動支援センター登録団体を増やし、活動団体がつながるような取組を市民団体とともに進めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①居場所づくり（茶飲ん場）の支援
- ②学校と連携した体験学習の実施
- ③社会福祉大会・地域福祉推進大会の活性化

①居場所づくり（茶飲ん場）の支援

外出の機会が少なく、閉じこもりがちな高齢者からは「人と会っておしゃべりすることが楽しみ」という声が多く聞かれます。また、障がいのある人、子育て世代などが気軽に立ち寄ることができるよう環境の整備が求められています。

地域住民がつながり、関係を深める中で、支援を必要とする人を早期に発見して課題が複雑化する前に適切な支援につなげたり、孤立を防ぐなど、居場所づくりに取り組むための説明会等を実施して対象地区を増やします。

居場所づくりは、世代を問わない様々な地域の人々が集い、楽しみ、生きがいを持つことが重要です。これから取り組もうとする地域においても、柔軟で楽しめるようなアイデアや意見を出してもらえるよう、支援を行っていきます。

②学校と連携した体験学習の実施

市内の各学校と連携し、児童生徒が車いす体験、高齢者疑似体験、アイマスクを着用した歩行体験などを通じて福祉に対する意識の向上を目的とした福祉体験事業を実施します。

子どものころから体験を通じて福祉に触れる機会を持つことにより、高齢者や障がいのある人の気持ちを理解し、誰もが幸せに暮らしていくためには何が必要かについて、学ぶ機会を作ります。

③社会福祉大会・地域福祉推進大会の活性化

社会福祉大会と地域福祉推進大会をそれぞれ隔年ごとに実施しており、社会福祉大会は多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった方々を表彰し、今後の一層の活躍を期待するとともに、本市の社会福祉の更なる充実に向けた啓発を図る機会としています。また、地域福祉推進大会は、講演や事例発表を通じて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域を目指し、地域住民が力を合わせ、支え合い、助け合いながら地域課題の解決に積極的に関わるために何が必要かを考えることを目的に実施しています。

これらの大会を、地域住民一人ひとりがつながる場として捉え、さらに充実させるような取組を進めます。

(3) 防犯・防災の地域づくり

地震などの災害はいつ襲ってくるか分かりません。近年、自然災害の増加や被害が甚大化していることから、災害に対する地域住民の不安は大きくなっています。また、市民アンケートの結果においても、地区の防災体制について「重要」又は「やや重要」と回答した人が87.7%に上がっています。

もし災害が発生した場合に地域住民がお互いに協力して助け合い、被害を軽減するために必要な「共助」の力を高めるため、行政や社会福祉協議会などによる「公助」だけでなく、日頃から地域ぐるみで災害に備えた訓練に取り組んだり、気にかけ合うなど、地域のつながりを大事にすることが必要です。

行政が取り組むこと

- ①自主防災組織などの活動支援
- ②地域と連携した要支援者の把握
- ③避難支援協力員の確保
- ④防災意識の啓発
- ⑤防犯活動の推進

①自主防災組織などの活動支援（基地・防災対策課）

災害などが発生した場合に、自分たちの地域を自分たちで守るために活動する自主防災組織や防災リーダーの活動について、平時の訓練実施や資器材の導入などにより支援します。

市民アンケートにおいて、回答者の50.8%が「自分が住んでいる地域に自主防災組織があることを知っている」と回答しています。それぞれの自主防災組織における活動や、策定を進める「地区防災計画」が地域に周知されるよう、自主防災組織と連携して啓発を図ります。

②地域と連携した要支援者の把握（福祉課／基地・防災対策課）

災害時の避難が必要な場合に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児など（要配慮者）のうち、自力で避難することが難しく、特に支援が必要となる方（要支援者）について、民生委員・児童委員、自治会長、地域福祉推進員が参加する地域福祉推進会議の場で名簿の確認や情報共有を行い、安否確認や避難の声かけなどに生かせるよう、適切な把握を行います。

また、災害対策基本法において努力義務とされている個別避難計画について、介護度や障がいの程度などの情報の把握や自主防災組織と連携した整備を図ります。

③避難支援協力員の確保（福祉課）

災害の発生又は災害のおそれがある場合に、避難誘導や安否確認、声かけなどの支援を必要とする要支援者ごとに、地域の避難支援協力員の配置をお願いしています。

主に要支援者の近くに住む方やすぐに連絡が取れる方にお願いしていますが、要支援者の不安を軽減し、迅速な避難等ができるよう、今後も避難支援協力員の確保を図ります。

④防災意識の啓発（基地・防災対策課）

本市は過去にも地震や山津波など、大きな災害による被害を受けています。

これらの災害を教訓に、広報紙や防災講座等を通じて日頃からの啓発や防災意識を高める取組を進めます。

また、市公式LINEやホームページなどを通じた正確な情報発信や周知を図ります。

⑤防犯活動の推進（市民協働課／福祉課）

地域ぐるみで防犯活動に取り組み、安心・安全なまちづくりを目指します。

えびの地区防犯協会や各交番、駐在所連絡協議会とともに、地域安全運動期間中の防犯パトロールなどの啓発活動に取り組みます。

また、毎年1月に開催する「110番の日 市長旗争奪グラウンドゴルフ大会」の場を活用して、警察による防犯講話や110番操作の方法に関する説明を行ってもらうなど、参加者の防犯・交通安全の意識を高める機会を確保します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①災害ボランティアセンター運営訓練による備え
- ②安心お助けきずなカードの周知・啓発
- ③子どもを危険から守るためのサポート
- ④更生保護女性会へのサポート

①災害ボランティアセンター運営訓練による備え

災害が発生した場合、社会福祉協議会が主体となって、外部からのボランティア、近隣の社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターなど、地域の関係機関や団体の協力の下、災害ボランティアセンターを設置・運営するよう、えびの市と協定を締結しています。

災害時に効果的なボランティア活動が行われるためにも、防災訓練や災害ボランティアセンター運営訓練を通じて関係機関との連携や災害に対する備えを進めます。

②安心お助けきずなカードの周知・啓発

「安心お助けきずなカード」は、一人暮らしの高齢者の方々などの安心・安全を確保するため、民生委員・児童委員を通じて配布しているものです。カードには「本人情報」「緊急連絡先」「かかりつけ医などの医療に関する情報」「避難支援協力員」「非常時持ち出し品」などを記載して、自宅の冷蔵庫など見える場所に張り付けておくことで、いざという時に必要な情報がすぐ分かるようにしておきます。

「安心お助けきずなカード」を活用することで、支援する人と支援を必要とする人が、それぞれ緊急時にすぐに対応することができますので、日頃からカードの備えを進めるとともに、地域の関係者に対する制度の周知・啓発を図ります。

③子どもを危険から守るためのサポート

民生委員は児童福祉法の規定により、子どもの健やかな育成や子育てに関する相談に応じる「児童委員」としても活動することとされています。また、中学校区ごとには、児童福祉に関する活動を専門とする「主任児童委員」が配置されています。

現在、民生委員・児童委員や主任児童委員により毎月第一・第三火曜日に子どもの登校見守り活動が行われているほか、登下校の際の危険箇所がないか確認し、関係機関へつなぐなど、子どもの安心・安全な環境づくりに努めています。

社会福祉協議会は民生委員・児童委員協議会の事務局として、通学路に設置するための啓発用のぼり旗や民生委員・児童委員が活動する際に車両に張り付ける啓発用マグネットを作成するなど、活動のサポートを行っており、今後も民生委員・児童委員や主任児童委員と連携して子どもを危険から守るための取組を推進します。

④更生保護女性会へのサポート

更生保護女性会とは、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間に合わせて公共施設等への七夕飾りや市内パレードを実施するなど、明るく安全なえびの市づくりに向けた取組を行っております。

更生保護は、立ち直りの支援や次世代を担う青少年の成長を願う、重要な活動です。保護司、宮崎保護観察所等の関係機関と連携を図りながら、地域で更生保護の心を育てる活動をサポートします。

基本目標2 みんなが役割を持つ「人材・担い手づくり」

(1) 地域活動を進めよう

コロナ禍において地域における様々な集まりや行事などが制限されたことで、みんなが顔を合わせる場が失われています。

一方、市民アンケート結果によると、「あなたが住んでいる地域のことで、何とかしなければならないと感じている問題はありますか」との質問に対し、61人が「地域の人が交流する場がないこと」を挙げており、地域住民において地域活動や住民同士の交流の必要性を感じていることが分かります。

これまで地域・行政・社会福祉協議会や関係団体が推進してきた取組や施設の活用などを通じて地域活動を広め、それぞれが地域課題について考えることが重要です。

行政が取り組むこと

- ①地域福祉推進員の確保
- ②出前講座の活用促進
- ③老人福祉センターの活用促進
- ④高齢者クラブ活動への支援

①地域福祉推進員の確保（福祉課）

民生委員・児童委員や自治会長などの活動をサポートするとともに、地域活動への参加や地域福祉推進会議等に参加するなど、地域福祉の担い手として幅広く活動する地域福祉推進員を自治会ごとに配置しています。

令和7年度においては、すべての自治会に地域福祉推進員を配置することができておらず、それぞれ地域の実情に応じた活動をいただいているので、引き続き推進員の確保に努め、地域活動に取り組みやすい環境づくりを図ります。

②出前講座の活用促進（社会教育課）

市民が知りたい情報に応じて、市役所や公共機関の職員が直接地域に出向いて講話をを行うなど、学びの場づくりを推進しています。

メニューは市政、福祉、健康、環境、市民参画、防災などの市政編が48講座、消防や防犯などの公共機関等編が17講座を設けております。各講座が積極的に利用されるよう、パンフレットを回覧板や関係団体の総会で配布するなど、周知と併せて利用しやすいメニューづくりに取り組みます。

③老人福祉センターの活用促進（福祉課）

老人福祉センターは、老人福祉法の規定により無料又は低額な料金で、高齢者が健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場として利用できるよう設置されるもので、市内には「老人福祉センター」と「高齢者交流プラザ」の2施設があります。

各施設では、高齢者クラブ連合会によるカラオケ学級や手芸学級が開催されており、高齢者の生きがいと健康づくりの場として活用されています。

高齢者が気軽に集い、楽しく地域活動ができるよう、また福祉バスなどにより身近に利用ができるよう、施設の活用促進を図ります。

④高齢者クラブ活動への支援（福祉課）

高齢者による仲間づくりを通じて生きがいや健康づくり、また生活を豊かにする楽しい活動に取り組むため、地域ごとに高齢者クラブが組織されています。長年の知識や経験を生かして、世代交流や社会活動にも取り組んでいますが、定年制の延長や生活様式の変化、また役員の成り手不足などを背景に、クラブ会員数や単位高齢者クラブ数は減少傾向にあります。

団塊の世代が後期高齢者へ推移する中、会員数の確保に努め、魅力あるクラブ活動が継続できるよう、関係機関とともに高齢者クラブ・えびの市高齢者クラブ連合会への支援を図ります。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①福祉団体への支援
- ②微助っ人（びすけっと）クラブの設立推進
- ③福祉バザーの開催
- ④楽しい地域活動を支援

①福祉団体への支援

えびの市社会福祉協議会では、「えびの市民生委員児童委員協議会」「えびの市高齢者クラブ連合会」「えびの市視覚障がい者福祉会」「えびの市赤十字奉仕団」「えびの市更生保護女性会」などの福祉団体事務局として活動支援を行っています。

各福祉団体が行う地域福祉活動が今後も地域住民へ広がっていくよう連携を図り、地域活動に関わる市民の増加に努めて行きます。

②微助っ人（びすけっと）クラブの設立推進

令和4年度のモデル事業として、地域内のちょっとした困りごとを地域内で手助け・解決する仕組みづくりとして3つの「微助っ人クラブ」が発足しました。その後、地域における座談会や検討を経て、令和7年度時点で6自治会にクラブが発足しています。

活動内容は「地域内で笑って語り合う場」づくりや「地域内でできること」を地域内で協力して行うといった、高齢者等のニーズを踏まえたものとなっています。

これらの地域活動に取り組む団体が増えるよう、地域との話し合いを進めながら設立を図っていきます。

③福祉バザーの開催

社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動の一環として、様々な事業の資金の一部とするために福祉バザーを開催しています。

たくさんの市民が地域福祉活動に役立ててもらおうと、自宅の使わない品物を持ち寄ってくださっており、福祉バザーの開催の際には市内外から多くの来客があります。

福祉バザーへの協力は、地域住民が取り組むことができる地域福祉活動の第一歩です。これからも地域福祉に触れる機会として開催を継続し、より充実した内容にしていきます。

④楽しい地域活動を支援

地域において「活動を始めたいが、どうやって進めたらいいのか分からない」「地域活動に関する情報が欲しい」など、地域活動には興味があるものの、取組のきっかけを必要とする場合があります。楽しい地域活動を進めるため、地域のユニークな取組を紹介するとともに、支え合い事業説明会や座談会を通じた啓発など、参加者の声を取り入れた地域活動を推進します。

(2) みんなで考える地域課題

少子高齢化の進行に伴い、地域における役員の成り手や活動の機会が減少しています。

市民アンケートの結果では、232人が「地域の成り手がないこと」、また140人が「住民同士のまとまりや助け合いが少ないとこと」を地域課題として挙げています。

地域課題は一部の人だけでなく、地域全体で考えていかなければならぬものです。

持続可能な地域福祉を推進していくためにも、一人ひとりが身近な課題に対して考え、主体的に地域を支え合う地域共生社会づくりを目指していきます。

行政が取り組むこと

- ①地域福祉推進会議の開催
- ②地域福祉推進員の活動促進・人材育成
- ③審議会等の充実
- ④制度の狭間の課題への対応

①地域福祉推進会議の開催（福祉課）

参加者が地域福祉について理解を深め、それぞれの立場で課題解決について考える場として、年に2回、中学校区ごとに「地域福祉推進会議」を開催しています。

会議には民生委員・児童委員、自治会長、地域福祉推進員が参加して、福祉、健康、防災、再犯防止など、毎回様々なテーマを設定し、地域福祉に関する話し合いや講話を行います。

参加者からの声や時機に応じた内容を企画し、市民の地域課題などについて自ら考え、活動につなげることができるような会議づくりに努めます。

②地域福祉推進員の活動促進・人材育成（福祉課）

自治会ごとに配置をお願いしている地域福祉推進員は、地域の実情に応じた活動をしていただくとともに、住民が安心して楽しく暮らせるために民生委員・児童委員などの活動に対するサポートをしていただいているいます。

また、幅広く地域福祉について考える人材や機会を確保してもらうため、任期を2年（再任可）と設定しています。

地域福祉推進員活動を通じて地域福祉に関心を持ち、身近な地域における福祉の取組が広がるよう、地域福祉推進員の活動や関係機関との連携を図ります。

③審議会等の充実（福祉課／こども課／介護保険課）

行政が策定する各種計画や施策に対する審議・検証を行う場として、様々な審議会や協議会が設置されており、地域福祉の関係者や有識者などに委員として参加をお願いすることがあります。

これらの会議等は、地域福祉に関する課題等を直接聞くことができる機会であると同時に、施策に関する説明や周知を図り、理解を深める機会でもあります。

審議会等の充実を図るため、論点や説明を分かりやすくすることにより、幅広く意見交換や施策に関する議論ができるよう努めます。

④制度の狭間の課題への対応（福祉課）

生活困窮の状態に至っていないが社会とのつながりを必要とする地域住民や、福祉サービスが必要な状態であるにもかかわらず必要な支援が届いていない、又は支援を拒否するなど、既存の制度や支援だけでは対応が難しい場合、近隣住民や訪問機会のある事業者などの見守りや協力が必要となることがあります。相談支援機関による支援制度に加え、既存の制度に当てはまらない課題に対しても早期に把握し、解決へ導くことができるような連携体制を整備していきます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①「ふくしの座談会」を通じた課題の把握
- ②地域福祉活動計画の検証
- ③地域課題に関する話し合いの場の確保

①「ふくしの座談会」を通じた課題の把握

少子高齢化が進む中、地域の現状や課題を正しく知り、「今、自分たちに何ができるのか」「これからの地域の担い手である若者に、何を残していくべきか」を考えることが必要です。

自分たちが住む地域の資源や課題などを語り合う場として、地区ごとに「ふくしの座談会」を開催し、課題解決に向けた取組や居場所づくり、「微助っ人クラブ」の設立などへつなげていきます。

②地域福祉活動計画を通じた課題の把握

地域福祉計画の策定と併せて、自治会ごとの活動目標や課題解決を示す「地域福祉活動計画」を策定します。

地域活動計画は、地域住民自身が「これから目指すべき地域の姿」やキャッチフレーズを話し合い、計画期間中の活動に生かしていくものです。

地域福祉活動計画において設定した目標や取組が順調なのか、うまくいっていないのか等の検証について話し合う場を設け、よりよい地域活動を目指す環境づくりを進めます。

③地域課題に関する話し合いの場の確保

地域住民を対象とした話し合いや座談会について、世代や分野を問わず幅広い住民が参加できるよう、開催方法や内容を検討していきます。

話し合いをより充実させるため、地域ごとの人口の推移や年齢層の推移などのデータを提供するなどの工夫に取り組みます。

(3) 人と人との交流・人と地域資源とのつながり

市民アンケートの結果では、地域活動への住民の参加について76.7%の回答者が「重要」「やや重要」と回答したのに対し、現状について「満足」「やや満足」と回答したのは52.1%となっており、地域活動の重要性は高いが満足度が低いと考える人が多いことを示しています。

地域共生社会づくりを進めるためにも、世代・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」などの関係を超えて、地域の多様な住民が集まり、つながるための施策を推進します。

行政が取り組むこと

- ①世代間交流活動支援
- ②高齢者の生きがいづくり
- ③市民ニーズの把握と活用
- ④相談支援機関の人材確保と連携

①世代間交流活動支援（市民協働課）

まちづくり協議会などの取組により、そば打ち、しめ縄づくりなど、近年、地域の特色を生かした世代間交流事業が増えつつあります。

えびの市地域活性化活動奨励事業等補助金や市民活動支援センターの活用等を通じて、青少年のための世代間交流活動など、住民主体による地域活動を支援します。

また、これらの地域活動を通じて、伝統行事などの地域資源を次世代へ引き継ぐ人材づくりや担い手づくりを促進します。

②高齢者の生きがいづくり（福祉課）

高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、高齢者クラブ連合会が実施する高齢者学級による生きがいづくりを推進します。

現在は「カラオケ学級」「レクダンス学級」「手芸学級」「生花学級」が開催されていますが、高齢者が楽しく参加できる講座の開設要望にも対応できるよう、現状の把握や高齢者クラブ連合会との意見交換に努めます。

③市民ニーズの把握と活用（福祉課）

市民アンケートで「地域住民同士が支え合えるようになるには、何が必要だと思いますか」と尋ねたところ、最も多かった回答が「住民自身がつながりを大切にすること」であり、「プライバシーを守る人間性を大切にすること」「相談しやすい環境をつくること」「住民同士が知り合うきっかけが増えること」「身近に住民が交流する場があること」「地域のちょっとした困りごとを地域で解決する仕組みをつくること」などの順に続きました。

これらの市民ニーズを把握し、各種計画や施策へ反映させることにより地域福祉の向上を図っていきます。

④相談支援機関の人材確保と連携（福祉課）

令和7年度から本格的に取り組む「重層的支援体制整備事業」において、多機関による相談支援事業を通じた連携を図ります。

人口減少が進む中、相談支援機関に携わるスタッフについても地域資源として捉え、持続可能な相談支援体制を図る必要があります。人材確保とともに、複雑化・複合化した課題をチームで支援する体制づくりを進めることにより、包括的な支援体制を目指します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①ボランティア体験事業を通じた交流
- ②こども・地域食堂の充実

①ボランティア体験事業を通じた交流

えびの市における高齢化率は令和7年4月1日時点で45.68%となっており、高齢化の進展に伴い一人暮らしの高齢者が増加しています。地域の高齢者の困りごとも増える中、今、自分達でできることを考え行動に移せる若い力が求められています。

このため、中学生を対象に「ボランティア体験事業（困りごとお助け隊）」として、自分達でできるお手伝いを体験してもらい、人のために役立つ喜びや達成感を見出す機会を作ることにより、世代間交流を図るとともに自分が住んでいる地域を見つめなおし、人と人がつながる地域づくりを目指します。

②こども・地域食堂の充実

えびの市ボランティアセンターにより月に1回開催・運営している「カレーの日（こども食堂）」は、これまで参加対象を「子どもと親」に限定していましたが、令和7年度より名称を「カレーの日（こども・地域食堂）」に改め、地域住民誰でも参加できるよう対象を拡充しています。

カレーの日（こども・地域食堂）では食事だけでなく、レクリエーションや体験活動など、季節ごとに楽しいイベントも開催しています。こども達の元気な姿を感じ、世代を問わない交流の場として継続できるよう、開催日の幅広い周知やボランティア活動の環境整備を進めます。

基本目標3 安心できる「支援体制づくり」

(1) 福祉サービスの推進と連携

地域共生社会において求められる姿は、「制度や分野」「支える側・支えられる側」を超えてみんながつながり、誰もが安心して暮らせる社会づくりです。

地域において相談できる相手がいることや、みんなが役割を持ち、安心して活躍できる社会を目指すためにも、支援が必要なときに、必要な福祉サービスや相談を受けることができる体制が必要です。

複雑化・複合化した課題に対しては幅広く関係機関が連携し、支援できる仕組みづくりを進めるとともに、これまで同様、一つ一つの課題に応じた支援を続けていくことも必要であり、介護・子育て・障がい・生活困窮の各分野をはじめとする相談支援機関において、それぞれが担当する相談受付や支援・サービスをしっかりと提供できるような施策を展開します。

また、地域福祉計画は高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉などの各福祉分野における個別計画の上位計画となるものです。個別の福祉計画に基づき、適切な福祉サービスや質の確保に努めます。

行政が取り組むこと

- ①高齢者支援
- ②障がい者支援
- ③こども・子育て支援
- ④生活困窮者等に対する横断的な支援
- ⑤福祉以外の分野との連携

①高齢者支援（福祉課／介護保険課／財産管理課／建設課）

「えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送ることができるよう、地域包括支援センターの運営等を通じた介護・福祉に関する相談対応や介護サービスの安定的な運用に努めます。

高齢者の経済的な負担を軽減するとともに、買物などの移動手段を確保するため、高齢者福祉タクシー利用助成事業の周知を図ります。

カラオケ学級、レクダンス学級、手芸学級、生花学級を実施する「高齢者の生きがいと健康づくり事業」を推進し、高齢者に喜ばれる施策を進めます。

市道や公営住宅などの段差解消や側溝への蓋設置など、高齢者にやさしいバリアフリーのまちづくりを推進します。

②障がい者支援（福祉課）

障がいのある人やその家族が安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を一体的にまとめた「えびの市障がい者プラン」による施策を推進します。

「にしもろ基幹相談支援センター」による福祉サービス利用や制度の活用に関する各種相談、情報提供、関係機関との連携など、総合的な支援を行います。

保険・医療・介護や教育・就労などの分野と連携し、暮らしや年齢に応じて適切な支援を継続します。

障がいの有無にかかわらず地域活動やスポーツ・文化活動に取り組む環境づくりに努め、ニーズ調査やアンケート調査結果を生かしながら社会参加を促進します。

③こども・子育て支援（こども課／学校教育課）

すべてのこどもや若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送る事ができる社会を目指し、「えびの市こども計画」に位置付けた施策を推進します。

また、保護者が子育てについて独りで悩むことの無いよう、母子保健と児童福祉に関する一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の運用を通じた積極的な情報提供とともに、子どもの貧困やヤングケアラー、犯罪から守る取組など、関係機関と連携しながら子どもを取り巻く環境の改善に努めます。

少子高齢化が進む中、地域全体でこどもを見守り、支える環境づくりが必要です。国や県の動向を注視しながら、子育てに係る経済的負担の軽減など、求められることも施策の推進を図ります。

④生活困窮者等に対する横断的な支援（福祉課）

生活・仕事支援室を中心に、就労や生活に関する相談窓口などの関係機関と連携を図りながら、生活困窮者の状況に応じて「就労支援」「就労準備支援」「住居確保支援」「家計改善支援」を行うなど、自立に向けた包括的な支援を継続します。

既存の制度では就労支援が難しいケースや自立のために必要な場合は、参加支援事業へつなぐなどの対応や、庁内部局と連携した支援を検討するなど、横断的な支援を図ります。

⑤福祉以外の分野との連携（福祉課）

これまでの「課題解決型」による個別の支援に加え、課題を抱える当事者やその家族などが置かれた状況や要因も複雑化・多様化していることから、各相談支援機関との連携がより重要となってきています。一方、人口減少が進む中、各相談支援機関・施設やそのスタッフについて、私たちのまちにおける「地域資源」と捉え、持続可能な福祉サービスについて考えなければなりません。

地域福祉の中心的役割を果たしている「えびの市社会福祉協議会」をはじめ、高齢・障がい・子育て・

生活困窮などの福祉分野以外にも、交通・租税・住宅・まちづくり・教育・人権など、幅広い分野が連携して支援を継続していくことができるよう、支援会議の開催や、課題が複雑化する前の予防的な取組について理解を深めていきます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①高齢者支援
- ②障がい者支援
- ③こども・子育て支援
- ④生活困窮者支援
- ⑤地域における社会福祉事業の充実・協働

①高齢者支援

社会福祉協議会において受託又は実施している居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、高齢者給食サービス事業、生活支援コーディネーター事業など、高齢者やその家族の意向を踏まえたきめ細かな支援を推進します。

また、本格実施に取り組んでいる「重層的支援体制整備事業」により、これまで実施している高齢者支援事業をさらに推進するとともに、「介護者のつどい（和の会）」など、高齢者に寄り添った福祉のまちづくりに努めます。

②障がい者支援

障がいのある人が必要なサービスを利用し、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、相談支援事業所の機能強化を図ります。

障がいのある人に関するニーズや課題、目標はそれぞれ違っており、一人ひとりに応じた障害福祉サービスの提供が必要です。利用者のニーズなどに適切に対応できるよう、研修への参加やひきこもりサポートの取得など、スタッフのスキルアップに努め、サービス等利用計画の作成などに生かします。

③こども・子育て支援

えびの市内の18歳までの子どもがいる世帯のうち、ひとり親世帯や何らかの理由で自立した就労ができないなどの事情を抱えた世帯に対し、定期的に食材を届けるこども宅食事業「田の神さあの贈り物

の」により、子育て支援を図ります。

食材はフードドライブ活動などによる寄付により集められています。地域住民とともに子育てを応援するとともに、必要な支援が受けられるよう、状況に応じて関係機関へつなぐなどの連携体制を継続します。

④生活困窮者支援

みやざき安心セーフティネット事業や生活福祉資金貸付事業などの周知・啓発を図り、経済的な自立や生活再建の機会を確保します。

また、生活困窮の状態となっている要因が複雑化・複合化している場合は関係機関と連携して支援を行うなど、世帯の全体像を把握するとともに、支援を必要とする状態であるにもかかわらず支援を受けることができない状態となっている世帯に対し、支援を届けることができるよう、アウトリーチ（こちらから出向くこと）等を通じた継続的な支援を図ります。

⑤地域における社会福祉事業の充実・協働

複雑多様化した地域生活課題に対応するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興に努めます。また、これまで実施してきた地域福祉活動がさらに充実するよう、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を推進します。

（2）みんなで支える健康と長寿

まちづくりの主役は市民です。地域住民が積極的に活動や話し合いの場に参加したり、触れ合うことにより、みんなが笑顔になり、「えびの市に暮らしてよかった」と思える機会をみんなで作ることが必要です。

そして、地域住民同士で支え合うためには、健康であることも大切です。

市民アンケートにおいて、「あなたは普段、どのような悩みや不安を感じていますか」との問い合わせに対し、最も多かった回答は「自分の健康」であり、続いて「家族の健康」となっており、半数近くの回答者が健康関係に対する悩みや不安を感じていることが分かります。

年を重ねても楽しく元気に、住み慣れたまちで暮らしていくよう、自分で取り組むことができる健康づくりやレクリエーションに参加できるような環境づくりに取り組むとともに、高齢者の閉じこもり防止や認知症予防など、周囲の関わりを通じて地域づくりが広がっていくような施策を、地域や関係団体とともに推進します。

行政が取り組むこと

- ①認知症施策の推進
- ②心と体の健康づくり
- ③高齢者が楽しく運動できる環境づくり
- ④敬老会・金婚者祝賀会の充実

①認知症施策の推進（介護保険課）

団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎える、今後も認知症高齢者の増加が見込まれています。認知症の人が尊厳を保ちながら生活できるよう、保健・医療・福祉の関係機関が連携して地域で支える「チームオレンジ」の仕組みづくりを進めます。

また、はつらつサポーターを中心とした「百歳体操」などの認知症予防や認知機能の活性化につながる取組を推進するとともに、地域における見守りネットワーク体制に引き続き取り組み、家族や親族の負担軽減に努めます。

②心と体の健康づくり（健康保険課）

令和6年3月に策定した「元気で健幸なえびの市づくり計画」に基づき、各種健（検）診に対する受診率向上や保健指導の取組を推進し、重症化予防の重要性について啓発を図ります。

また、病気や介護のこと、家族のこと、経済的な不安など、生活上の不安や課題の複合化は誰にでも起こり得ることです。心の健康づくりについても啓発を図るとともに、身近な相談窓口の周知や必要に応じて訪問するなど、相談者に寄り添った対応に努めます。

③高齢者が楽しく運動できる環境づくり（社会教育課／福祉課）

まちづくり協議会、自治会、総合型地域スポーツクラブなどによるスポーツ大会を推進し、高齢者が気軽に参加できる環境づくりを推進します。

自分の体力を知り、無理のない運動に取り組むためにも、まちづくり協議会やスポーツ推進委員による体力テストを通じて健康寿命を延ばす取組を推進します。

「市長旗争奪グラウンドゴルフ大会」や高齢者クラブ連合会によるグラウンドゴルフ大会に多数の高齢者が参加できるよう、関係機関と楽しい内容を企画するなどの支援を行います。

④敬老会・金婚者祝賀会の充実（福祉課）

コロナ禍における人の集まりの自粛があったものの、各地域において開催方式を工夫しながら敬老会が行われています。これまでのご苦労に感謝し、ご長寿をお祝いする敬老会がより充実したものとなるよう、敬老会への積極的な参加や長寿に関する本市の状況の公表など、地域とともに長寿社会を支える取組を進めます。

また、「いい夫婦の日＝11月22日」にちなんで毎年11月に開催している金婚者祝賀会について、より多くのご夫婦に参加いただけるよう、これからも夫婦の絆を深め、末永い幸せが続くことを願うための機会づくりに努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①ご長寿「ほっこり夫婦」祝賀会
- ②高齢者レクリエーションの充実

①ご長寿「ほっこり夫婦」祝賀会

二人の年齢が合わせて176歳となる夫婦を対象に、これまでの苦労を労うとともに今後の末永い幸せを願う「ほっこり夫婦」祝賀会を開催しています。

みんなでお祝いし、喜んでもらい、これからも生きがいと夫婦の仲睦まじい暮らしを支えていきます。これまで開催していた「ひとり金婚式」を見直し、新たに取り組みを始めた祝賀会になります。たくさんの対象夫婦が参加できる祝賀会となるよう、内容を充実させていきます。

②高齢者レクリエーションの充実

ほっこりサロンや地域活動において、地域の高齢者が楽しく参加できるようなミニゲーム、工作、製作などの活動を行っています。また定期的に「支え合い通信・私の元気！チャレンジノート」を配布しており、自宅でできる脳トレや介護予防に関する情報提供を行っています。

参加者の意見やリクエストを取り入れながら、これから多くの地域住民が参加できるようなレクリエーションの場づくりに努めます。

(3) 権利擁護の推進とサポート

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての住民がいきいきと暮らしていくためには、高齢者や子ども、障がいのある人などに対する配慮や地域での啓発が必要であるとともに、生活上の課題や悩みに対するサポート体制も重要となります。

また、当事者の判断能力の低下などに伴い、新たな課題や被害を生むおそれがあるため、家族や親族、施設の関係者などが相談できる機会や、必要に応じて一緒に支援する体制づくりも求められています。

ケースに応じて関係機関と迅速な対応ができるよう連携を図るとともに、相談窓口の周知や権利擁護に関する啓発など、日頃から地域住民の権利擁護に対する意識を高める取組を進めます。

行政が取り組むこと

- ①成年後見制度の推進・啓発
- ②こどもや若者の成長を支える
- ③暴力（DV）・虐待の防止

①成年後見制度の推進・啓発（介護保険課／福祉課）

「中核機関にしもろ地区権利擁護推進センターつなご」をはじめとする関係機関と連携し、身寄りがなく将来が心配な場合や財産管理、福祉サービスの手続きなどに対する相談やサポートなどに関する相談会を実施します。

啓発活動として、市広報への相談窓口の掲載やつなごによる成年後見啓発イベントや後見人セミナーの実施、後見人のつどいなどを通じた周知を図り、利用しやすい環境づくりに努めます。

②こどもや若者の成長を支える（こども課／学校教育課）

こどもや若者の健やかな成長には、地域全体の子育てに対する理解や協力が必要です。また、こどもが自らSOSを発信し、相談することが難しい場合も多くあります。児童委員や主任児童委員、保育施設などと連携しながら、地域の子育て力を高め、こどもの権利を守るための取組を進めます。

こどもに対する虐待を防ぐとともに、虐待が発生した場合は児童相談所、教育機関や支援機関と連携して対応します。

ヤングケアラーによってこどもの権利が失われることがないよう、相談できる環境づくりや家庭相談員による対応、こども宅食を通じた訪問、面談など、あらゆる機会を活用した権利擁護の推進を図ります。

③暴力（DV）・虐待の防止（総務課／福祉課／介護保険課）

「えびの市男女共同参画基本計画」に基づき、配偶者等からの暴力（DV）をはじめとする、男女の人权を侵害するあらゆる形態の暴力を無くすための取組を関係機関とともに推進し、相談窓口の充実を図ります。

高齢者や障がいのある人に対する虐待を防ぐため、高齢者虐待防止連絡協議会による情報共有や宮崎県障がい者権利擁護センターとの連携を通じた啓発・虐待防止や対応に取り組みます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ① 「あんしんサポート事業」の充実
- ② 日常生活における心配ごと・法律相談の実施
- ③ 権利擁護推進センターとの連携

① 「あんしんサポート事業」の充実

障がいや認知症などにより判断能力が十分ではない人で、自身での福祉サービス利用手続きが不安な人や預金管理、公共料金等の支払いなどが不安な人に対しては、福祉サービスの利用手続き支援や日常の金銭管理支援を行う「日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）」を通じて、課題を抱える人が安心して日常生活を送るための権利擁護を図っていきます。

② 日常生活における心配ごと・法律相談の実施

日常生活上の心配ごとに対するアドバイス・援助や法律上の権利関係に対する支援のため、定期的に「心配ごと相談」や「無料法律相談」を実施しています。

課題に対するヒントや解決の方策が見つかるようサポートするとともに、相談窓口が分からなかったり「どのように話してよいか分からない」など、権利が侵されている状態にもかかわらず一人で悩むことが無いよう、「社協だより」や地域活動を通じて周知を図ります。

③ 権利擁護推進センターとの連携

社会福祉協議会が実施する各種福祉サービス事業や相談支援事業において、複合化した課題を把握したり、相談を受ける場合、課題や相談内容に応じて社会福祉協議会の担当や行政、各相談支援機関の福祉サービスにつなぎますが、金銭管理などに関する課題については、相談者が権利擁護に関する課題と

気づかなかったり、成年後見制度による支援が必要な場合もあります。

権利擁護や成年後見制度の利用が必要な方に支援が行き届くよう、地域連携の中心的な役割を担う「中核機関にしもろ地区権利擁護推進センターつなご」との連携を強化し、包括的な支援体制づくりを推進します。

(4) 社会とのつながり支援（孤独・孤立対策）

新型コロナウイルス感染症の拡大による地域活動の制限やインターネットの普及、働き方の多様化など、私たちを取り巻く状況は変化しており、「生きづらさ」を背景とした自殺の増加、生活困窮、ひきこもりなど、新たな社会的課題が顕在化しています。

また、高齢化の進展とともに独り暮らしの高齢者が増加しており、今後も増加が見込まれていることから、支援や社会とのつながりなどが届いていない、いわゆる「孤立死」の増加が強く懸念されています。

こうしたことから、令和6年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）」の第2条において、「孤独・孤立は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであること」「孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題であること」「これまで推進してきたあらゆる施策に孤独・孤立対策の視点を組み入れていくことが重要であること」が基本理念として掲げられています。

課題を抱える人が一人で悩みを抱え込んだり、課題の複雑化・複合化を防ぐためにも、それぞれの立場で考え、できることに取り組み、地域全体でつながりを広げることが重要です。

行政が取り組むこと

- ①孤独・孤立対策の推進
- ②ひきこもりやその家族への支援
- ③多機関協働等の取組

①孤独・孤立対策の推進（福祉課）

孤独・孤立に関する現状等を踏まえ、「孤独・孤立対策推進法」における地方公共団体の努力義務規定として「当事者の状況に応じた施策の決定及び実施」「地域住民を含めた関係者（団体）との連携」「積極的な啓発活動」「相談支援」などが示されています。

本市における孤独・孤立対策を効果的に推進するため、「孤独・孤立対策地域協議会」を設置し、本市の現状や情報を共有するとともに、当事者等への具体的支援につなげていきます。

②ひきこもりやその家族への支援（福祉課／こども課／健康保険課／介護保険課）

ひきこもりは広い意味で「孤独・孤立」状態にある、又はそのように感じている人であり、生きづらさを抱えている状態の人です。世代や経済的な状況などを問わず起こり得る課題なので、分野を超えた連携や支援が必要となります。

国は、ひきこもり状態にある人やその家族に関わる全ての支援者にとっての参考となるよう、基本的な考え方や支援のポイントなどをまとめた「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を令和7年1月に策定しました。

ハンドブックを「地域福祉・高齢者・こども・子育て・精神保健」などの関係機関と共有し、当事者自身がこれからの生き方や社会との関わり方を決める「自立」を目指した支援を図っていきます。

③多機関協働等の取組（福祉課）

孤独・孤立状態となった背景は当事者それぞれ違っており、課題が複雑化・複合化している場合もあるため、当事者の全体像を把握し、課題を解きほぐすなどの支援が必要になります。

また、当事者が自ら支援を求めることができなかったり、支援が必要であるにもかかわらず必要な支援が届いていない状態にあることも考えられます。

このため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援に一体的に取り組む重層的支援体制整備事業の「多機関協働等事業」を通じて、支援する側が出向いて課題を把握する「アウトリーチ等を通じた継続的支援」やオーダーメイド型により社会参加の場づくりを行う「参加支援」を活用した伴走型支援を強化します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ①「わくわく・お出かけサロン事業」の充実
- ②交流会の企画・参加促進
- ③支援機関や地域との連携

①「わくわく・お出かけサロン事業」の充実

地域福祉推進事業として、外出が難しい高齢者を対象とした買い物支援活動を行っています。

高齢になるにつれ、車の運転ができなくなったり閉じこもりがちになるなど、周囲とのつながりを保つことが難しくなる場合があるため、健康チェックや付き添いボランティアの同行など、交流や外出の楽しみの場づくりに努め、高齢者への孤独・孤立を防ぎます。

②交流会の企画・参加促進

障がいのある人やひきこもり状態にある人などを対象とした「ぴあ交流会」を充実させます。

社会とのつながり支援は「一歩ずつ支援する」ことが必要です。参加者が気軽に、負担を感じないような交流会を企画し、人との関わりや交流を持つことを目指します。

また、当事者に関わる家族や関係者同士が悩みを打ち明け、共感できる場が求められています。

ひきこもりサポートーや支援団体と連携しながら、家族会の設立について検討を進めていきます。

③支援機関や地域との連携

社会福祉協議会において、課題を抱える人を訪問して当事者からの声を直接聴く機会は多く、既存の地域福祉事業や福祉サービス事業において課題を把握する場合も少なくありません。

このような場合、社会福祉協議会によるアプローチが支援の始まりとなるため、支援につなげるためにも当事者の気持ちに寄り添った対応が必要となります。

課題に適切に対応し、社会とのつながり支援を進めるためには、これまで培ってきた各支援機関との連携が不可欠であるため、支援会議や情報共有を通じた連携を強化していきます。

また、現在取り組んでいる「ふくしの座談会」や「地域福祉推進会議」などを通じた居場所づくりや悩みを相談できる人づくりを推進することにより、「一人ではない」と感じられる社会を実現することができます。

社会福祉協議会が取り組む事業や地域住民を対象としたすべての事業が「社会とのつながり」への第一歩となるよう、地域とともに進んでいきます。

第6章

第二次えびの市再犯防止推進計画

第6章 第二次えびの市再犯防止推進計画

I 再犯防止推進計画とは

我が国の刑法犯の認知件数が平成14年にピークを迎えたことから、平成15年に設置された国の犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画～「世界一安全な国、日本」の復活を目指して～」が策定され、具体的な取組が推進されました。この結果、平成28年の刑法犯認知件数は戦後最少となり、一定の成果が表れています。

しかし、刑法犯の検挙人員のうち、初犯人員（刑事事件で過去に前科前歴がなく、初めて罪を犯した人の数）の減少が再犯人員の減少を上回っているため、検挙された人員のうち再犯者の人員の割合（再犯者率）が上昇を続けており、多くの人が再び罪を犯してしまっているという現状が伺えます。

このため、国は平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、再犯の防止が犯罪の対策等に重要であることを明記するとともに、再犯の防止について国や地方公共団体が責任をもって推進していくことが規定されました。

併せて、地方公共団体は、国が定める再犯防止推進計画を踏まえ、「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務化されています。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（平成二十八年法律第百四号）

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようすることを旨として、講ぜられるものとする。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

再犯防止法における基本理念や国の再犯防止推進計画の内容を踏まえて策定した本市の再犯防止推進計画について、引き続き令和8年度から令和11年度を計画期間とする「第二次えびの市再犯防止推進計画」として策定し、推進することとします。

2 国における再犯防止の取組

我が国における再犯率の割合が高まる中、安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要不可欠であるとの認識の下、平成28年の「再犯の防止等の推進に関する法律」成立を踏まえ、本法に基づき国が取り組む施策をまとめた（第一次）再犯防止推進計画が策定されました。

この計画において、平成30年度から令和4年度までの5か年における基本方針や重点課題、また具体的に取り組む施策が掲げられ、国と地方公共団体による再犯防止の推進が図されました。

○（第一次）再犯防止推進計画（H 30～R 4）の重点課題

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- 6 地方公共団体との連携強化
- 7 関係機関の人的・物的体制の整備

（第一次）再犯防止推進計画に掲げた重点課題のうち、特に重要な課題への対応を加速化させるため、国は令和元年に「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定しました。このプランにおいて、「満期釈放者対策の充実強化」「地方公共団体との連携強化の推進」「民間協力者の活動の促進」の3つの取組を加速化させるとともに、「令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させる」「令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援する」ことを具体的目標として定めました。

計画において位置付けた重点課題への対応に基づき、国・地方公共団体・民間協力者の連携が進む中、これらの取組を更に深化・推進するため、これまで取り組んできた施策の検証を含めた計画の見直しが図られ、令和5年度から令和9年度を計画期間とする第二次再犯防止計画が策定されました。

第二次再犯防止推進計画では、第一次推進計画の重点課題を踏まえつつ、基本的な方向性を改めて整理した7つの事項が重点課題とされました。

○第二次再犯防止推進計画（R 5～R 9）の重点課題

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域における包摂※の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備

※包摂（ほうせつ）：包み込むこと。過ちを犯した人も地域社会の一員として取り込むことを意味する。

3 宮崎県内の状況

宮崎県においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」や国の再犯防止推進計画に基づき、令和2年度から令和5年度を計画期間とする「宮崎県再犯防止推進計画」が策定され、県内市町村の再犯防止推進計画の策定促進や当事者に対する経済的な下支え、就労支援、非行防止の取組などが展開されてきました。

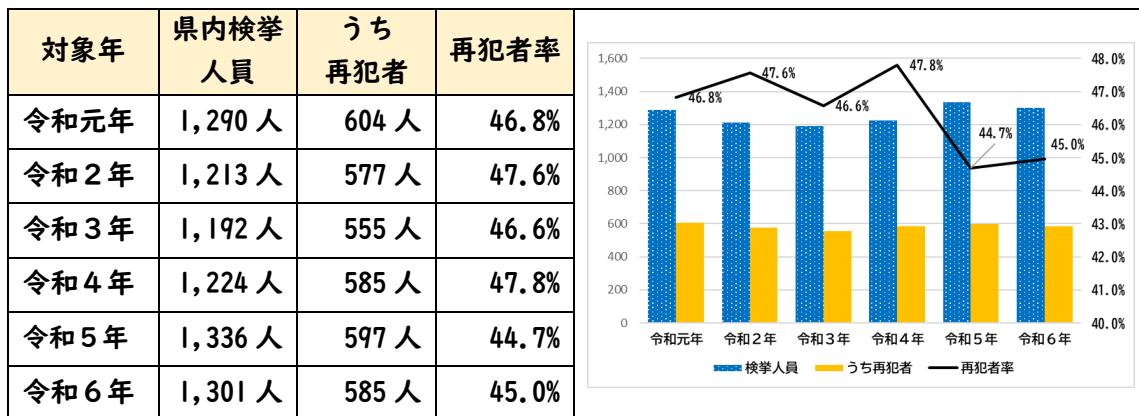
令和6年度には、近年の新たな動きや課題を踏まえ、宮崎県における再犯防止を更に推進するため、「第二次宮崎県再犯防止推進計画」が策定されており、重点課題として「国、市町村及び関係団体との連携強化」「就労・住居の確保」「保健医療・福祉サービスの利用促進」「非行の防止等」「特性に応じた効果的な支援のための取組」「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進」を掲げ、計画期間中の推進を図ることとされています。

<参考>

○宮崎県における刑法犯罪検挙者中の再犯者数及び再犯者率

令和2年以降、検挙人員のうち再犯者は600人を下回っています。

再犯率は、44%台から47%台で推移しています。

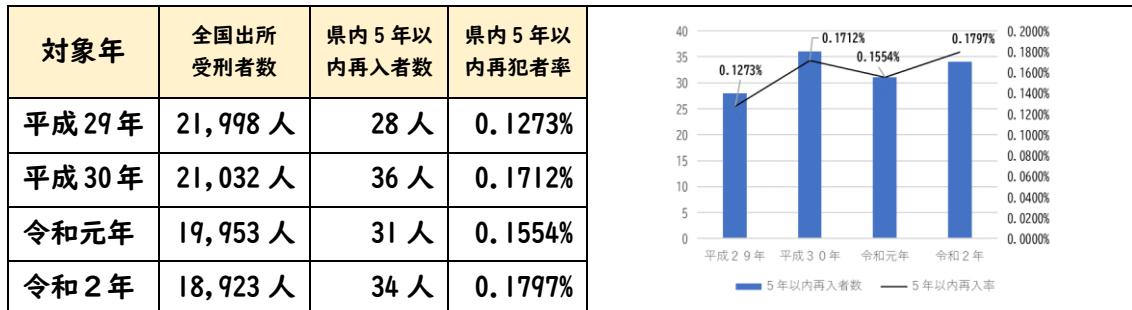


出典：法務省提供データ

○宮崎県における出所受刑者の5年以内再入者数及び5年以内再入率

それぞれの年に出所した人が、その後5年以内に再入所した人数です。

県内においては28人から36人で推移しています。

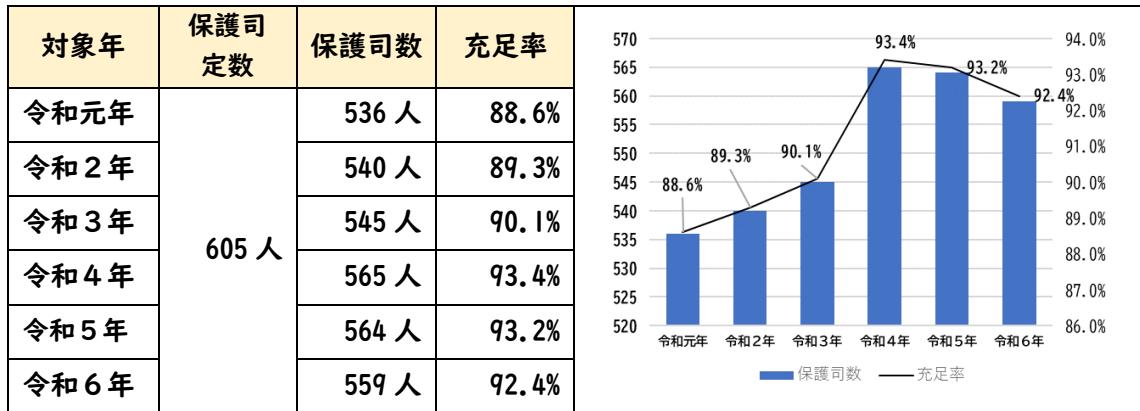


出典：法務省提供データ

○宮崎県における保護司数及び保護司充足率

保護司は、犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことのないよう、その立ち直りを助けるとともに、犯罪の予防や再犯の防止に関する啓発を行うために法務大臣から委嘱され、活動しています。

安全・安心な社会づくりのために重要な役割を担っている一方、宮崎県内においては定数を下回る状態が続いているいます。



出典：法務省提供データ

○宮崎県における「社会を明るくする運動」行事参加人数

令和元年の宮崎県内における「社会を明るくする運動」参加人数は15,453人でしたが、令和2年には2,683人まで減少しました。新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思われます。

令和3年以降は徐々に回復しつつありますが、コロナ禍以前の状況には戻っていない状況です。



出典：法務省提供データ

3 えびの市における現状や取組、課題

(1) えびの市における現状や取組

本市においては、国の「(第一次) 再犯防止推進計画」や、「宮崎県再犯防止推進計画」における重点課題等を踏まえ、令和4年3月に「えびの市再犯防止推進計画」を策定しました。

「えびの市再犯防止推進計画」は、「第4期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画(R4～R7)」における施策の一つとして、行政・社会福祉協議会における具体的な取組内容を掲げた内容となっており、計画に沿った取組を推進しました。

○えびの市再犯防止推進計画（令和4年度～令和7年度）における具体的な取組

（行政の取組）

- ① 犯罪、非行防止及び更生のための広報、啓発の実施
- ② 保護司会などと連携した相談支援実施
- ③ 関係機関と連携した就労及び住居確保のための支援
- ④ 適切な保健医療及び福祉サービスの提供
- ⑤ 犯罪及び非行の未然防止
- ⑥ 犯罪被害者への支援

（社会福祉協議会の取組）

- ① 犯罪、非行防止及び更生のための広報、啓発の実施
- ② 青少年非行防止及び青少年の健全育成のための広報の実施

(2) 再犯防止に関する課題

○ 人口減少や高齢化を背景に、地域における役員などの成り手不足が進む中、保護司の確保が課題となっています。

保護司は、罪を犯した人等が地域社会で孤立することなく安定した生活を送り、再び罪を犯すことのないよう支援する重要な活動を行っており、関係機関と連携した保護司の確保の取組が必要です。

本市においては、令和7年7月に開催した「地域福祉推進会議」において、宮崎保護観察所により保護司の活動内容や現状を説明していただく機会を設け、これからの保護司確保に向けた取組につなげています。

○ 保護司の安心・安全な活動やその家族の負担軽減のために、保護司の自宅以外で相談・面接業務を行うことができる環境づくりが求められています。

本市における保護司の活動拠点として、更生保護サポートセンターを設置していますが、利用に関する時間的・地理的な制約があるため、公共施設などの柔軟な利用について検討することが必要です。

国の第二次再犯防止推進計画、第二次宮崎県再犯防止推進計画及び本市における現状・課題を踏まえ、第二次えびの市再犯防止推進計画における具体的な取組として、以下の項目を設定します。

4 再犯防止のための具体的取組

(1) 行政で取り組むこと

①再犯防止に関する広報、啓発の実施（福祉課）

「社会を明るくする運動」の強調月間である7月に合わせ、更生保護女性会をはじめとする関係機関と市内パレードを実施するなど、引き続き犯罪や非行の防止と、立ち直り支援への正しい理解を深めるための取組を推進します。

また、民生委員・児童委員、自治会長、地域福祉推進員が参加する「地域福祉推進会議」の場を活用し、地域全体で立ち直りを支援する輪を広げていくための啓発を行います。

②保護司の確保及び活動環境の整備（福祉課）

宮崎保護観察所と連携し、退職を迎える予定の市職員等に対する保護司活動の周知などにより、保護司の適任者が確保できる環境づくりに努めます。

また、保護司が安心して保護観察対象者と面接ができるよう、市の公共施設を面接場所として利用する際には柔軟に対応し、保護司の活動を支援します。

③保護司会及び更生保護女性会を始めとする関係機関との連携（福祉課）

保護司会や更生保護女性会など、再犯防止活動に取り組む団体について、総会や役員会への出席や意見交換などを行い、積極的な連携を図ります。

④社会復帰につながる保健医療及び福祉サービス等の提供（福祉課／介護保険課／健康保険課）

犯罪を犯した人の中には、経済的に困っている、仕事や住むところがない、高齢で身寄りがないなどの課題を抱え、地域で孤立したり、再び犯罪を犯すなどの人が多くいるとされています。

このため、必要な保健医療や「生活・仕事支援室」などの福祉サービスにより、社会復帰のために必要な支援を行います。

また、複雑化・複合化した課題を抱えた人や社会とのつながりが必要な人に対して、本市で本格実施を始めた「重層的支援体制整備事業」による多機関協働や参加支援の取組を活用し、必要に応じて関係機関との支援を進めます。

⑤犯罪、非行の未然防止（福祉課／健康保険課／こども課／学校教育課／社会教育課）

家庭や学校教育と連携し、「青少年非行防止県民総ぐるみ運動」や「青少年の非行・被害防止全国強調月間」における非行防止や青少年の健全育成とともに保護・更生の取組みを推進します。

また、薬物乱用防止に関する学習やポスター掲示など、正しい知識の普及・啓発を通じて犯罪、非行の未然防止を図ります。

⑥犯罪被害者に対する支援（総務課）

令和7年度に制定した「犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者やその家族について、精神的な苦痛からの回復や二次被害の防止など、被害からの早期の回復を支援します。

(2) 社会福祉協議会で取り組むこと

①社会復帰につながる生活支援・相談支援の提供

社会福祉協議会で実施する「みやざき安心セーフティネット事業」「暮らし支えバンク事業」などの生活支援や相談事業などにより、周囲に相談できない課題や生活困窮が原因で過ちを犯すことがないよう支援を行います。

また、学校への七夕短冊づくりの依頼などを行うえびの地区更生保護女性会の活動を通じて、行政、民生委員・児童委員、防犯協会、警察署や地域と連携し、更生保護活動に対する啓発や周知を図ります。

②青少年の健全育成・課題の早期発見

地域の誰もが参加できる居場所として、カレーの日「こども・地域食堂」を開催し、健全な青少年育成や地域のつながりを高める取組を推進するとともに、ひとり親世帯や生活にゆとりのない世帯等に食料や日用品を届ける「こども宅食事業」を通じて、課題の早期把握に努めます。

③地域の見守り活動支援

民間協力事業所が、日常の業務において訪問先の様子が普段と違うなど、何らかの「異変」を察知した場合にえびの市社会福祉協議会へ連絡（緊急を要する場合は、警察署や消防署へ通報）する「地域見守り応援活動推進事業（みな・ほっと見守り応援隊）」を推進し、安心・安全なえびの市を目指します。

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

I. それぞれの役割

地域福祉計画を推進し、地域共生社会の実現を目指すためには、地域住民を含めたみんなが主役となり、それぞれができるることを進めていかなければなりません。

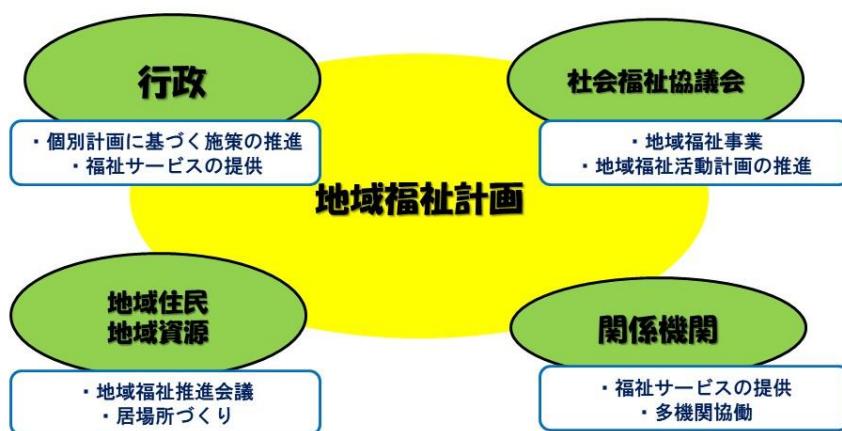
行政においては、これまで実施してきた施策や支援をより充実させるとともに、社会情勢や本市の現状を踏まえた「高齢・障がい・子育て・生活困窮」分野を柱とした包括的な支援体制づくりを推進し、新たに複雑化・複合化した課題への横断的な対応や「予防」の視点からの連携が求められます。

社会福祉協議会においては、地域福祉の中心的役割を担い、行政と地域住民の「つなぎ」や地域資源の掘り起こしなど、より細やかな地域福祉を推進していきます。

住民からの相談窓口や福祉サービスの提供などを行う関係機関は、1人の担当者が複雑化・複合化した課題を抱え込むことなく、連携による支援・課題解決のために「かおの見える関係」づくりを通じた持続可能な福祉サービスの提供が必要となります。

そして、地域住民においては、日頃からの地域住民同士の支え合い・見守り、気にかけ合う関係づくり、居場所づくり、地域課題や解決のために住民でできることの話し合いなど、まずは周囲に関心を持つことから始めることが大切です。

縦割りや分野にこだわることなく、幅広い人や団体が一つになって計画を推進し、地域共生社会のえびの市づくりを進めていきましょう。



2. 計画の評価・検証

「第5期えびの市地域福祉計画」は、福祉に関する事項を一体的に定めた内容となっており、福祉の上位計画に位置付けられます。

このため、福祉に関する個別計画により進捗管理を行うことを基本としながら、「Plan（プラン：計画策定）」「Do（ドゥ：実行）」「Check（チェック：評価・検証）」「Action（アクション：見直し）」によるサイクルを適切に行います。

計画の最終年度には、具体的な施策に関する庁内の全体的な振り返り検証を行い、次期計画策定に生かすこととします。

さらに、中学校区ごとに4地区で開催する「地域福祉推進会議」において地域住民からの評価・意見をいただきます。